

# 尾花沢市こども計画

## (素案)

令和 7 年 月

山形県 尾花沢市



# 目 次

|  |          |
|--|----------|
| <b>I 計画の概要</b> .....                     | <b>1</b> |
| 1 計画策定の背景.....                           | 1        |
| 2 計画の性格と役割.....                          | 2        |
| (1) 計画の根拠法令等.....                        | 2        |
| (2) 計画の位置付け.....                         | 2        |
| (3) 計画の対象.....                           | 2        |
| 3 計画の期間.....                             | 3        |
| 4 計画の策定体制.....                           | 3        |
| (1) こどもまんなか社会推進協議会の設置.....               | 3        |
| (2) パブリックコメントの実施.....                    | 3        |
| (3) アンケート調査の実施.....                      | 4        |
| <b>II こどもと保護者を取り巻く現状</b> .....           | <b>7</b> |
| 1 人口の状況.....                             | 7        |
| (1) 人口推移.....                            | 7        |
| (2) 年齢3区分構成比.....                        | 7        |
| (3) 人口構成.....                            | 8        |
| (4) 自然動態.....                            | 9        |
| (5) 社会動態.....                            | 9        |
| 2 世帯の状況.....                             | 10       |
| (1) 世帯数の推移.....                          | 10       |
| (2) こどものいる世帯数の推移.....                    | 11       |
| (3) ひとり親世帯と児童扶養手当受給世帯の状況.....            | 12       |
| (4) 生活保護受給世帯の状況.....                     | 13       |
| 3 婚姻、出生等の状況.....                         | 14       |
| (1) 婚姻、離婚の状況.....                        | 14       |
| (2) 未婚率の推移.....                          | 15       |
| (3) 出生の状況.....                           | 16       |
| 4 就業の状況.....                             | 18       |
| (1) 就業者数・就業率の推移.....                     | 18       |
| (2) 産業分類別就業状況.....                       | 19       |
| (3) 年齢別就業状況.....                         | 19       |
| 5 保育所・認定こども園の状況.....                     | 21       |
| 6 小中学校の状況.....                           | 23       |
| (1) 小学校.....                             | 23       |
| (2) 中学校.....                             | 23       |
| 7 放課後児童クラブの利用状況.....                     | 24       |
| (1) 放課後児童クラブ.....                        | 24       |
| 8 アンケート調査結果に見る子育ての状況.....                | 25       |
| (1) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童調査）.....   | 25       |
| (2) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（小学校児童調査結果）..... | 31       |
| (3) こども・若者意識調査.....                      | 37       |
| (4) 「こどもの生活に関する実態調査」（こども用調査）.....        | 43       |

|   |            |
|---|------------|
| (5) 「こどもの生活に関する実態調査」(保護者用調査) .....            | 51         |
| <b>Ⅲ 計画の基本的な考え方</b> .....                     | <b>61</b>  |
| 1 計画の基本理念(案) .....                            | 61         |
| 2 計画の基本目標(案) .....                            | 62         |
| 3 計画の体系(案) .....                              | 63         |
| <b>Ⅳ 取り組むべき施策の展開</b> .....                    | <b>67</b>  |
| 1 こどもの権利が保障され、健やかな成長を支援するまち .....             | 67         |
| (1) こども・若者が権利の主体であることへの理解促進・啓発 .....          | 67         |
| (2) 多様な遊びや体験への支援、こどもが活躍できる機会づくり .....         | 68         |
| (3) こども・若者の社会参画と意見反映の促進 .....                 | 70         |
| 2 こどもと子育て家庭が安心・安全に暮らすことができるまち .....           | 71         |
| (1) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 .....              | 71         |
| (2) こどもの貧困対策 .....                            | 72         |
| (3) こどもの権利を守るための環境づくり .....                   | 74         |
| (4) こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組 .....         | 75         |
| 3 こども・若者がライフステージに応じて自分らしく成長するまち .....         | 76         |
| (1) こどもの誕生前から幼児期への支援 .....                    | 76         |
| (2) 学童期・思春期への支援 .....                         | 77         |
| (3) 青年期への支援 .....                             | 79         |
| 4 地域全体で子育て家庭を支えるまち .....                      | 80         |
| (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 .....                  | 80         |
| (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 .....                      | 81         |
| (3) 仕事と生活の調和の実現 .....                         | 82         |
| 5 質の高い多様な教育・保育環境が整うまち(第3期子ども・子育て支援事業計画) ..... | 83         |
| (1) 提供区域の設定 .....                             | 83         |
| (2) 教育・保育の量の見込と確保方策 .....                     | 85         |
| (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....            | 88         |
| <b>Ⅴ 計画の推進</b> .....                          | <b>109</b> |
| 1 各主体の役割 .....                                | 109        |
| 2 計画の周知及び推進体制 .....                           | 110        |
| 3 計画の進捗管理 .....                               | 110        |

# I 計画の概要



# I 計画の概要

## 1 計画策定の背景

我が国の少子高齢化の進行は近年深刻さを増し、総務省統計局によると令和5年時点での日本の総人口に占めるこども（15歳未満）の割合は11.5%と49年連続で低下しております。急速な少子高齢化の進行による人口構造の変化は、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会・経済へ与える影響が懸念されています。また、厚生労働省によると、令和3年の日本のこどもの<sup>※1</sup>相対的貧困率は11.5%であり、日本のこどもの約9人に1人が相対的貧困状態にあるとされています。

このような現状に対し、共働き家庭や核家族の増加、価値観や生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立、貧困による教育格差など、こども・若者や家庭を取り巻く環境の変容に合わせ、全てのこども・若者の最善の利益を第一に考えた社会全体による切れ目のない支援を図ることが重要です。

国では、全てのこどもや若者が自立した個人としてひとしく成長でき、将来にわたって幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」を目指すため、令和5年にこども関連政策の司令塔である「こども家庭庁」を設置しました。また、同年にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行、さらに「こども基本法」に基づいた国の「こども大綱」が閣議決定されるなど、こども関連施策を巡る状況は急速に変化しています。

この「こども基本法」において、市町村は、国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「こども計画」を策定するよう努力義務が課せられました。「こども計画」は、子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして策定できるとされています。

尾花沢市では、令和2年に「第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育のニーズ量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援事業について提供体制を整備し、地域の実情に応じたこども・子育て施策を計画的・総合的に推進してきました。計画期間が令和6年度で満了する中、こども・若者や子育て家庭をめぐる複雑化した課題や新たな課題に対応し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指すため、令和7年度を始期として、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者計画」を包含する「尾花沢市こども計画」を策定するものです。

※1 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

## 2 計画の性格と役割

### (1) 計画の根拠法令等

こども基本法第10条第2項の規定により、各市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、5年を1期とする「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。

#### ■こども基本法（抜粋） （都道府県こども計画等）

第10条第2項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく、市町村こども計画です。こども大綱及び山形県こども・子育て笑顔プランを勘案し、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標を明らかにするものであるとともに、以下の法定計画を包含して作成する計画とします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画計画」

また、本計画の策定については、「第7次尾花沢市総合振興計画」をはじめ、「尾花沢市地域福祉計画」、「尾花沢市障がい者計画・障がい福祉計画」、「尾花沢市母子保健計画」などの関連する他の分野別計画との整合性を図ります。

### (3) 計画の対象

本計画は、尾花沢市のすべてのこども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね39歳まで）とその家族を対象とし、社会全体でこども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくことを目的とします。

### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを一期とした5年間の計画とします。

| 令和2年度                | 令和3年度                 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度        | 令和8年度                 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------------------|-----------------------|-------|-------|-------|--------------|-----------------------|-------|--------|--------|--------|
|                      | 第7期尾花沢市総合振興計画(前期基本計画) |       |       |       |              | 第7期尾花沢市総合振興計画(後期基本計画) |       |        |        |        |
| 第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画 |                       |       |       |       | 第1期尾花沢市こども計画 |                       |       |        |        |        |

### 4 計画の策定体制

#### (1) こどもまんなか社会推進協議会の設置

計画の策定にあたり、こども・若者支援に関する施策が本市の実情を踏まえて展開されるよう、「尾花沢市こどもまんなか社会推進協議会」を設置し、様々な分野の有識者や子育て当事者の意見を踏まえた実行性のある計画策定のため、計画内容の検討・審議を行い、計画への反映を図りました。

#### (2) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年 月 日から 月 日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## I 計画の概要

### (3) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、本市のこども・若者を巡る実情や保護者の就労状況、教育・保育や子育て支援に関する各事業のニーズ量など、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

#### I 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査

##### ■調査の概要

##### ①就学前児童調査

|       |   |
|-------|---|
| 調査の対象 | 令和6年2月1日現在、本市在住の0歳から6歳までの児童の保護者           |
| 調査の方法 | 保育園・幼稚園・こども園を通じた配布・回収<br>(※一部、郵送による配布・回収) |

※2人以上の就学前児童がいる世帯については、回答の対象となる児童を年少児童とした。

##### ②小学生調査

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 調査の対象 | 令和6年2月1日現在、本市在住の小学1年生から小学3年生までの児童の保護者 |
| 調査の方法 | 郵送による配布・回収                            |

※2人以上の小学生児童がいる世帯については、回答の対象となる児童を年少児童とした。

##### ■調査の実施時期

令和6年2～3月

##### ■配布・回収の状況

| 区分       | 配布数  | 有効回答数 | 有効回答率 |
|----------|------|-------|-------|
| ①就学前児童調査 | 266件 | 220件  | 82.7% |
| ②小学校児童調査 | 255件 | 149件  | 58.4% |

※2人以上の就学前児童がいる世帯については、回答の対象となる児童を年少児童とした。

## II こどもの生活に関する実態調査

### ■調査の実施概要

#### ①こども用調査

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 調査の対象 | 令和6年6月1日現在、本市在住の小学5年生児童と中学2年生生徒 |
| 調査の方法 | Web調査（小・中学校内で授業用タブレットを利用して回答）   |

#### ②保護者用調査

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 調査の対象 | 令和6年6月1日現在、本市在住の小学5年生児童と中学2年生生徒の保護者 |
| 調査の方法 | Web調査（小・中学校を通じて案内文を配布）              |

※調査対象となる児童・生徒が2人以上いる世帯については、それぞれの児童・生徒について回答していただいた。

### ■配布・回収の状況

| 区 分     |       | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---------|-------|-----|-------|-------|
| ①こども用調査 | 小5児童  | 103 | 95    | 92.2% |
|         | 中2生徒  | 109 | 79    | 72.5% |
| ②保護者用調査 | 小5保護者 | 103 | 24    | 23.3% |
|         | 中2保護者 | 109 | 28    | 25.7% |

## III こども・若者意識調査

### ■調査の実施概要

#### ①尾花沢市のこども・若者

|       |  |
|-------|--|
| 調査の対象 | 令和6年6月1日現在、本市在住の15歳～39歳の方<br>（無作為抽出による800名対象を対象） |
| 調査の方法 | Web調査（郵送によって案内文を配布）                              |

### ■配布・回収の状況

| 区 分             | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----------------|-----|-------|-------|
| 尾花沢市の<br>こども・若者 | 800 | 143   | 17.9% |



## Ⅱ こどもと保護者を 取り巻く現状



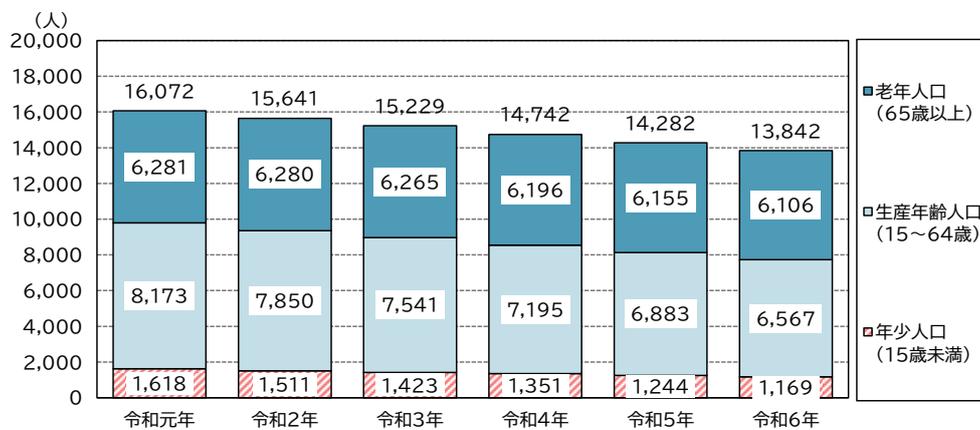
## Ⅱ こども・若者を取り巻く現状

### 1 人口の状況

#### (1) 人口推移

本市の人口は、年齢3区分ともに減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在の人口は13,842人となっています。

##### ■人口推移

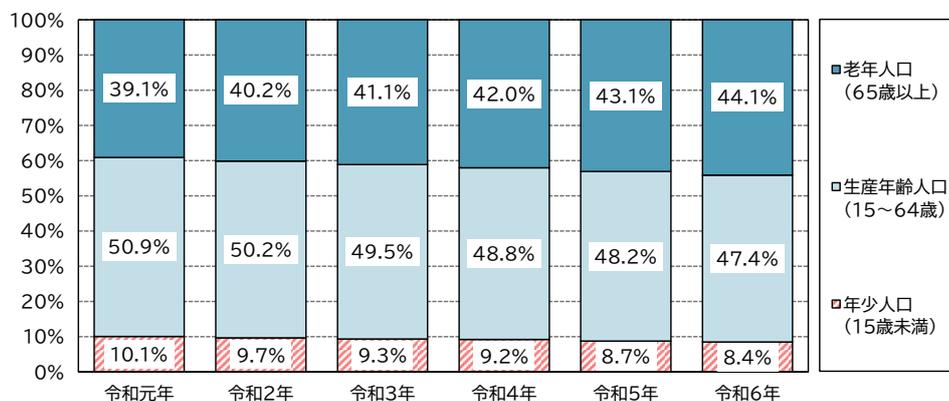


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (2) 年齢3区分構成比

年齢3区分の構成比の推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

##### ■人口構成比



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

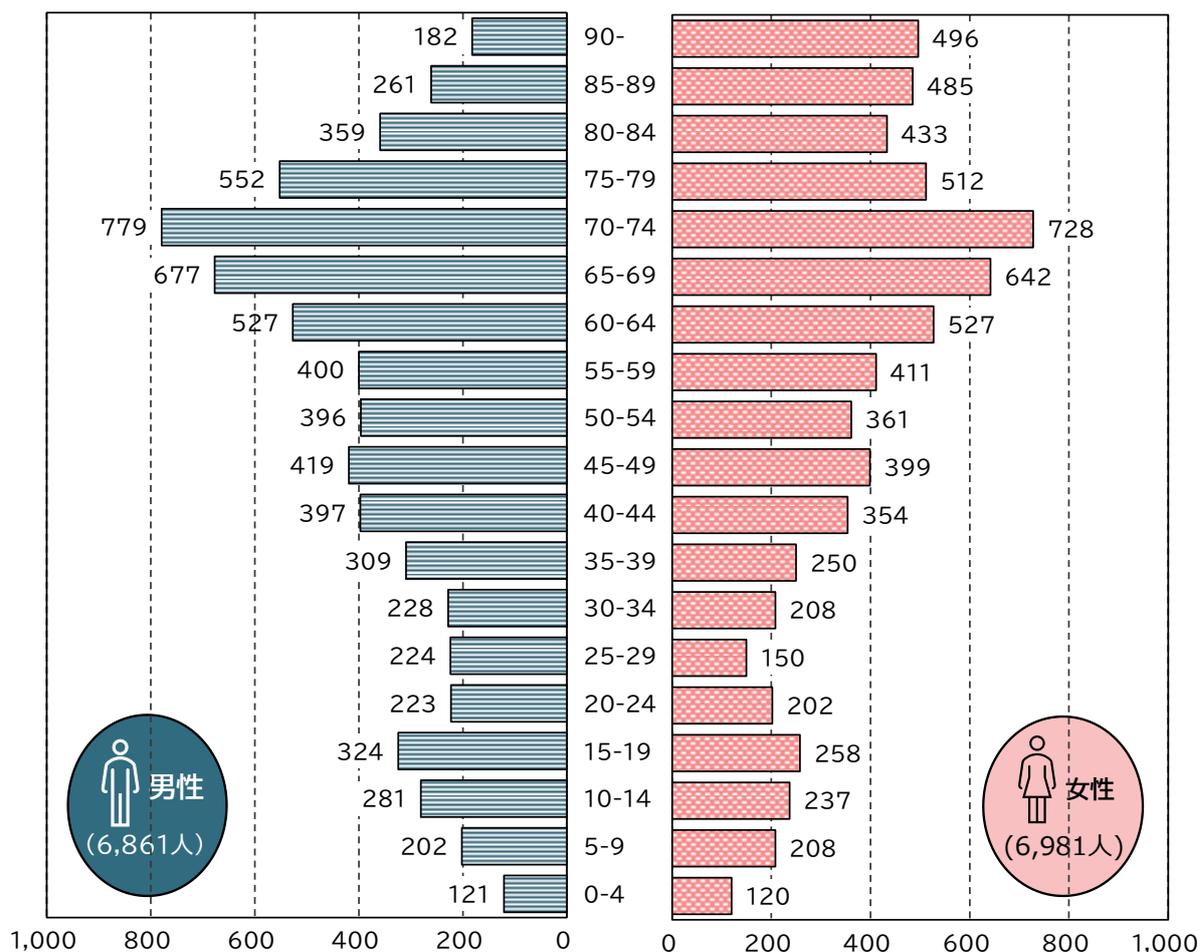
## II こども・若者を取り巻く現状

### (3) 人口構成

令和6年4月1日現在における人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく高齢者人口が多いことから『つぼ型』寄りとなっており、さらなる少子高齢化の進行と将来の人口減少が予測されます。

また、就職や進学などでの転入出が多い20歳から34歳までの年齢層が男女ともに少なくなっており、『ひょうたん型』の傾向がみられます。

#### ■人口構成

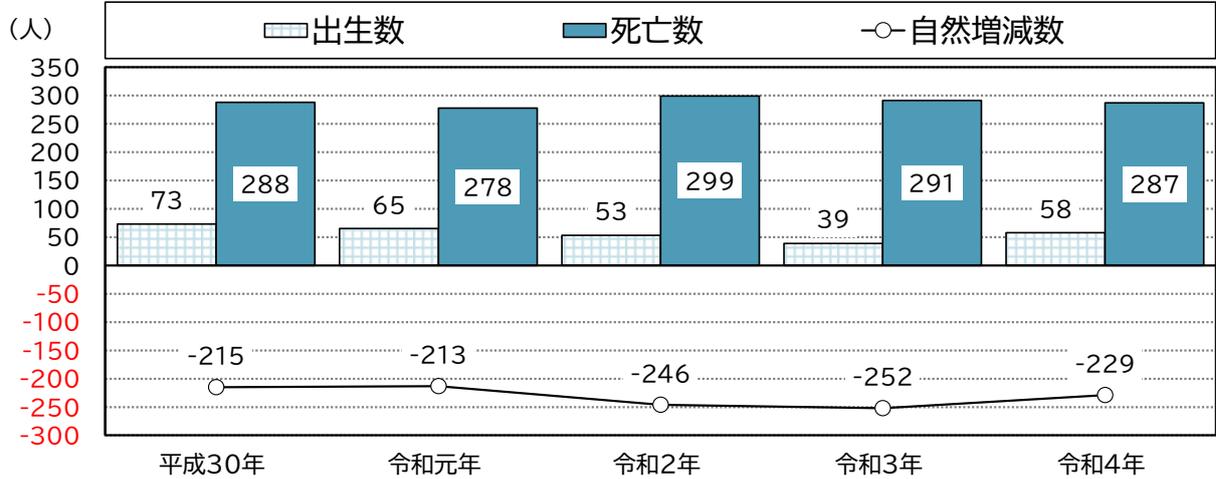


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

### (4) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を大きく上回っています。自然動態はマイナスで推移し、令和4年はマイナス229人となっています。

#### ■自然動態

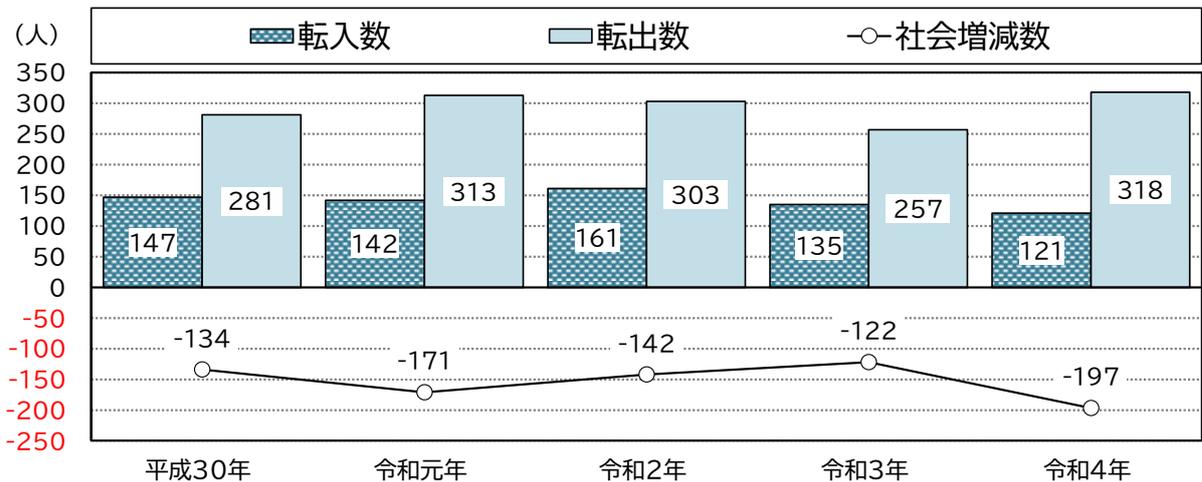


資料：山形県統計年鑑

### (5) 社会動態

転入数と転出数の推移では、いずれの年も転出数が転入数を上回っています。社会動態はマイナスで推移し、令和4年はマイナス197人となっています。

#### ■社会動態



資料：山形県統計年鑑

## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

本市の世帯数は減少傾向で推移しており、令和4年では4,769世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、令和4年では2.95人と3人を下回っています。

#### ■世帯数の推移



資料：山形県統計年鑑

## (2) こどものいる世帯数の推移

こどものいる世帯数と世帯人員、世帯割合は、6歳未満、18歳未満ともに顕著な減少傾向となっています。

## ■こどものいる世帯数の推移

|                | 平成17年  | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|----------------|--------|-------|-------|-------|
| 全世帯数           | 5,542  | 5,320 | 5,096 | 4,871 |
| 6歳未満親族のいる世帯数   | 725    | 586   | 449   | 353   |
| 世帯人員           | 4,119  | 3,304 | 2,478 | 1,925 |
| 6歳未満の世帯人員      | 948    | 761   | 610   | 471   |
| 6歳未満親族がいる世帯割合  | 13.1%  | 11.0% | 8.8%  | 7.2%  |
| 18歳未満親族のいる世帯数  | 1,872  | 1,550 | 1,281 | 1,019 |
| 世帯人員           | 10,245 | 8,305 | 6,690 | 5,154 |
| 18歳未満の世帯人員     | 3,284  | 2,721 | 2,267 | 1,848 |
| 18歳未満親族がいる世帯割合 | 33.8%  | 29.1% | 25.1% | 20.9% |

資料：国勢調査

## II こども・若者を取り巻く現状

### (3) ひとり親世帯と児童扶養手当受給世帯の状況

本市の母子家庭の世帯数は概ね横ばい傾向で推移しており、令和5年度では104世帯となっています。一方で、父子家庭の世帯数は緩やかに減少しており、令和5年度では16世帯となっています。

児童扶養手当の受給状況をみると、受給世帯数・受給率ともに母子世帯が父子世帯を上回っています。また、受給率は母子家庭、父子家庭ともに緩やかな減少傾向で推移しています。

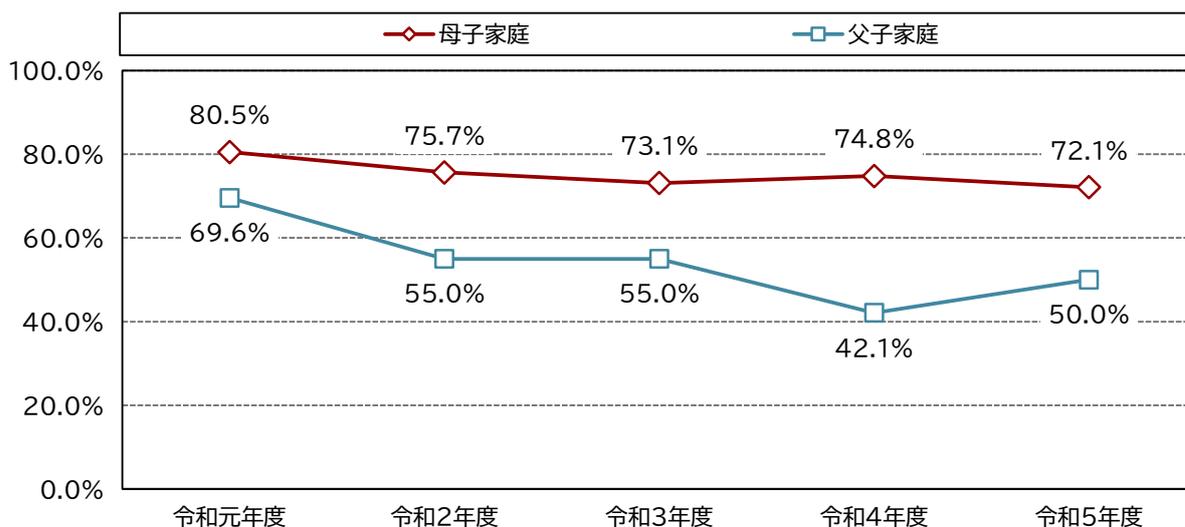
#### ■ひとり親世帯と児童扶養手当受給世帯の状況

|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 母子家庭（世帯） | 118   | 115   | 119   | 119   | 104   |
| 手当受給世帯   | 95    | 87    | 87    | 89    | 75    |
| 父子家庭（世帯） | 23    | 20    | 20    | 19    | 16    |
| 手当受給世帯   | 16    | 11    | 11    | 8     | 8     |

資料：福祉課

各年4月1日現在

#### ■児童扶養手当受給率の状況



資料：福祉課

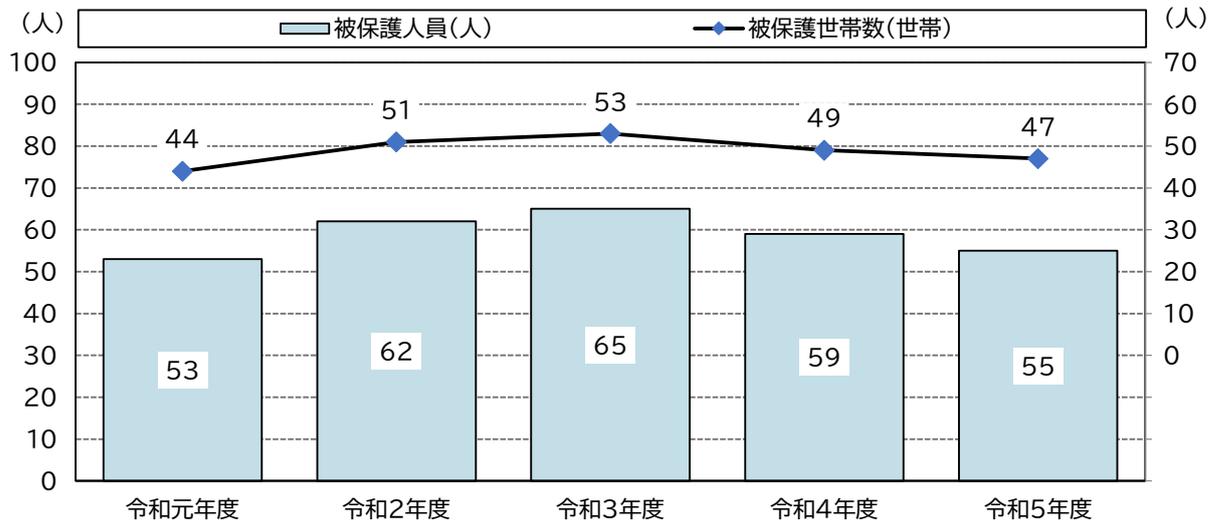
各年4月1日現在

(4) 生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯は令和3年から減少傾向で推移しており、令和5年度では被保護世帯数が47世帯、被保護人員が55人となっています。

また、生活保護世帯における18歳未満人員は概ね横ばいで推移しており、令和5年度では2人となっています。

■生活保護受給世帯の状況



資料：福祉課

各年4月1日現在

■生活保護世帯における18歳未満人員の状況

|                      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活保護世帯における18歳未満人員(人) | 3     | 3     | 3     | 2     | 2     |

資料：福祉課

各年4月1日現在

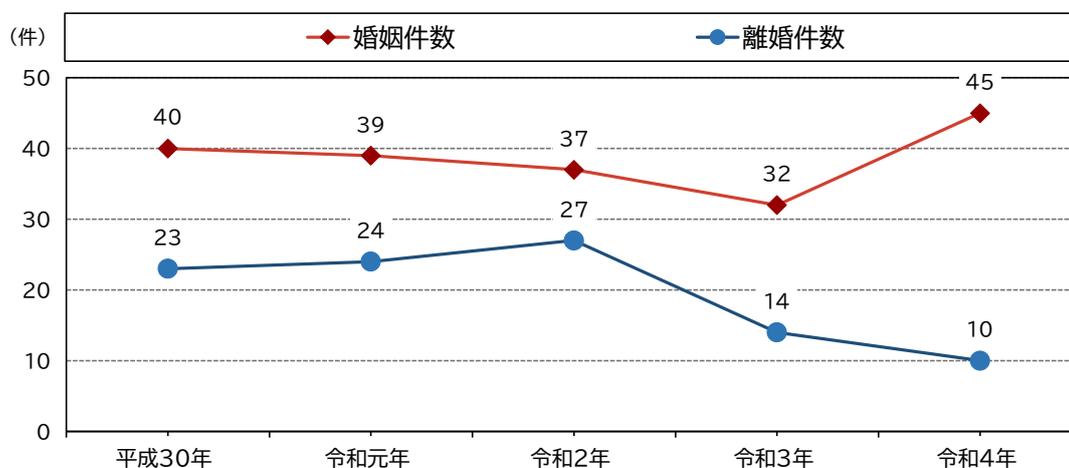
### 3 婚姻、出生等の状況

#### (1) 婚姻、離婚の状況

本市の婚姻件数は、平成30年から令和3年にかけて減少傾向で推移していましたが、令和4年には45件と増加しています。

また、離婚件数は平成30年から令和2年にかけて増加傾向で推移していましたが、それ以降は減少傾向となっており、令和4年は10件となっています。

#### ■婚姻、離婚件数の推移



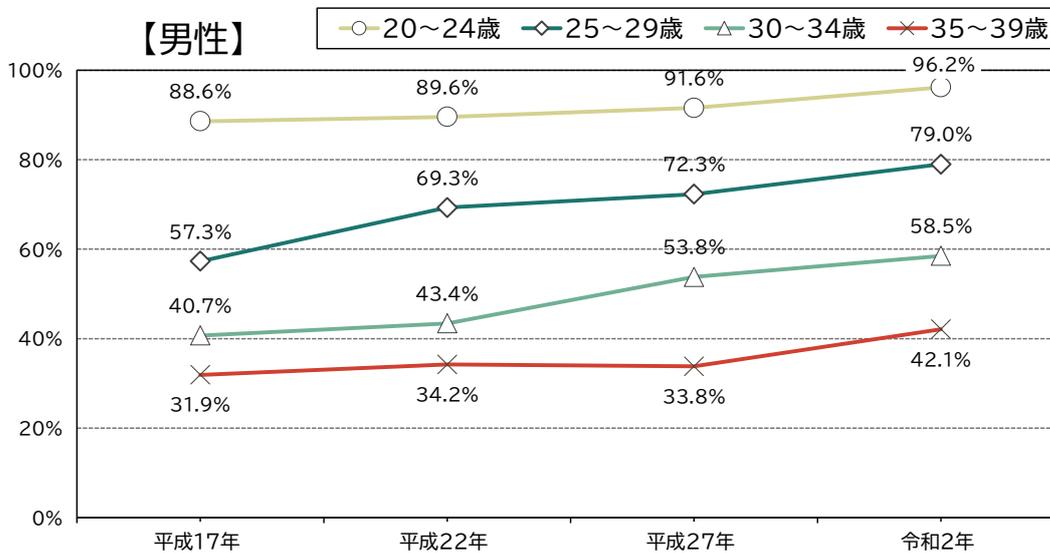
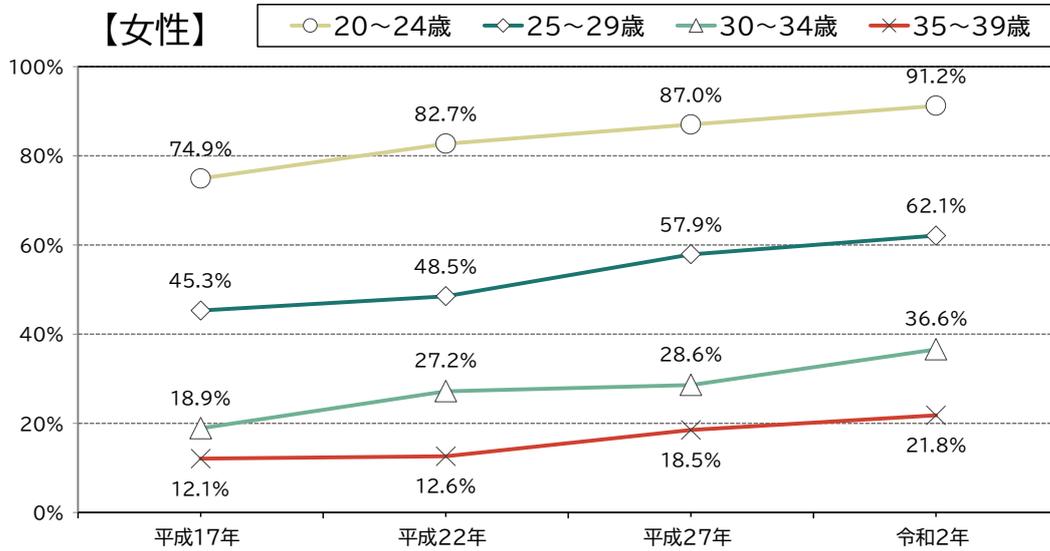
資料：山形県人口動態統計

## (2) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男女ともにいずれの年齢階級においても増加傾向で推移しています。

また、男性は女性と比べて未婚率が高くなっており、令和2年の「35～39歳」未婚率では女性の21.8%に対し、男性は42.1%と約2倍の割合となっています。

### ■未婚率の推移



資料：国勢調査

## Ⅱ こども・若者を取り巻く現状

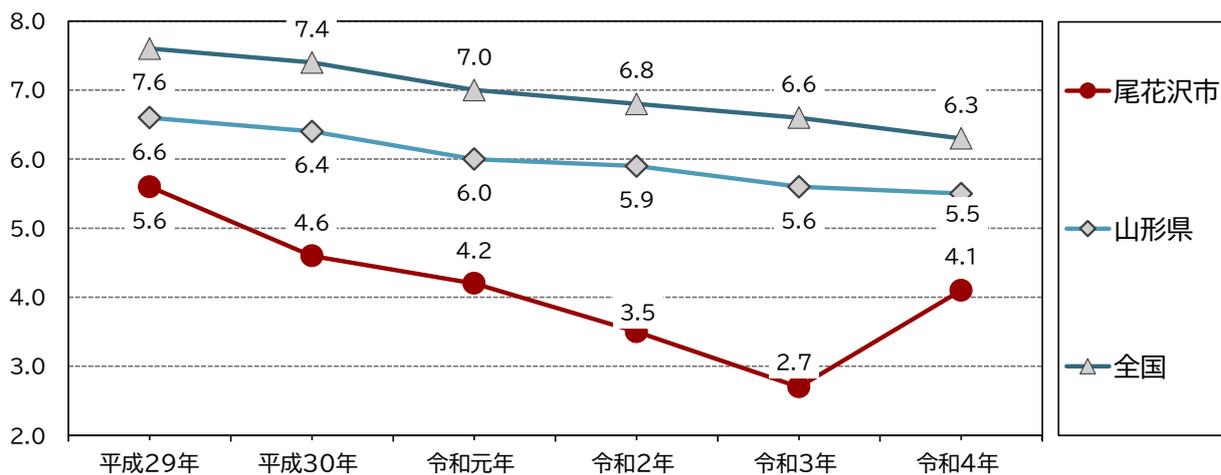
### (3) 出生の状況

#### ①出生率の推移

本市の出生率は、平成29年から令和3年にかけて顕著な減少傾向となっていましたが、令和4年には増加し、4.1となっています。

また、すべての年で本市の出生率は全国、山形県の出生率を下回っています。

#### ■出生率の推移



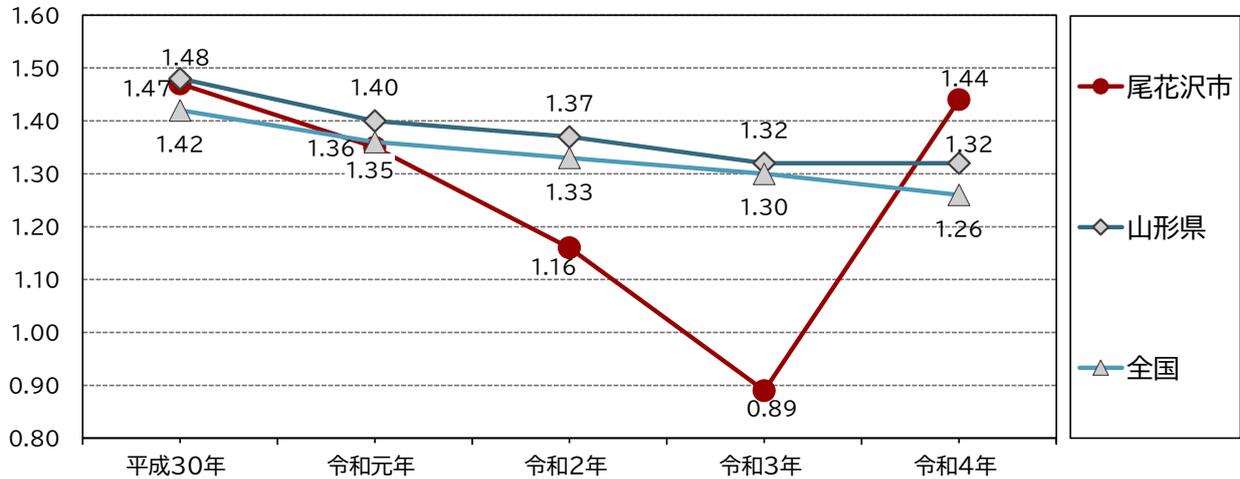
資料：山形県統計年鑑

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成29年から令和3年にかけて顕著な減少傾向となっていました  
 たが、令和4年には1.44と増加し、全国、山形県を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：山形県統計年鑑

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

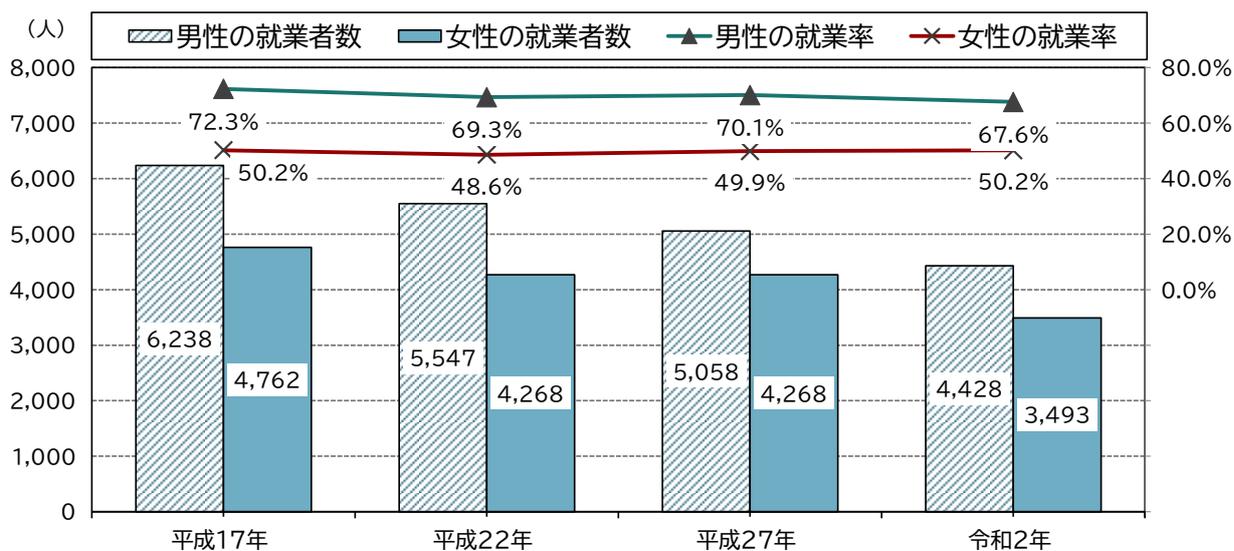
## 4 就業の状況

### (1) 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数は、男女ともに減少傾向となっています。

また、就業率は男女ともに横ばい傾向となっています。

#### ■男女別就業状況



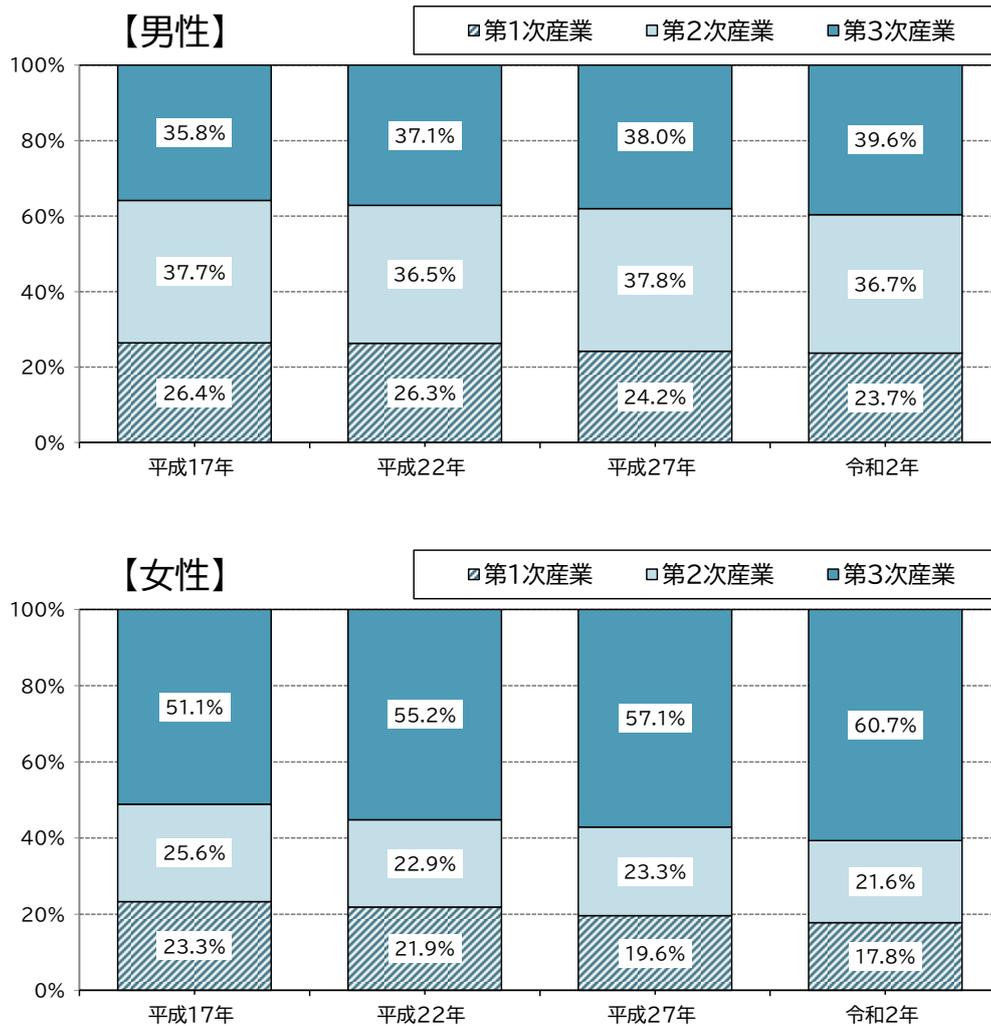
資料：国勢調査

## (2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、男女ともに第3次産業就業者の割合が増加傾向となっており、令和2年では女性が59.7%、男性が39.0%となっています。

また、男女ともに第1次産業就業者は減少傾向、第2次産業従事者は横ばい傾向で推移しています。

### ■産業分類別の就業者数の構成



資料：国勢調査

## II こども・若者を取り巻く現状

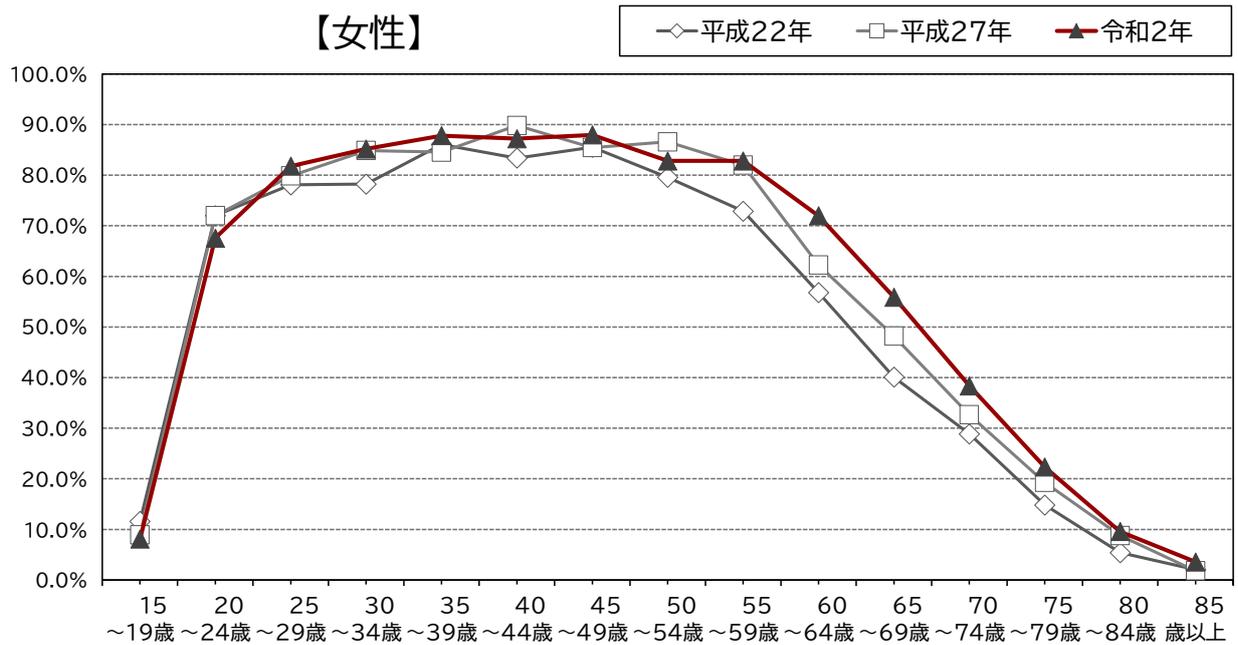
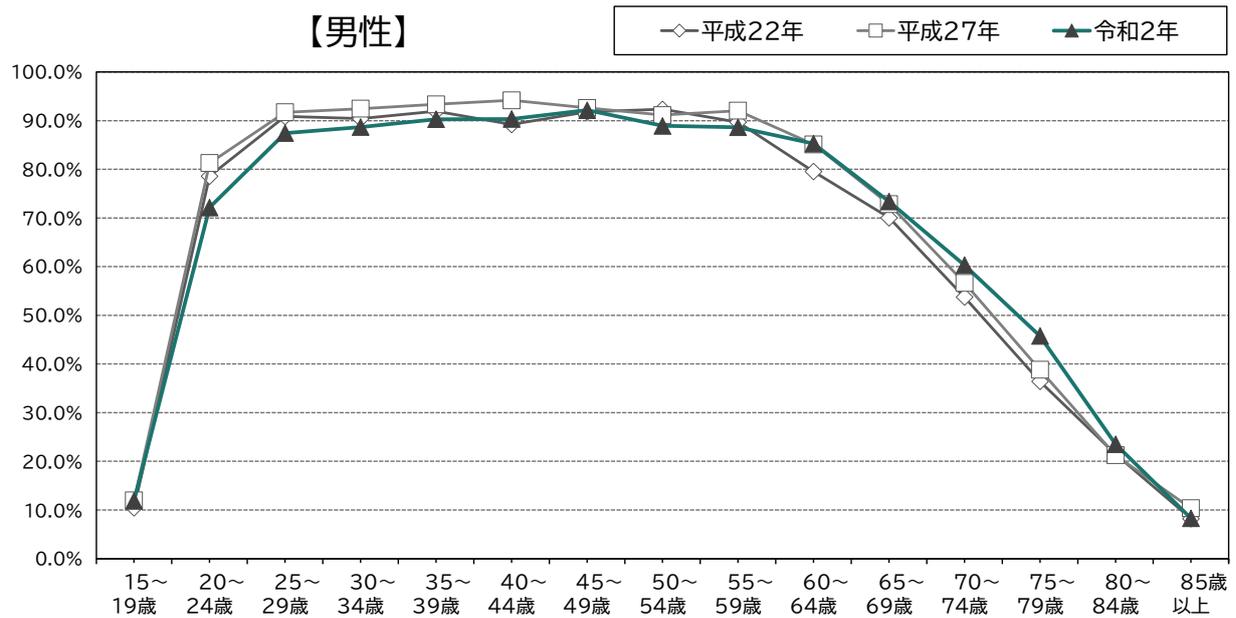
### (3) 年齢別就業状況

令和2年の女性の就業率をみると、15～59歳までは過去と同等の水準で推移し、60歳以上で就業率が高くなっています。

また、平成22年には主に子育て世代である30～34歳の女性の就業率が低くなる、いわゆる「M字カーブ」の傾向がみられましたが、平成27年以降は改善されつつあります。

令和2年の男性の就業率をみると、15～69歳までの就業率は過去と比較して低くなっており、70歳以上で若干就業率が上がっています。

#### ■年齢別就業率



資料：国勢調査

## 5 保育所・認定こども園の状況

市内の保育所・認定こども園の状況は、令和5年度に1か所の私立の認可保育所が認定こども園へと移行したことで、令和5年度以降は認可保育所が5か所、認定こども園が2か所となっています。

また、認可保育所の入所児童数と入所率は減少傾向にあり、令和6年度では定員数450人のうち入所児童数が131人と、入所率は約3割となっています。一方で、認定こども園の入所児童数と入所率は増加傾向にあり、令和6年度では定員数145人のうち入所児童数が126人と、入所率は8割以上となっています。

いずれの年においても定員の範囲内の入所状況となっており、本市においては令和6年4月1日現在、待機児童はおりません。

### ■市内の保育所・認定こども園の利用状況

|        |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認可保育所  | 施設数     | 6     | 6     | 6     | 5     | 5     |
|        | 公立      | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
|        | 私立      | 2     | 2     | 2     | 1     | 1     |
|        | 定員数     | 580   | 560   | 540   | 460   | 450   |
|        | 入所児童数   | 329   | 306   | 259   | 161   | 131   |
|        | 入所率     | 56.7% | 54.6% | 48.0% | 35.0% | 29.1% |
| 認定こども園 | 施設数（私立） | 1     | 1     | 1     | 2     | 2     |
|        | 定員数     | 150   | 150   | 105   | 145   | 145   |
|        | 入所児童数   | 89    | 91    | 82    | 125   | 126   |
|        | 入所率     | 59.3% | 60.7% | 78.1% | 86.2% | 86.9% |

資料：福祉課

各年4月1日現在

## II こども・若者を取り巻く現状

令和6年度の保育所・認定こども園の在籍状況をみると、公立保育園では定員 390 人に対して児童数 69 人と入所率が2割に届かない状況となっています。

一方で、私立保育園は定員 60 人に対して在籍児童数が 61 人と、定員から 1 名超過となっており、認定こども園においても入所率は高い水準となっています。

令和6年度の保育所・認定こども園を合わせた入所率は約4割となっています。

### ■令和6年度の保育所・認定こども園の在籍状況

|            | 定員  | 在籍児童数 |    |    |    |    |    | 合計  | 入所率    |
|------------|-----|-------|----|----|----|----|----|-----|--------|
|            |     | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |     |        |
| 公立保育園      | 390 | 3     | 7  | 10 | 13 | 16 | 20 | 69  | 17.7%  |
| おもだか保育園    | 140 | 0     | 0  | 3  | 0  | 8  | 12 | 23  | 16.4%  |
| さくら保育園     | 80  | 2     | 1  | 2  | 3  | 2  | 2  | 12  | 15.0%  |
| ときわ保育園     | 50  | 0     | 1  | 3  | 2  | 0  | 2  | 8   | 16.0%  |
| 玉野保育園      | 120 | 1     | 5  | 2  | 8  | 6  | 4  | 26  | 21.7%  |
| 私立保育園      | 60  | 0     | 17 | 9  | 7  | 17 | 11 | 61  | 101.7% |
| ひまわり保育園    | 60  | 0     | 17 | 9  | 7  | 17 | 11 | 61  | 101.7% |
| 認定こども園（私立） | 145 | 4     | 17 | 21 | 22 | 34 | 28 | 126 | 86.9%  |
| 尾花沢幼稚園     | 95  | 3     | 12 | 16 | 15 | 24 | 18 | 88  | 92.6%  |
| よつばこども園    | 50  | 1     | 5  | 5  | 7  | 10 | 10 | 38  | 76.0%  |
| 合計         | 595 | 7     | 41 | 40 | 42 | 67 | 59 | 256 | 43.0%  |

資料：福祉課

令和6年4月1日現在

## 6 小中学校の状況

### (1) 小学校

本市の小学校数は5校となっています。

また、児童数は減少傾向で推移しており、令和6年度では548人となっています。

#### ■小学校の状況

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数  | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
| 児童数  | 617   | 604   | 594   | 581   | 548   |
| 第1学年 | 105   | 91    | 93    | 101   | 66    |
| 第2学年 | 105   | 103   | 92    | 92    | 101   |
| 第3学年 | 92    | 102   | 103   | 92    | 89    |
| 第4学年 | 110   | 91    | 103   | 103   | 89    |
| 第5学年 | 107   | 110   | 92    | 102   | 103   |
| 第6学年 | 98    | 107   | 111   | 91    | 100   |

資料：こども教育課

各年4月1日現在

### (2) 中学校

本市の中学校数は2校となっています。

また、生徒数は減少傾向で推移しており、令和6年度では298人となっています。

#### ■中学校の状況

|      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 学校数  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 生徒数  | 377   | 349   | 333   | 313   | 298   |
| 第1学年 | 127   | 96    | 107   | 109   | 84    |
| 第2学年 | 125   | 128   | 97    | 106   | 109   |
| 第3学年 | 125   | 125   | 129   | 98    | 105   |

資料：こども教育課

各年4月1日現在

## 7 放課後児童クラブの利用状況

### (1) 放課後児童クラブ

本市の放課後児童クラブ施設数は5件となっています。

令和5年の利用登録児童数は205人となっており、尾花沢放課後児童クラブが106人と最も多くなっています。

また、放課後児童クラブの利用率をみると、福原放課後児童クラブと玉野放課後児童クラブは増加傾向、尾花沢放課後児童クラブは横ばい傾向、宮沢放課後児童クラブと常盤放課後児童クラブは減少傾向で推移しています。

#### ■放課後児童クラブの利用登録児童数

|             | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 尾花沢放課後児童クラブ | 101  | 115  | 111  | 115  | 106  |
| 福原放課後児童クラブ  | 20   | 31   | 35   | 36   | 38   |
| 宮沢放課後児童クラブ  | 18   | 17   | 10   | 10   | 11   |
| 玉野放課後児童クラブ  | 15   | 26   | 34   | 37   | 40   |
| 常盤放課後児童クラブ  | 11   | 11   | 9    | 9    | 10   |
| 合計          | 165  | 200  | 199  | 207  | 205  |

資料：福祉課

各年8月1日現在

#### ■放課後児童クラブの利用率※

|             | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 尾花沢放課後児童クラブ | 26.2% | 31.1% | 30.2% | 32.0% | 29.5% |
| 福原放課後児童クラブ  | 18.9% | 31.6% | 38.0% | 40.4% | 42.7% |
| 宮沢放課後児童クラブ  | 46.2% | 50.0% | 29.4% | 28.6% | 37.9% |
| 玉野放課後児童クラブ  | 22.4% | 37.7% | 51.5% | 56.1% | 62.5% |
| 常盤放課後児童クラブ  | 26.8% | 23.9% | 20.5% | 20.0% | 25.0% |

※放課後児童クラブの対象学区の合計児童数に対する利用登録児童数

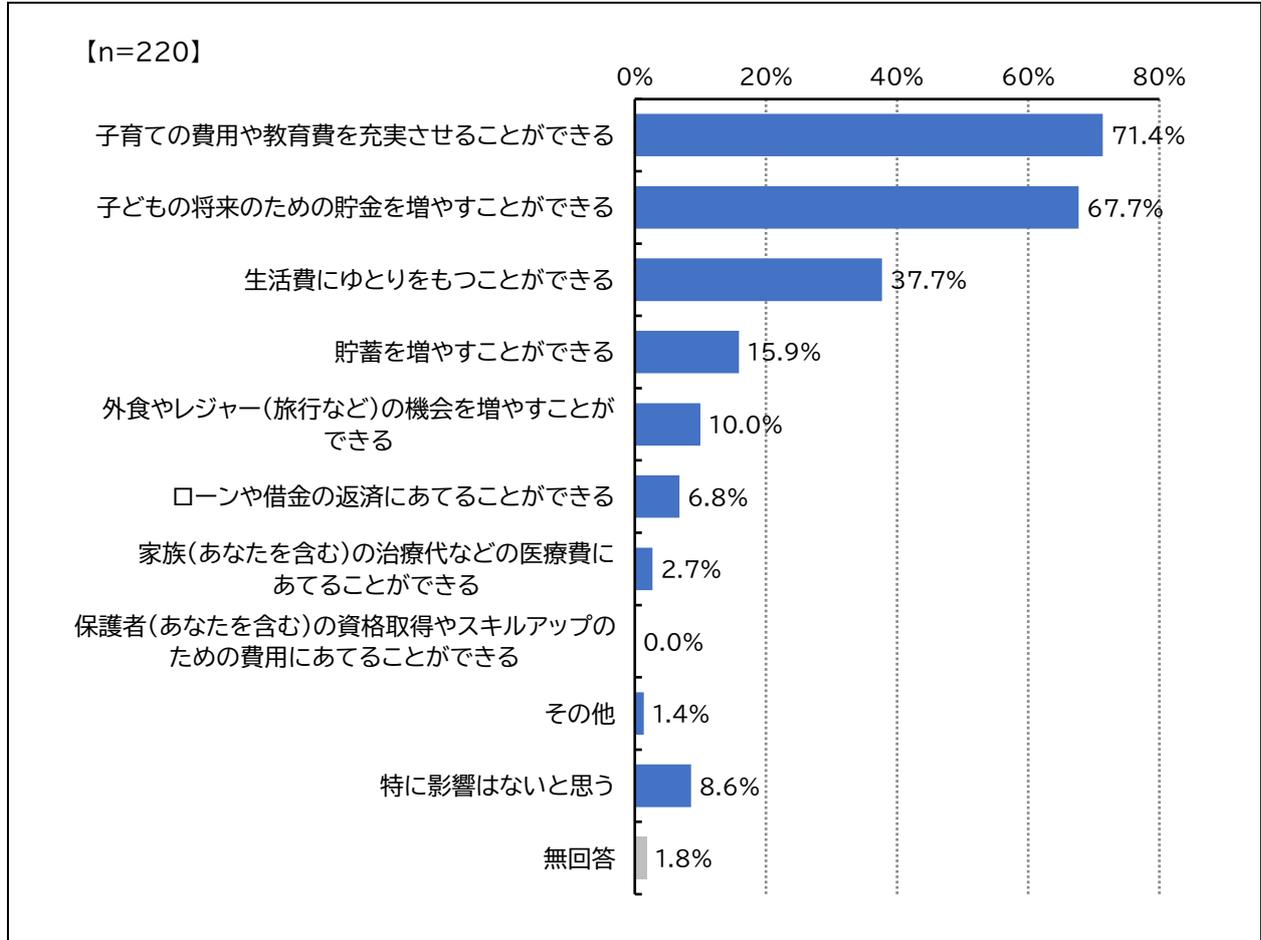
資料：福祉課

各年8月1日現在

## 8 アンケート調査結果に見る子育ての状況

### (1) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童調査）

#### ①児童手当の拡充によって、家庭生活へはどのような影響があると思うか

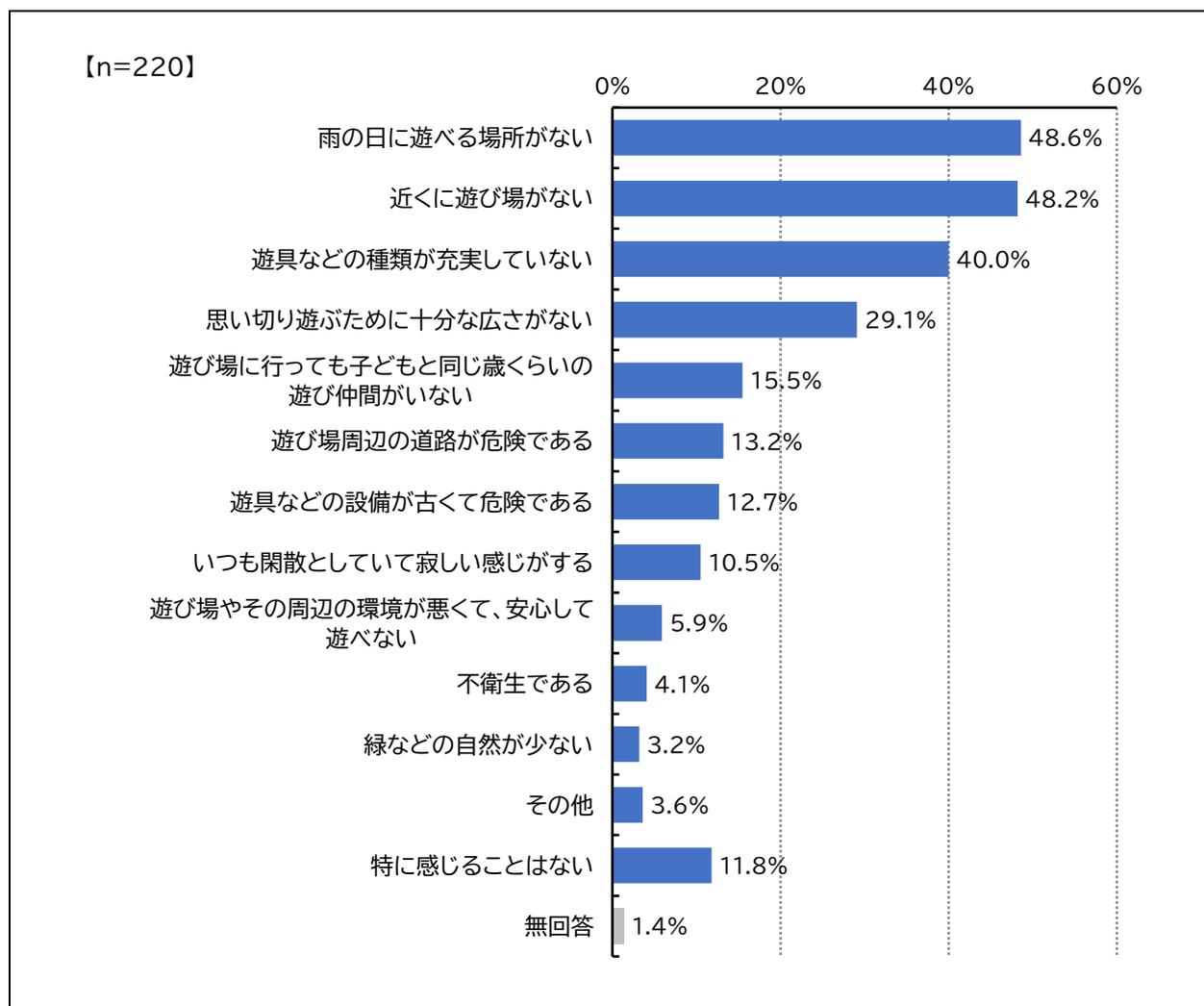


児童手当の拡充によって、家庭生活へはどのような影響があると思うかは、「子育ての費用や教育費を充実させることができる」が71.4%と最も多く、次いで「子どもの将来のための貯金を増やすことができる」(67.7%)、「生活費にゆとりをもつことができる」(37.7%)、「貯蓄を増やすことができる」(15.9%)、「外食やレジャー(旅行など)の機会を増やすことができる」(10.0%)、「ローンや借金の返済にあてることができる」(6.8%)、「家族(あなたを含む)の治療代などの医療費にあてることができる」(2.7%)となっています。

また、8.6%は「特に影響はないと思う」と回答しています。

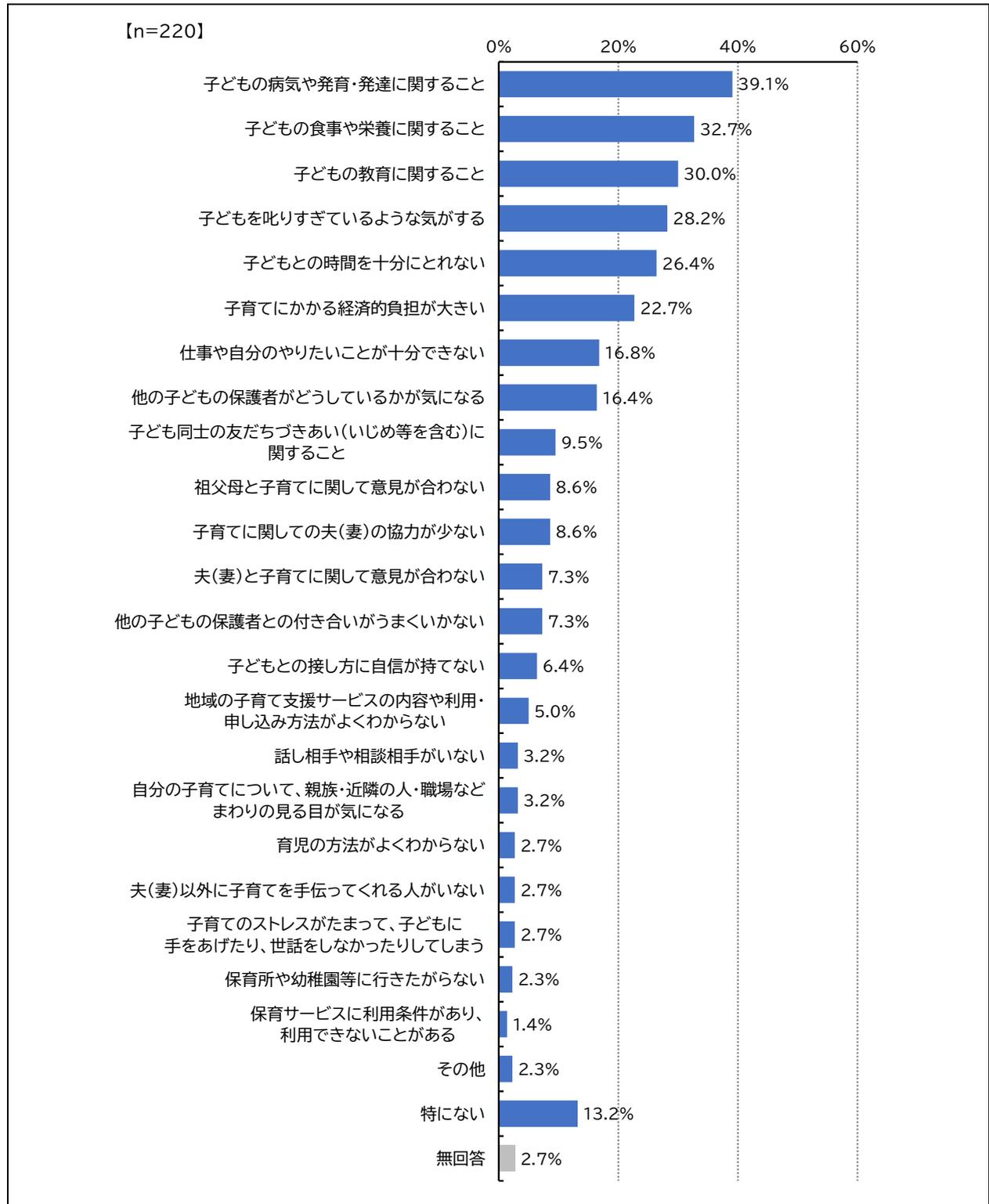
## II こども・若者を取り巻く現状

### ②近所のこどもの遊び場について困っていること



近所のこどもの遊び場について、日ごろ困っていることや不便に感じていることは、「雨の日に遊べる場所がない」が48.6%と最も多く、次いで「近くに遊び場がない」(48.2%)、「遊具などの種類が充実していない」(40.0%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(29.1%)、「遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がない」(15.5%)と続いています。また、11.8%が「特に感じることはない」と回答しています。

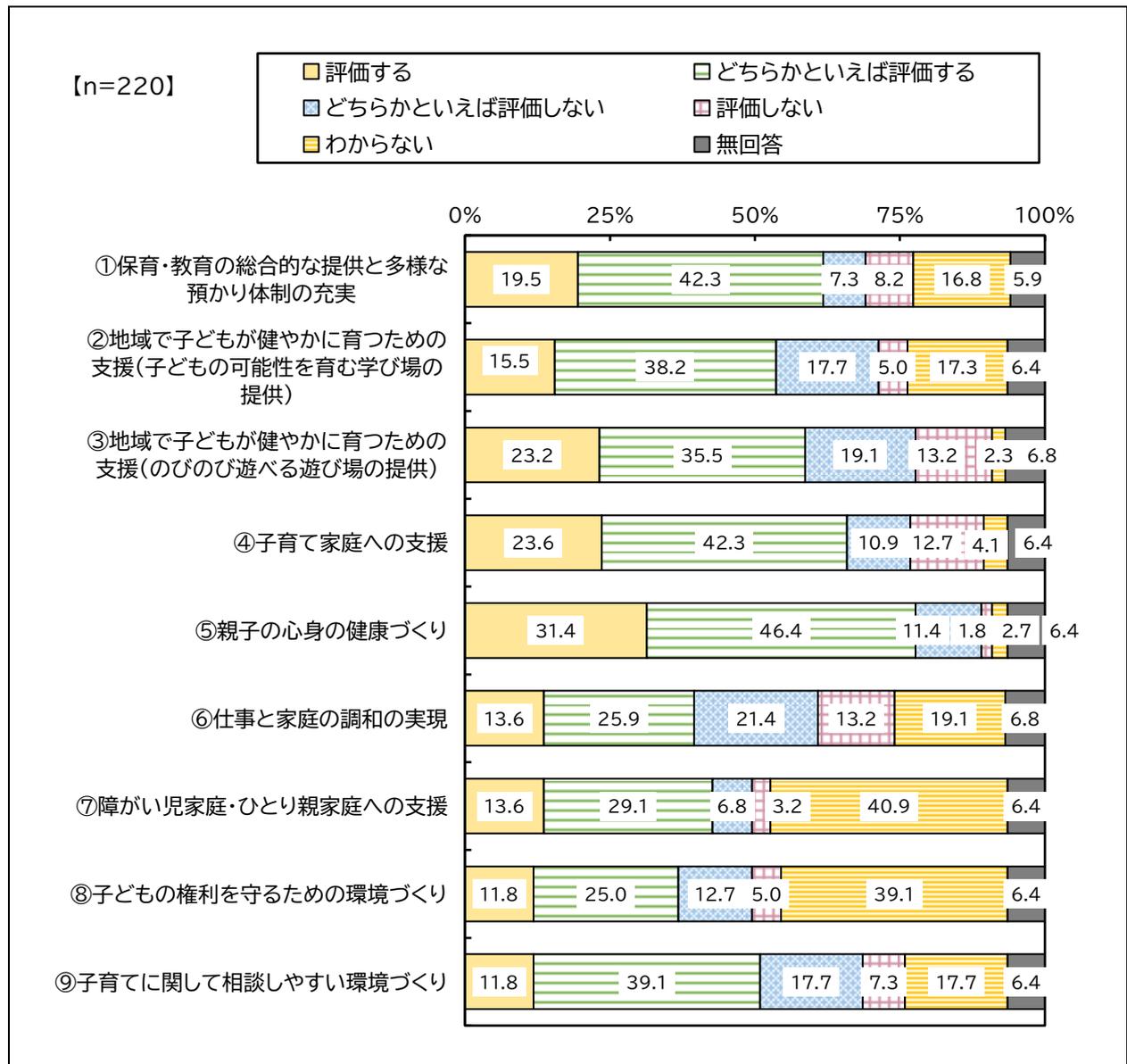
③子育てに関して日常悩んでいることや気になること



子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が39.1%と最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」(32.7%)、「子どもの教育に関すること」(30.0%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(28.2%)、「子どもとの時間を十分にとれない」(26.4%)、「子育てにかかる経済的負担が大きい」(22.7%)と続いています。

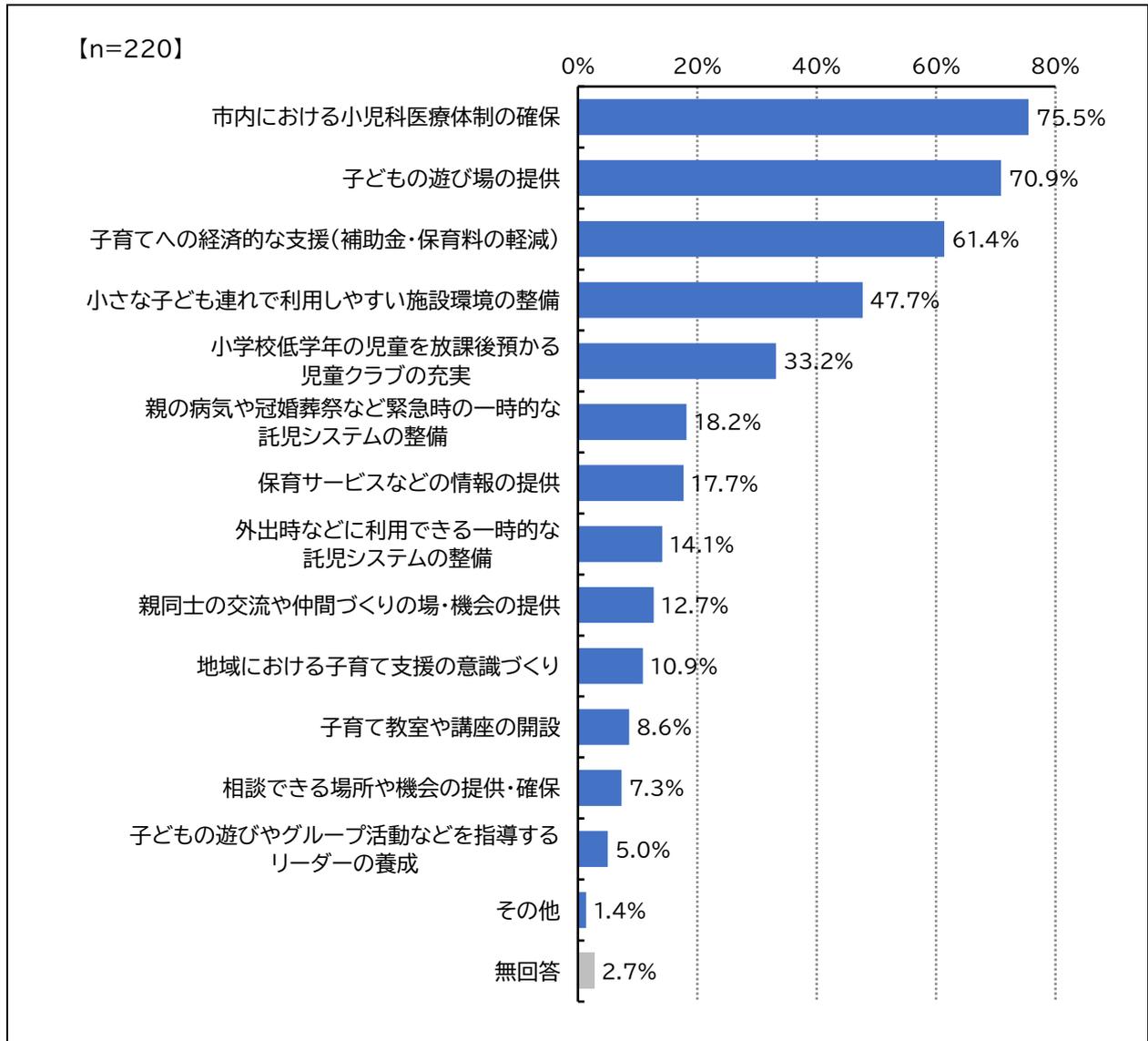
## II こども・若者を取り巻く現状

### ④尾花沢市の子育て関連施策への評価



尾花沢市の子育て関連施策への評価について、『評価する（「評価する」と「どちらかといえば評価する」の合計）』の回答は、「⑤親子の心身の健康づくり」が77.8%と最も多く、次いで「④子育て家庭への支援」（65.9%）、「①保育・教育の総合的な提供と多様な預かり体制の充実」（61.8%）、「③地域で子どもが健やかに育つための支援（のびのび遊べる遊び場の提供）」（58.7%）、「②地域で子どもが健やかに育つための支援（子どもの可能性を育む学び場の提供）」（53.7%）と続いています。

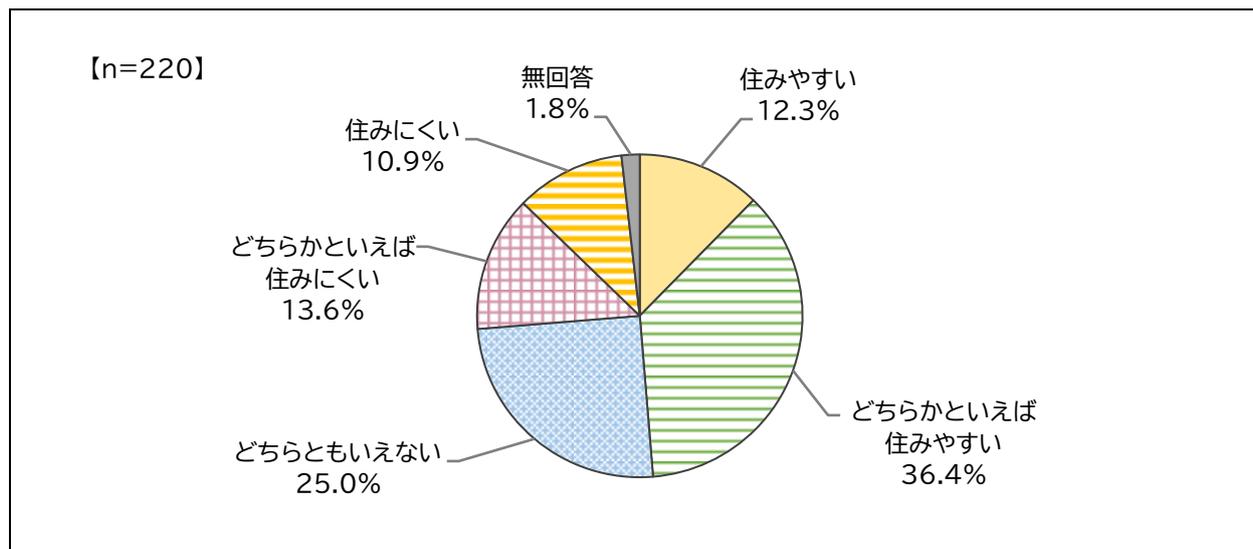
⑤ 今後希望する子育て支援策



今後希望する子育て支援策は、「市内における小児科医療体制の確保」が75.5%と最も多く、次いで「こどもの遊び場の提供」(70.9%)、「子育てへの経済的な支援(補助金・保育料の軽減)」(61.4%)、「小さな子ども連れで利用しやすい施設環境の整備」(47.7%)、「小学校低学年の児童を放課後預かる児童クラブの充実」(33.2%)と続いています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ⑥尾花沢市の住みやすさについてどう感じるか

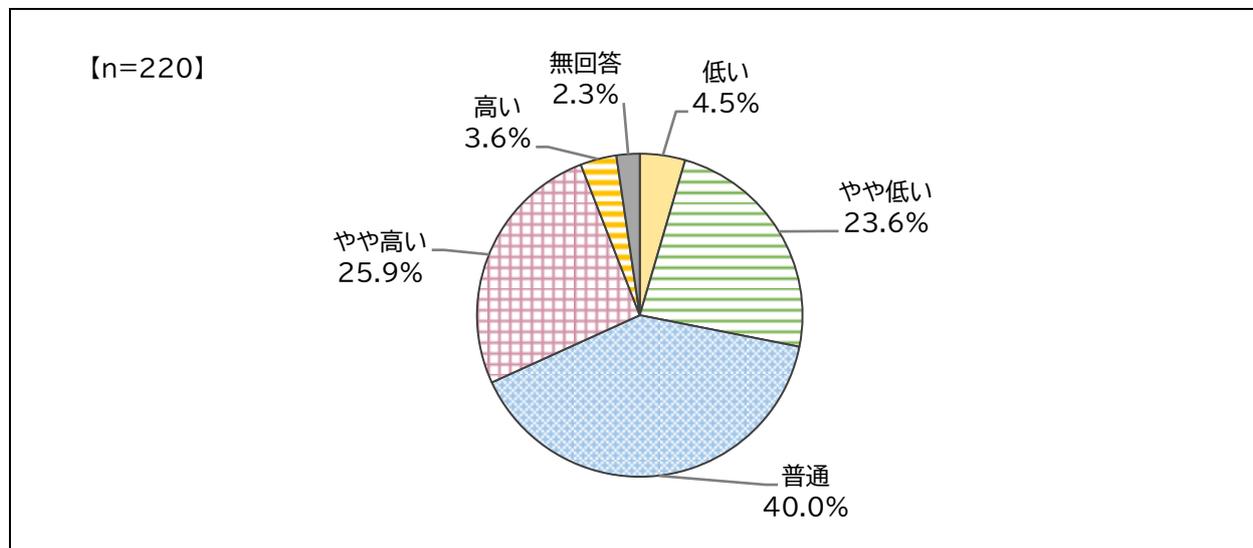


尾花沢市の住みやすさについてどう感じるかは、「どちらかといえば住みやすい」が36.4%と最も多く、「住みやすい」(12.3%)と合わせた48.7%が『住みやすい』と回答しています。

また、「どちらかといえば住みにくい」(13.6%)、「住みにくい」(10.9%)を合わせた24.5%が『住みにくい』と回答しています。

なお、25.0%は「どちらともいえない」と回答しています。

### ⑦尾花沢市における子育ての環境や支援への満足度

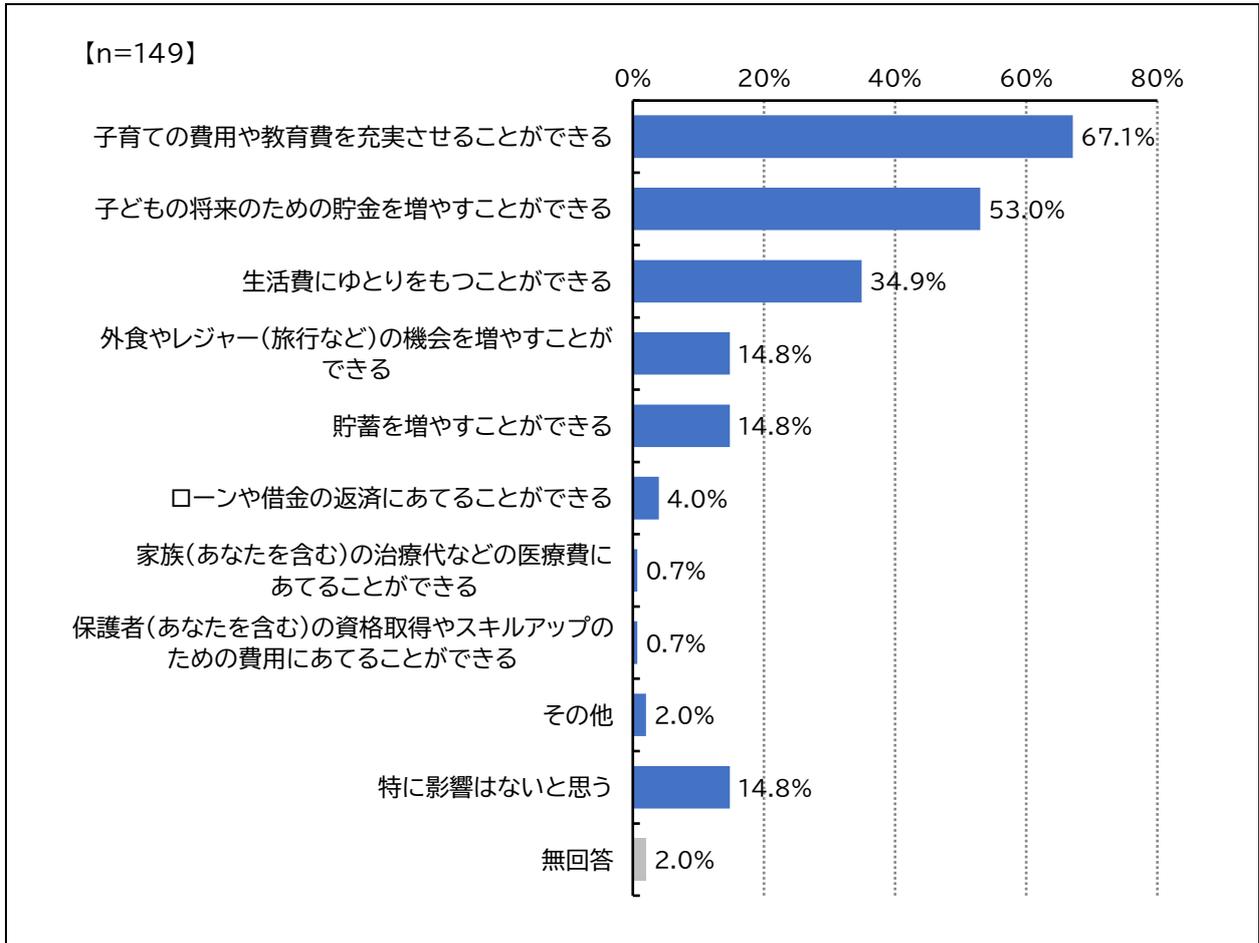


尾花沢市における子育ての環境や支援への満足度は、「低い」(4.5%)と「やや低い」(23.6%)を合わせた28.1%が『低い』と回答しており、「高い」(3.6%)と「やや高い」(25.9%)を合わせた29.5%が『高い』と回答しています。

また、40.0%は「普通」と回答しています。

(2) 教育・保育や子育て支援に関するニーズ調査（小学校児童調査結果）

①児童手当の拡充によって、家庭生活へはどのような影響があると思うか

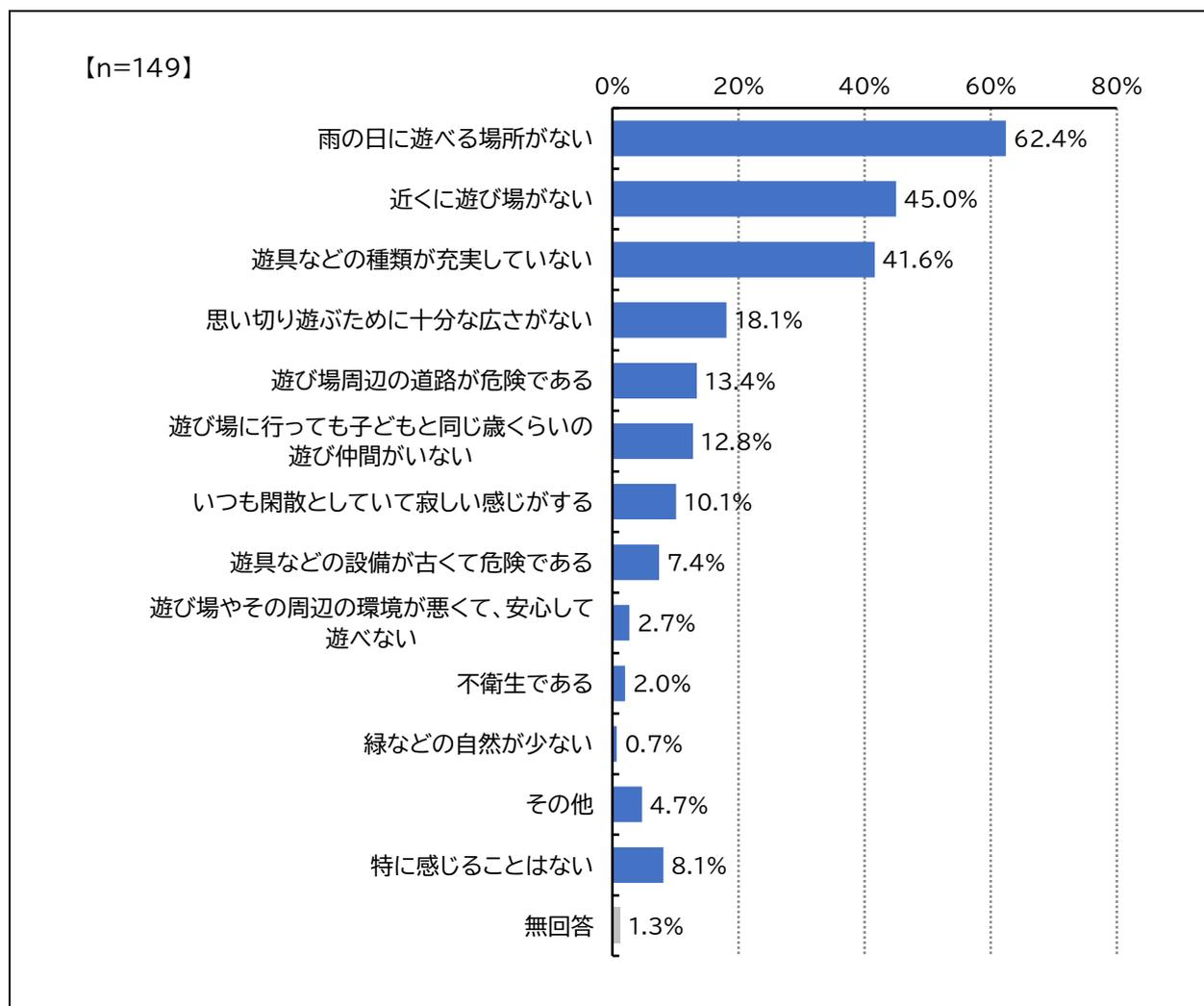


児童手当の拡充によって、家庭生活へはどのような影響があると思うかは、「子育ての費用や教育費を充実させることができる」が 67.1%と最も多く、次いで「こどもの将来のための貯金を増やすことができる」(53.0%)、「生活費にゆとりをもつことができる」(34.9%)、「外食やレジャー(旅行など)の機会を増やすことができる」、「貯蓄を増やすことができる」(ともに 14.8%)、「ローンや借金の返済にあてることができる」(4.0%)、「家族(あなたを含む)の治療代などの医療費にあてることができる」、「保護者(あなたを含む)の資格取得やスキルアップのための費用にあてることができる」(ともに 0.7%)となっています。

また、14.8%は「特に影響はないと思う」と回答しています。

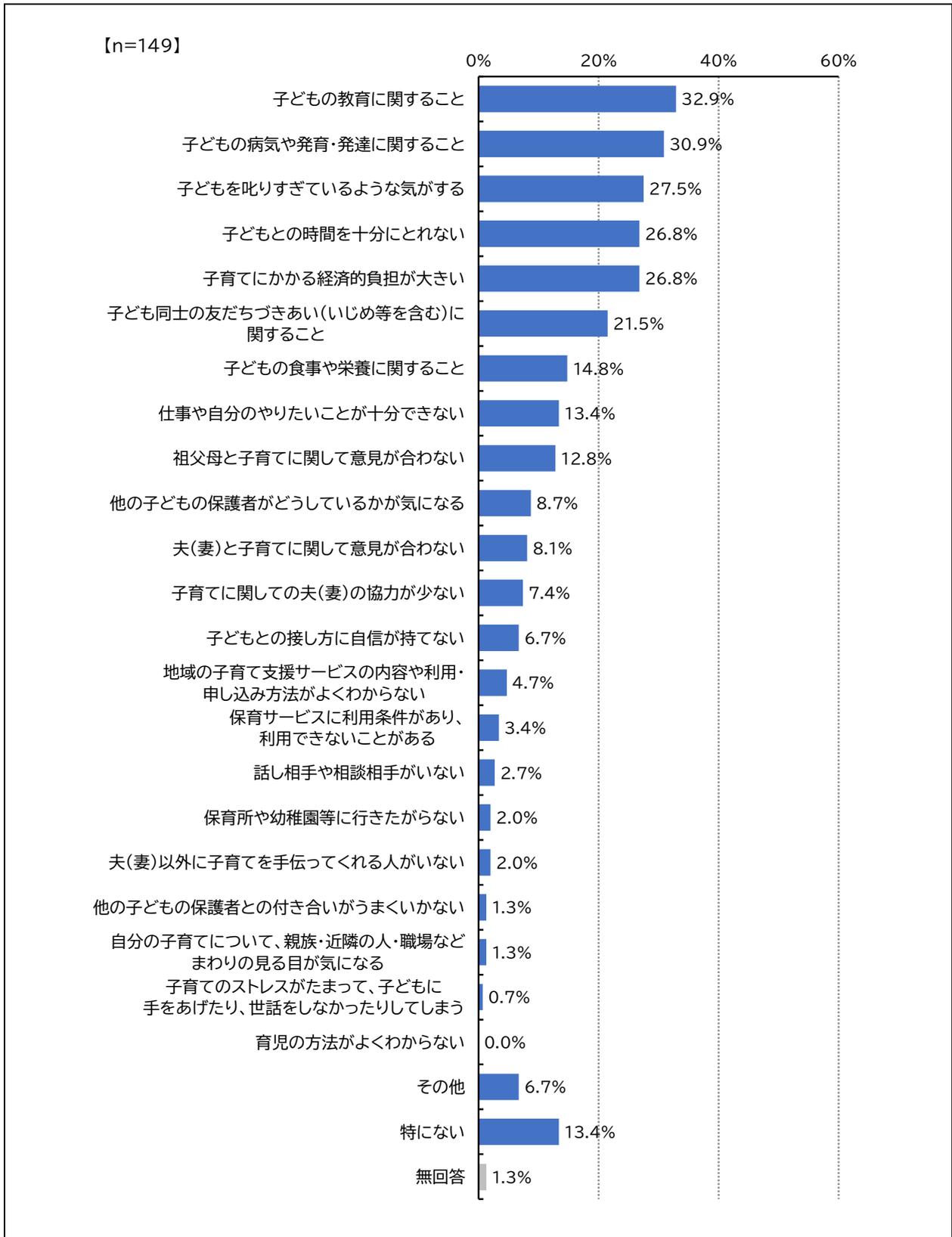
## II こども・若者を取り巻く現状

### ②近所のこどもの遊び場について困っていること



近所のこどもの遊び場について、日ごろ困っていることや不便に感じていることは、「雨の日に遊べる場所がない」が62.4%と最も多く、次いで「近くに遊び場がない」(45.0%)、「遊具などの種類が充実していない」(41.6%)、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」(18.1%)、「遊び場周辺の道路が危険である」(13.4%)、「遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がない」(12.8%)と続いています。

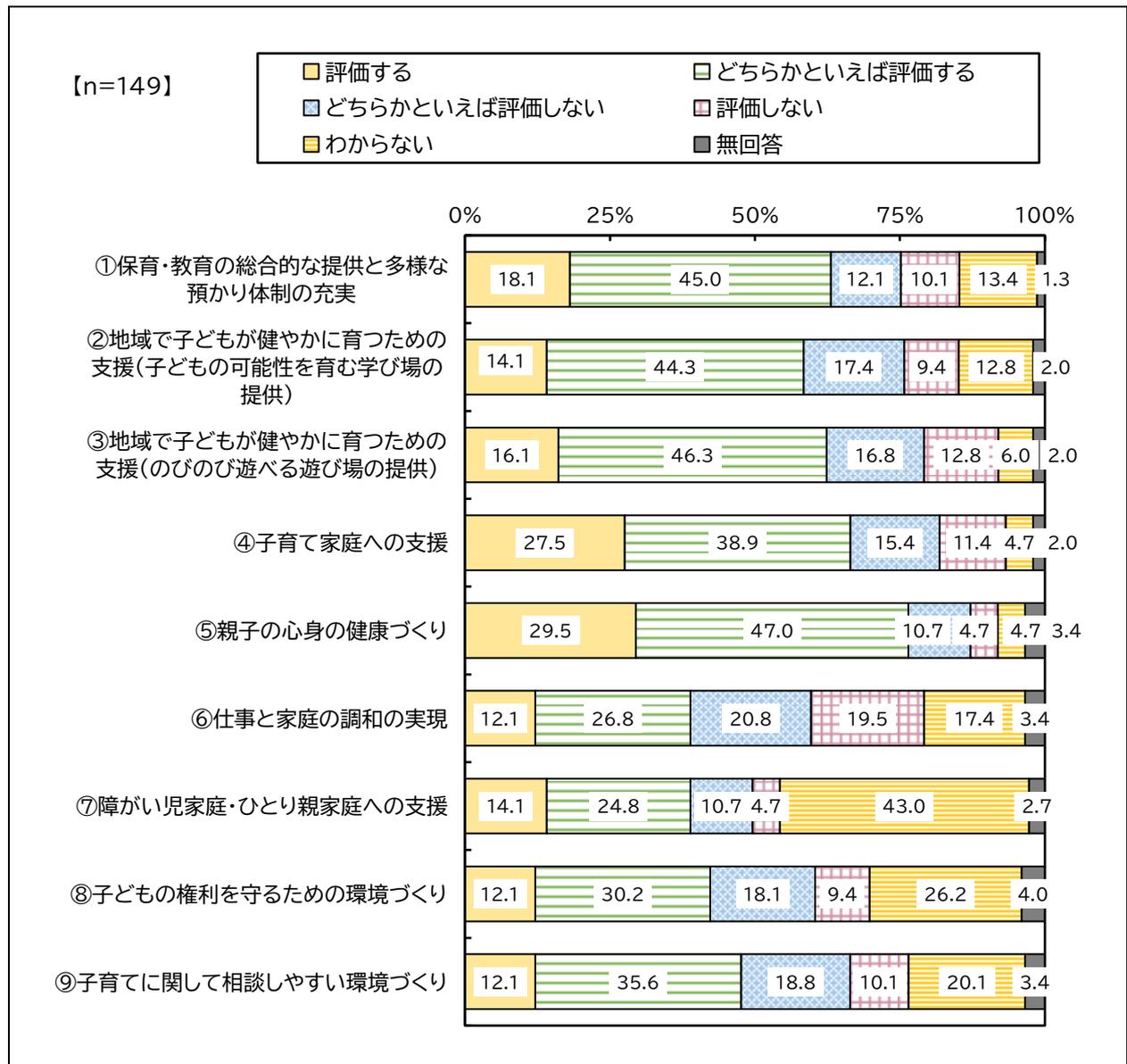
③子育てに関して日常悩んでいることや気になること



子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、「こどもの教育に関すること」が32.9%と最も多く、次いで「こどもの病気や発育・発達に関すること」(30.9%)、「こどもを叱りすぎているような気がする」(27.5%)、「こどもとの時間を十分にとれない」、「子育てにかかる経済的負担が大きい」(ともに26.8%)と続いています。

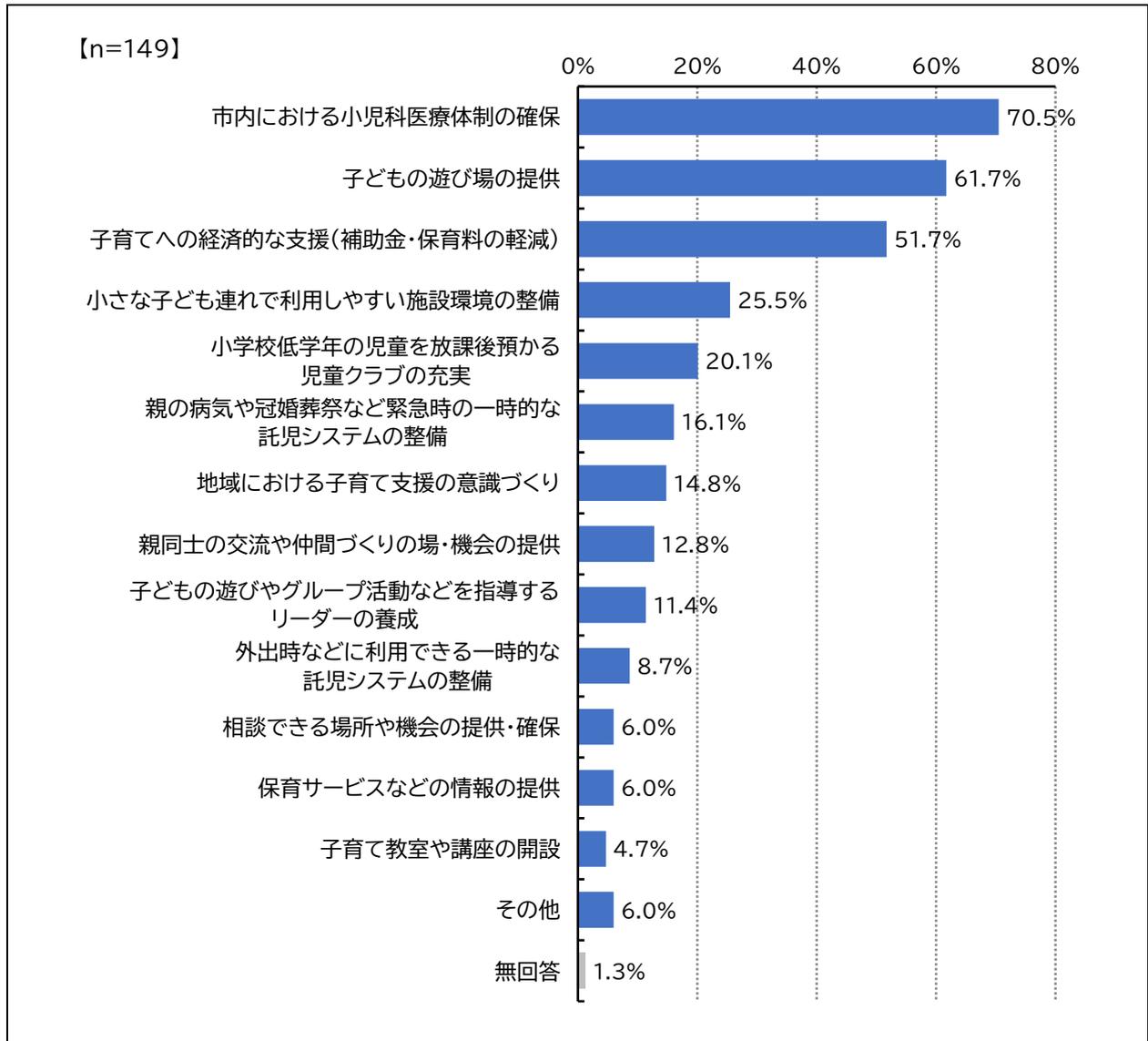
## II こども・若者を取り巻く現状

### ④尾花沢市の子育て関連施策への評価



尾花沢市の子育て関連施策への評価について、『評価する（「評価する」と「どちらかといえば評価する」の合計）』の回答は、「⑤親子の心身の健康づくり」が76.5%と最も多く、次いで「④子育て家庭への支援」（66.4%）、「①保育・教育の総合的な提供と多様な預かり体制の充実」（63.1%）、「③地域で子どもが健やかに育つための支援（のびのび遊べる遊び場の提供）」（62.4%）、「②地域で子どもが健やかに育つための支援（こどもの可能性を育む学び場の提供）」（58.4%）と続いています。

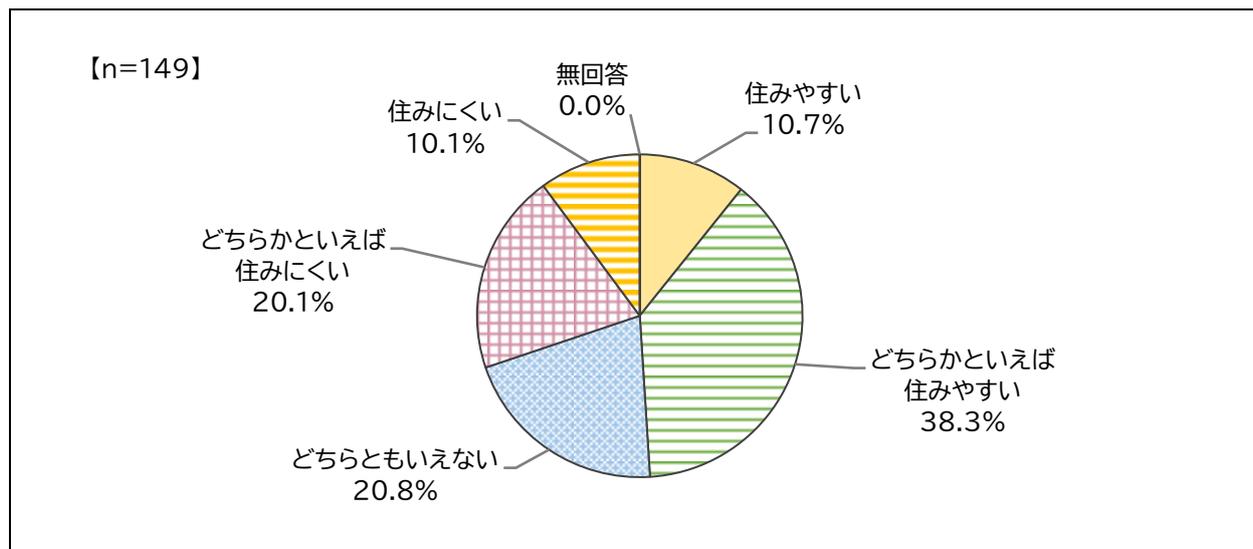
⑤ 今後希望する子育て支援策



今後希望する子育て支援策は、「市内における小児科医療体制の確保」が70.5%と最も多く、次いで「こどもの遊び場の提供」(61.7%)、「子育てへの経済的な支援(補助金・保育料の軽減)」(51.7%)、「小さな子ども連れで利用しやすい施設環境の整備」(25.5%)、「小学校低学年の児童を放課後預かる児童クラブの充実」(20.1%)、「親の病気や冠婚葬祭など緊急時の一時的な託児システムの整備」(16.1%)と続いています。

## Ⅱ こども・若者を取り巻く現状

### ⑥尾花沢市の住みやすさについてどう感じるか

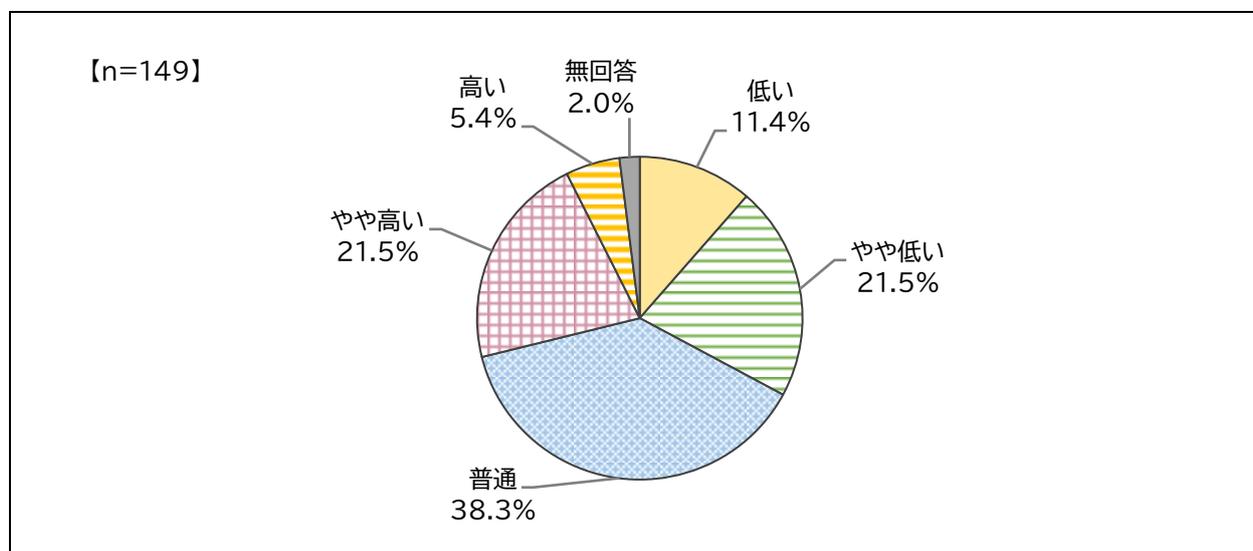


尾花沢市の住みやすさについてどう感じるかは、「どちらかといえば住みやすい」が38.3%と最も多く、「住みやすい」(10.7%)と合わせた49.0%が『住みやすい』と回答しています。

また、「どちらかといえば住みにくい」(20.1%)、「住みにくい」(10.1%)を合わせた30.2%が『住みにくい』と回答しています。

なお、20.8%は「どちらともいえない」と回答しています。

### ⑦尾花沢市における子育ての環境や支援への満足度

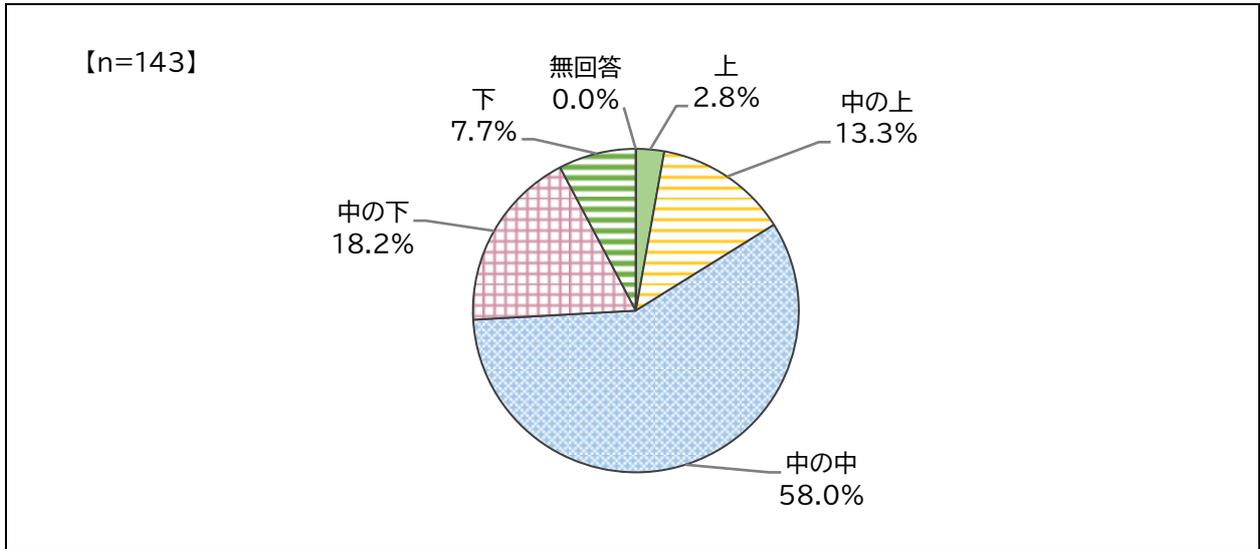


尾花沢市における子育ての環境や支援への満足度は、「低い」(11.4%)と「やや低い」(21.5%)を合わせた32.9%が『低い』と回答しており、「高い」(5.4%)と「やや高い」(21.5%)を合わせた26.9%が『高い』と回答しています。

また、38.3%は「普通」と回答しています。

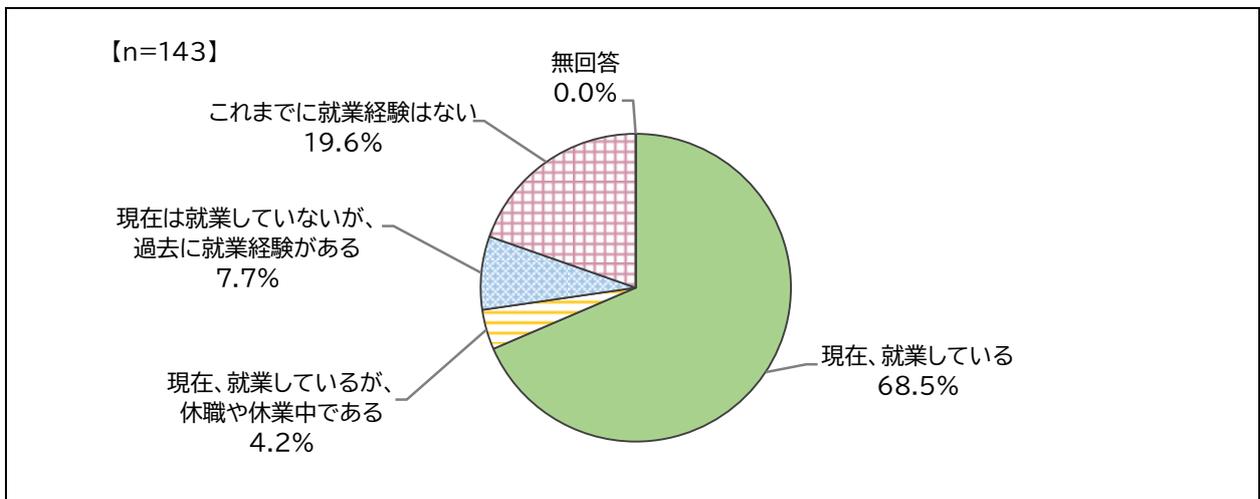
(3) こども・若者意識調査

①自身の暮らし向きについて、上から下までのどれにあたると思うか



暮らし向きについてどう思うかは、「上」が2.8%、「中の上」が13.3%、「中の中」が58.0%、「中の下」が18.2%、「下」が7.7%となっています。

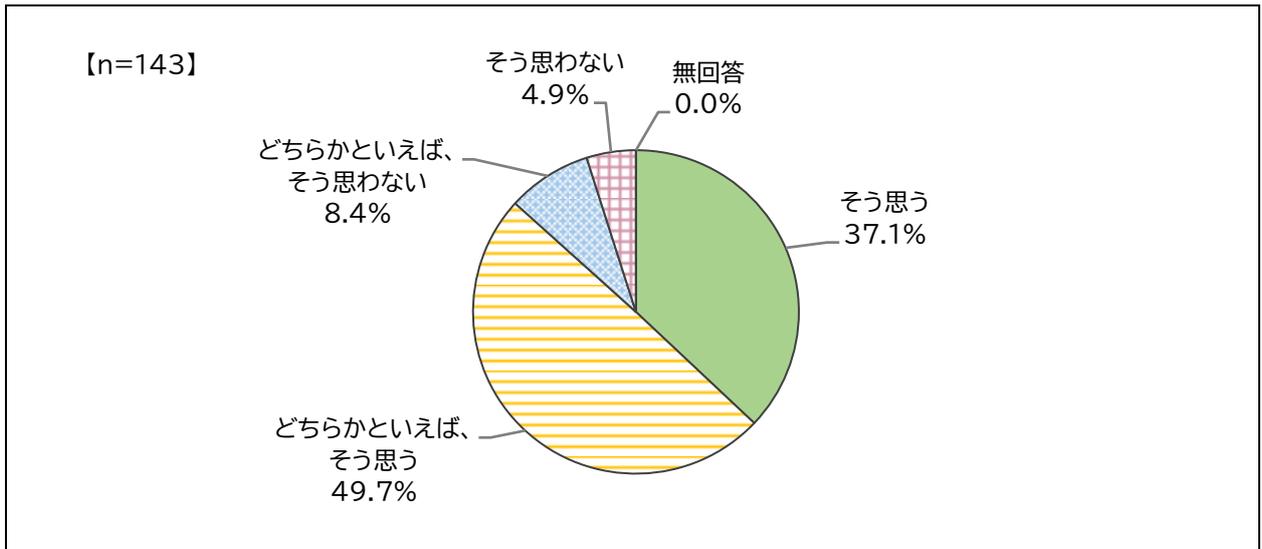
②就業経験について



回答者の就業経験は、「現在、就業している」が68.5%と最も多く、次いで「これまでに就業経験はない」(19.6%)、「現在は就業していないが、過去に就業経験がある」(7.7%)、「現在、就業しているが、休職や休業中である」(4.2%)となっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

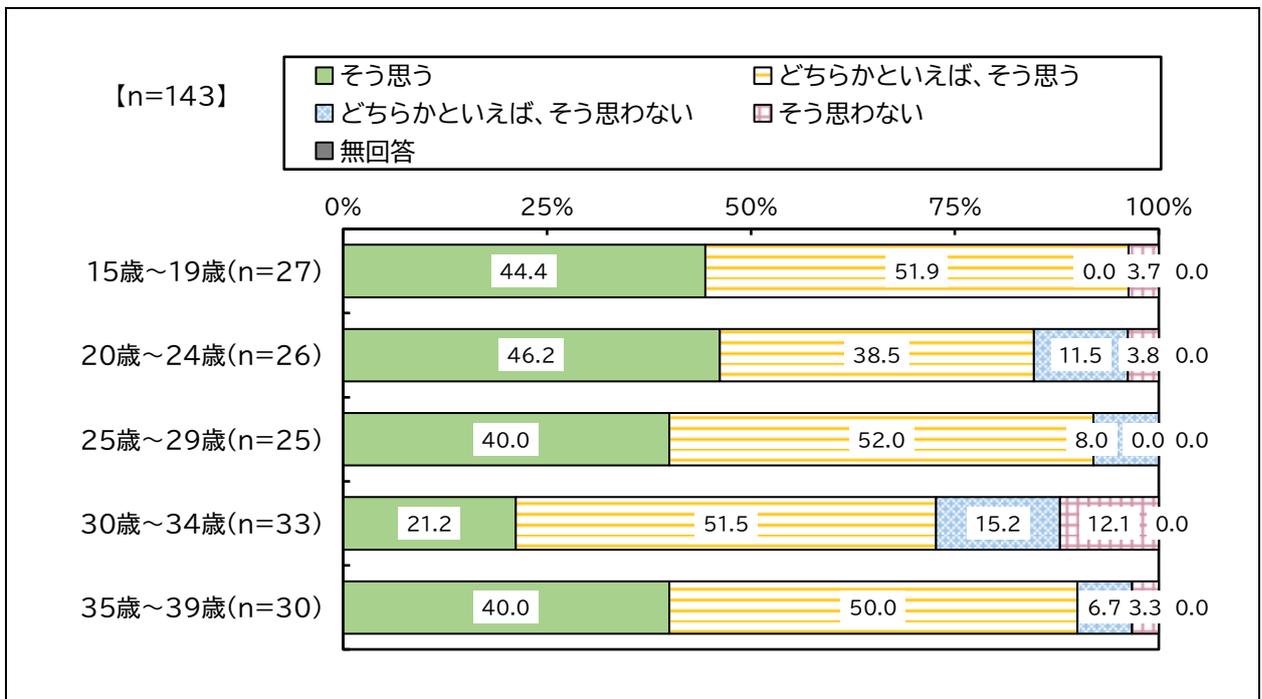
### ③今、自分が幸せだと思うか



今、自分が幸せだと思うかは、「どちらかといえば、そう思う」が49.7%と最も多く、次いで「そう思う」(37.1%)と合わせた8割以上が『そう思う』と回答しています。

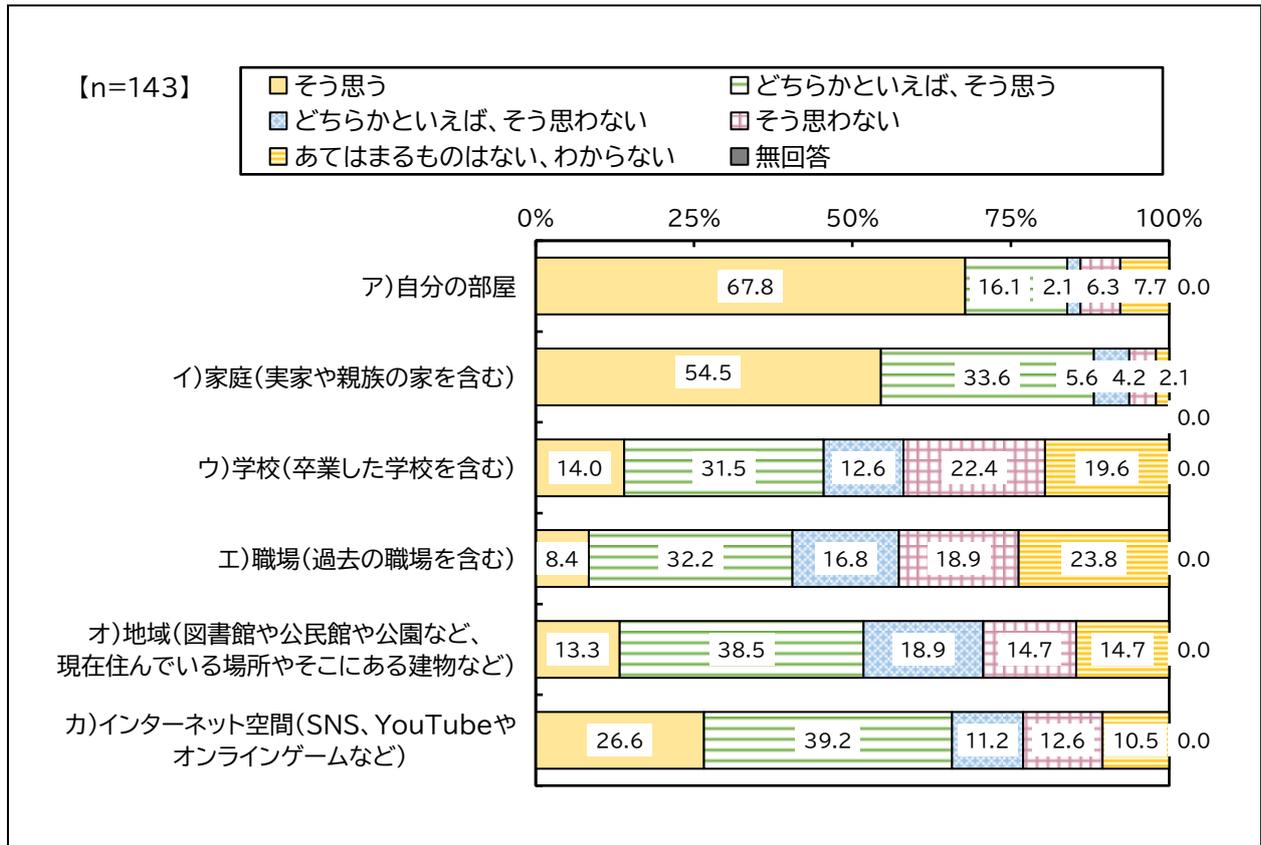
一方で、「どちらかといえば、そう思わない」(8.4%)と「そう思わない」(4.9%)を合わせた約1割は『そう思わない』と回答しています。

### 《年齢別》今、自分が幸せだと思うか



今、自分が幸せだと思うかについて、『そう思う』(「どちらかといえば、そう思う」と「そう思う」の合計)の割合を年齢別にみると、「15歳～19歳」が96.3%と最も多く、次いで「25歳～29歳」(92.0%)、「35歳～39歳」(90.0%)、「20歳～24歳」(84.7%)、「30歳～34歳」(72.7%)となっています。

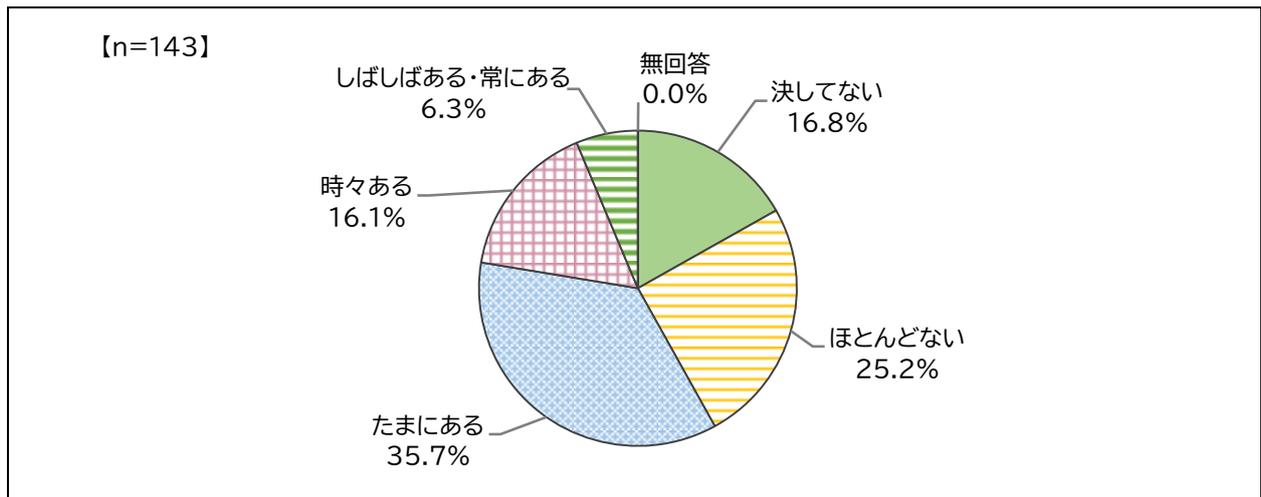
④居場所の居心地の良さについて



選択肢の場所が、居心地の良い居場所になっていると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）の割合は、「イ）家庭（実家や親族の家を含む）」が88.1%と最も多く、次いで「ア）自分の部屋」（83.9%）、「カ）インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」（65.8%）、「オ）地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」（51.8%）、「ウ）学校（卒業した学校を含む）」（45.5%）、「エ）職場（過去の職場を含む）」（40.6%）となっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

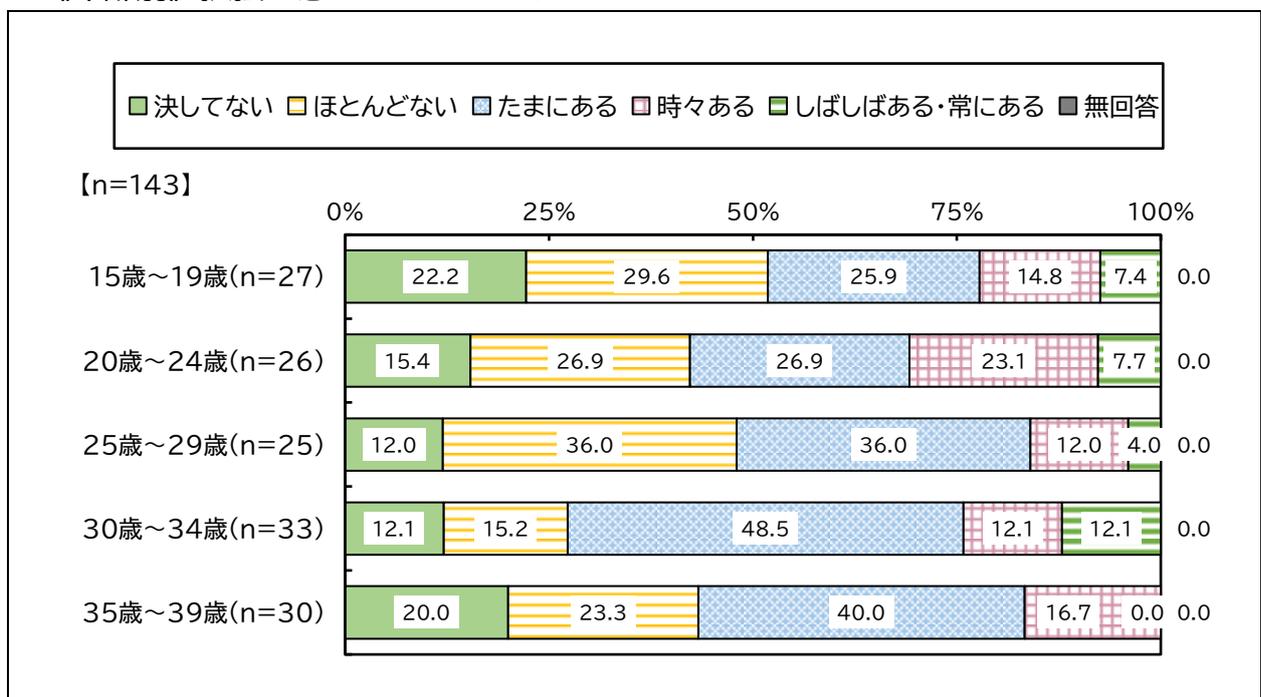
### ⑤ 孤独を感じることもあるか



どの程度、孤独であると感じることがあるかは、「たまにある」が35.7%と最も多く、「時々ある」(16.1%)、「しばしばある・常にある」(6.3%)と合わせた約6割が孤独であると感じることが『ある』と回答しています。

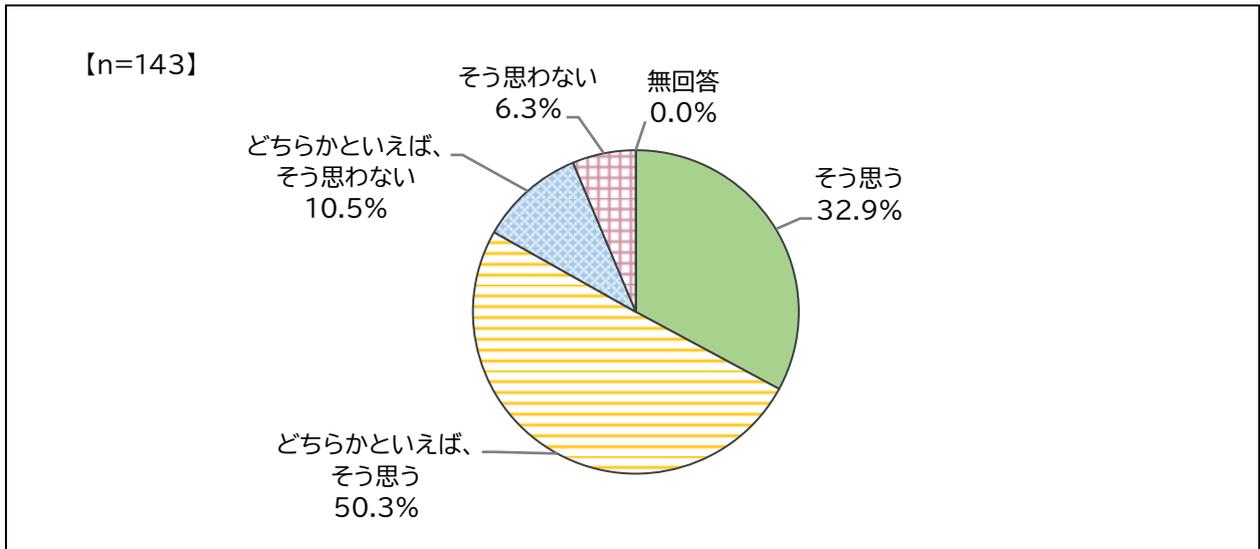
一方で、「ほとんどない」(25.2%)と「決してない」(16.8%)を合わせた約4割は孤独であると感じることが『ない』と回答しています。

### 《年齢別》孤独を感じることもあるか



孤独を感じることもあるかについて、『ある』(「たまにある」と「時々ある」、「しばしばある・常にある」の合計)の割合を年齢別にみると、「30歳～34歳」が72.7%と最も多く、次いで「20歳～24歳」(57.7%)、「35歳～39歳」(56.7%)、「25歳～29歳」(52.0%)、「15歳～19歳」(48.1%)となっています。

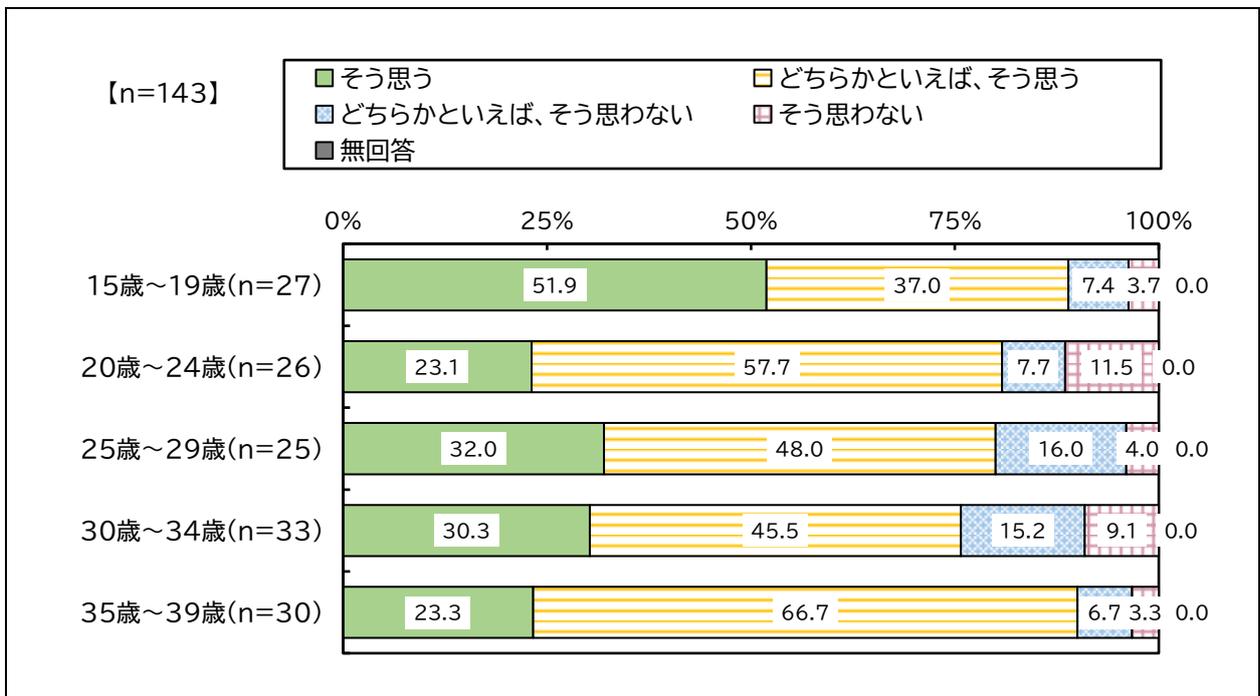
⑥ 「社会のために役立つことをしたい」と思うか



「社会のために役立つことをしたい」と思うかは、「どちらかといえば、そう思う」が50.3%と最も多く「そう思う」(32.9%)と合わせた8割以上が『そう思う』と回答しています。

一方で、「どちらかといえば、そう思わない」(10.5%)と「そう思わない」(6.3%)を合わせた約2割は『そう思わない』と回答しています。

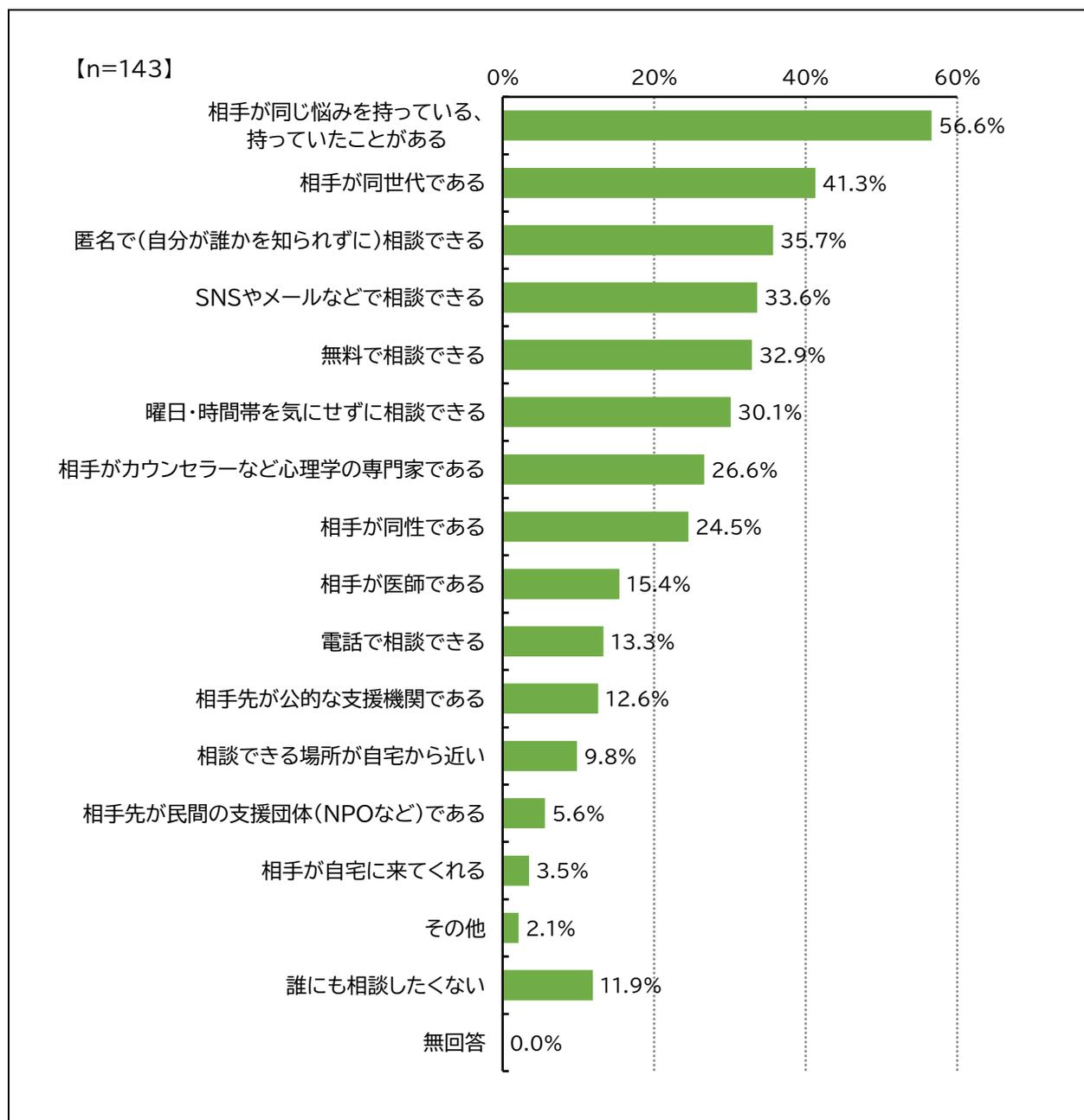
《年齢別》「社会のために役立つことをしたい」と思うか



「社会のために役立つことをしたい」と思うかについて、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)の割合を年齢別にみると、「35歳～39歳」が90.0%と最も多く、次いで「15歳～19歳」(88.9%)、「20歳～24歳」(80.8%)、「25歳～29歳」(80.0%)、「30歳～34歳」(75.8%)となっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ⑦困難に直面した場合の相談先に求めること

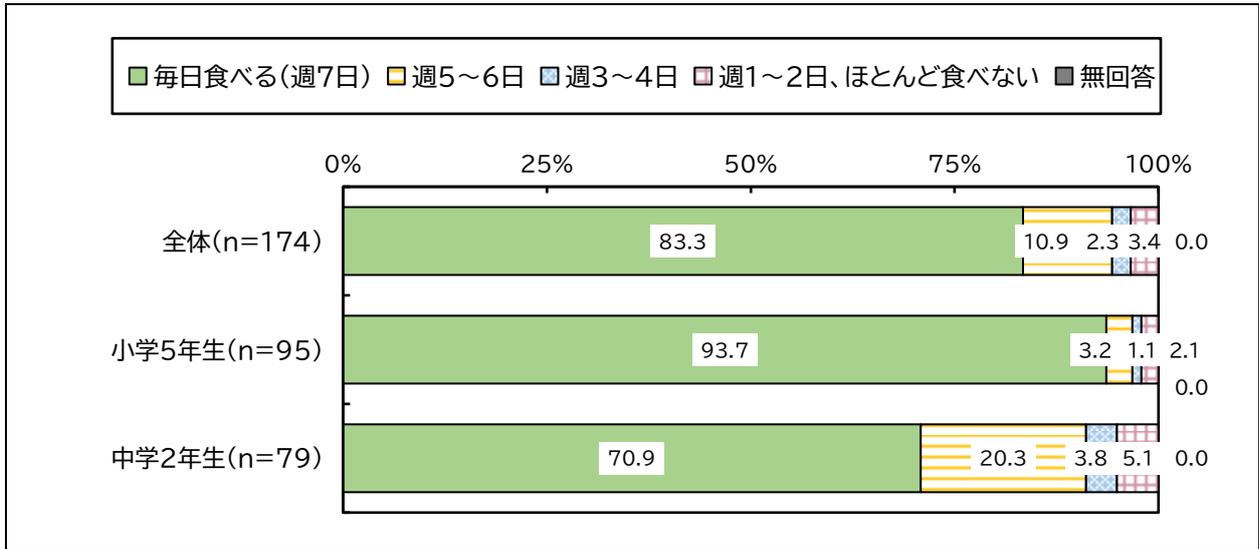


困難に直面した場合の相談先に求めることは、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が56.6%と最も多く、次いで「相手が同世代である」(41.3%)、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」(35.7%)、「SNS やメールなどで相談できる」(33.6%)、「無料で相談できる」(32.9%)と続いています。

なお、「誰にも相談したくない」は11.9%となっています。

(4) 「こどもの生活に関する実態調査」(こども用調査)

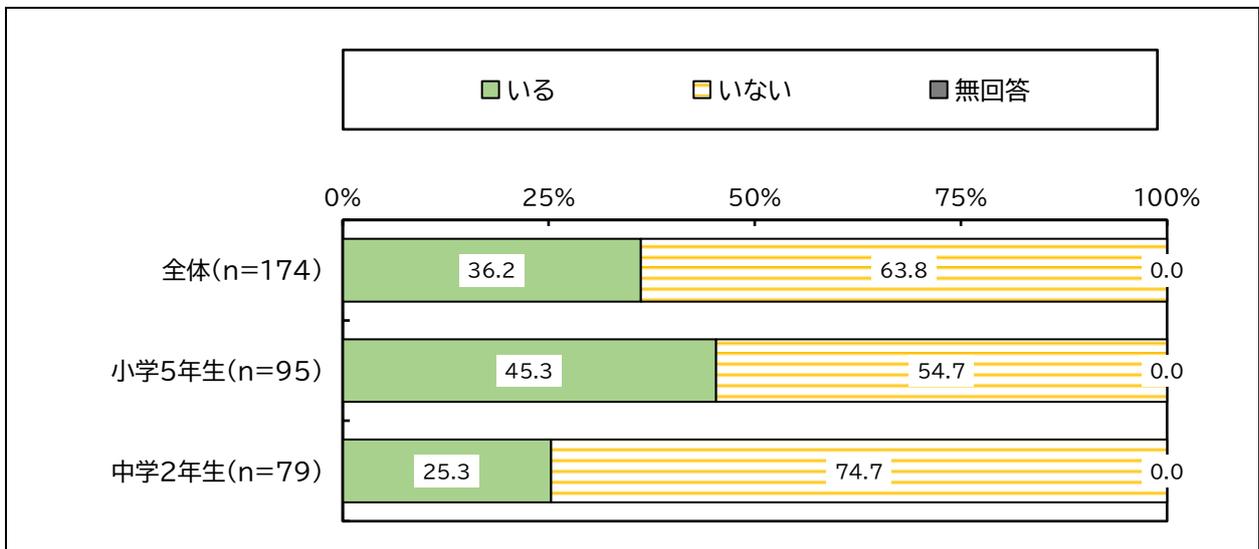
①朝食の摂取状況



朝食の摂取状況について「毎日食べる(週7日)」の割合は、全体では83.3%となっています。

学年別にみると、小学5年生では93.7%、中学2年生では70.9%となっており、小学5年生より中学2年生の割合が低くなっています。

②家族の中に、自身が世話をしている人がいるか

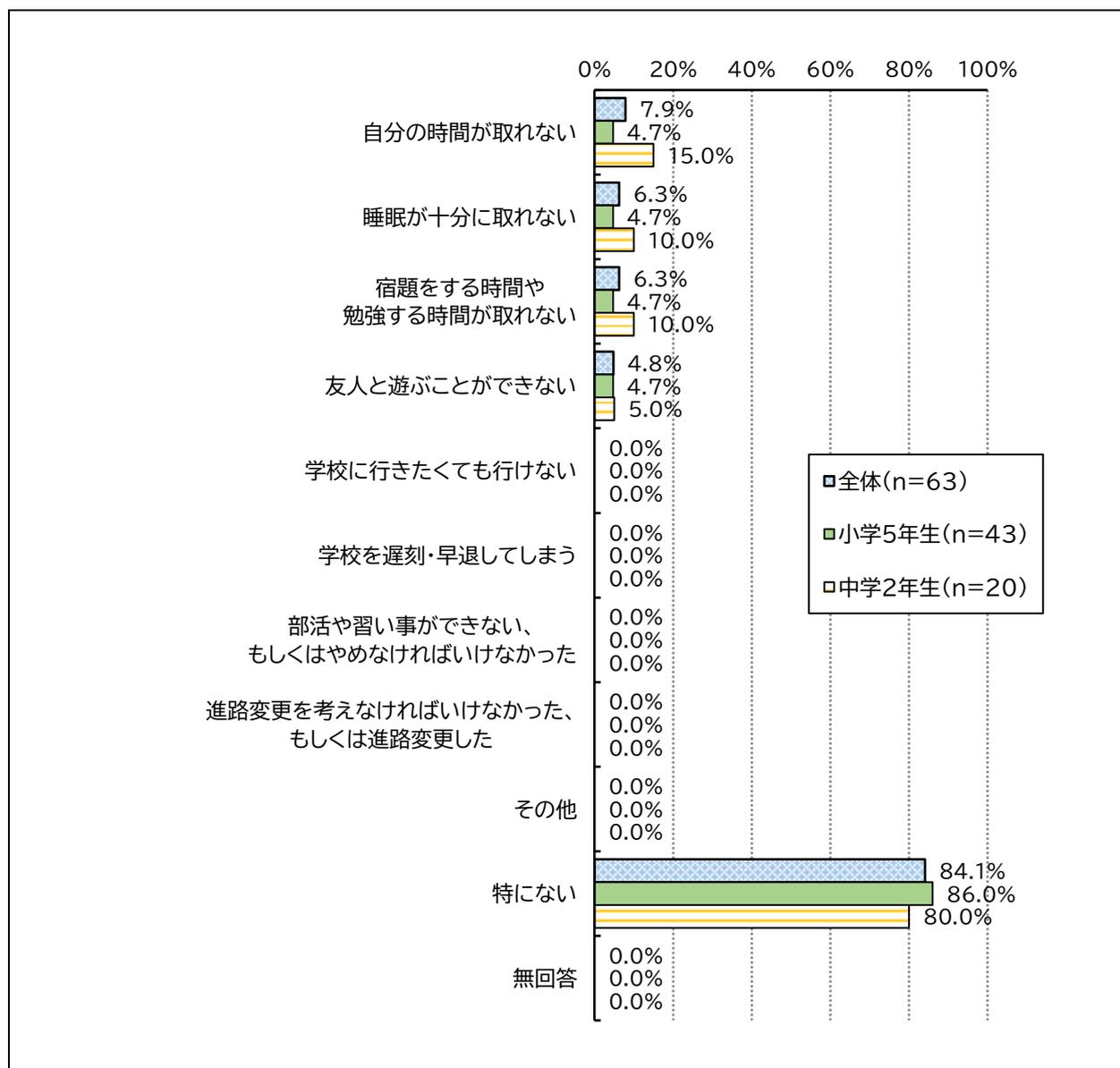


家族の中に回答者が世話をしている人がいるかについて、「いる」の割合は全体では36.2%となっています。

学年別にみると、小学5年生が45.3%、中学2年生が25.3%となっており、小学5年生の方が多くなっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ③家族の世話をしているため、我慢していることがあるか



問10で「1. いる」と答えた63人に、家族の世話をしているため我慢していることがあるかを尋ねると、全体では「自分の時間が取れない」が7.9%と最も多く、次いで「睡眠が十分に取れない」(6.3%)、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」(6.3%)、「友人と遊ぶことができない」(4.8%)となっています。

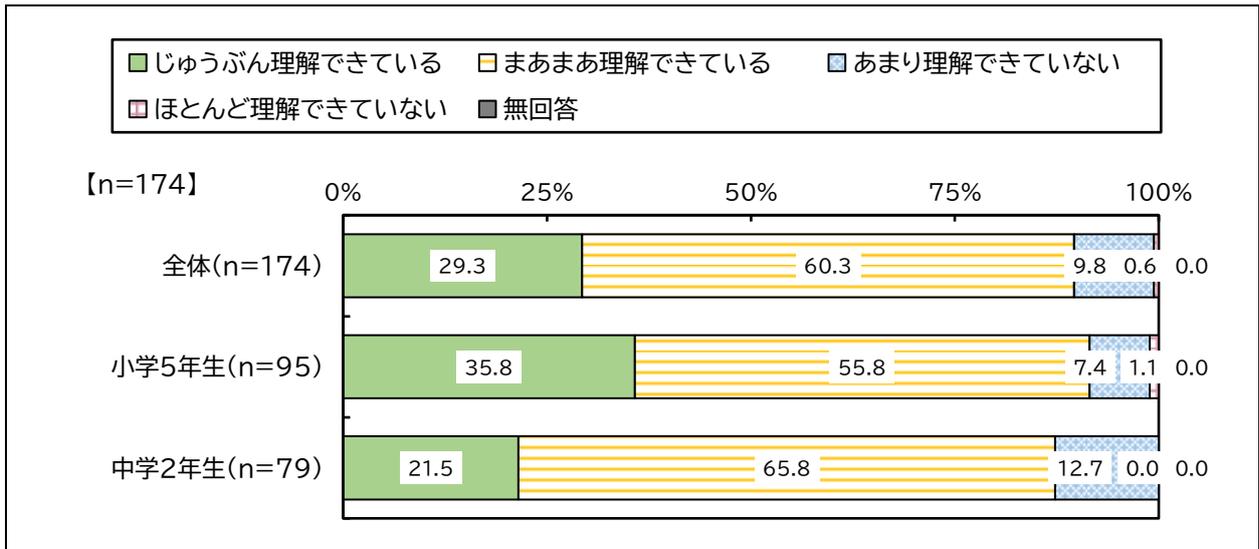
また、「特になし」は84.1%となっています。

学年別にみると、小学5年生では「自分の時間が取れない」、「睡眠時間が十分に取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」、「友人と遊ぶことができない」がそれぞれ4.7%となっています。

中学2年生では、「自分の時間が取れない」が15.0%と最も多く、次いで「睡眠時間が十分に取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」(ともに10.0%)「友人と遊ぶことができない」(5.0%)となっています。

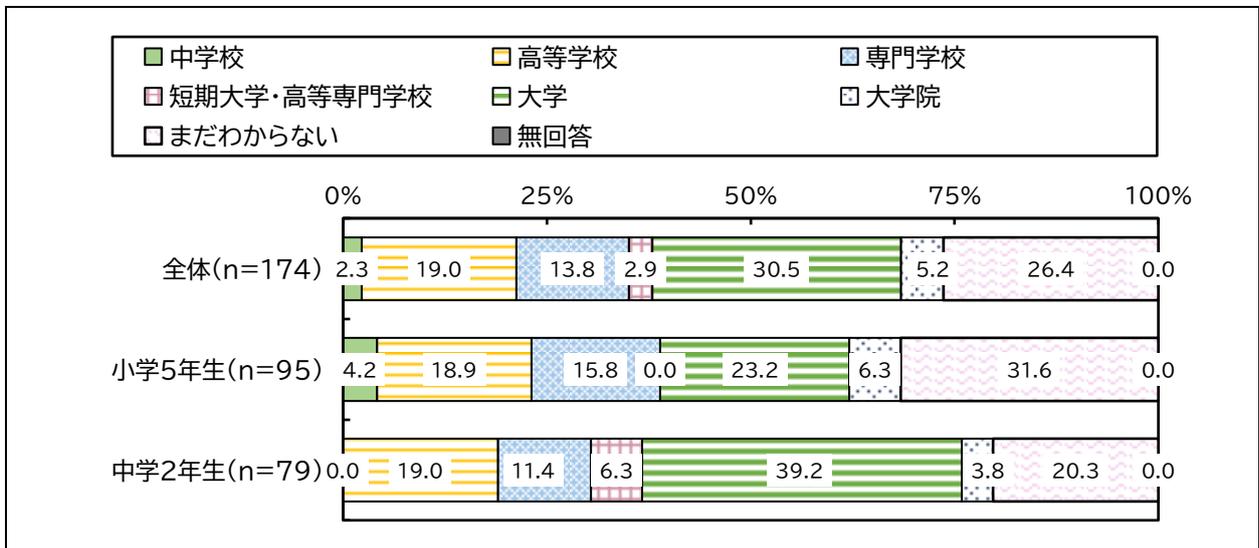
また、「特になし」は小学5年生では86.0%、中学2年生では80.0%となっています。

④学校の授業の内容を理解しているか



学校の授業の内容を理解しているかについて、『理解できていない』（「あまり理解できていない」と「ほとんど理解できていない」の合計）の割合は、全体では10.4%となっています。学年別にみると、小学5年生では8.5%、中学2年生では12.7%となっています。また、「じゅうぶん理解できている」の割合は、小学5年生では35.8%、中学2年生では21.5%と中学2年生の方が少なくなっています。

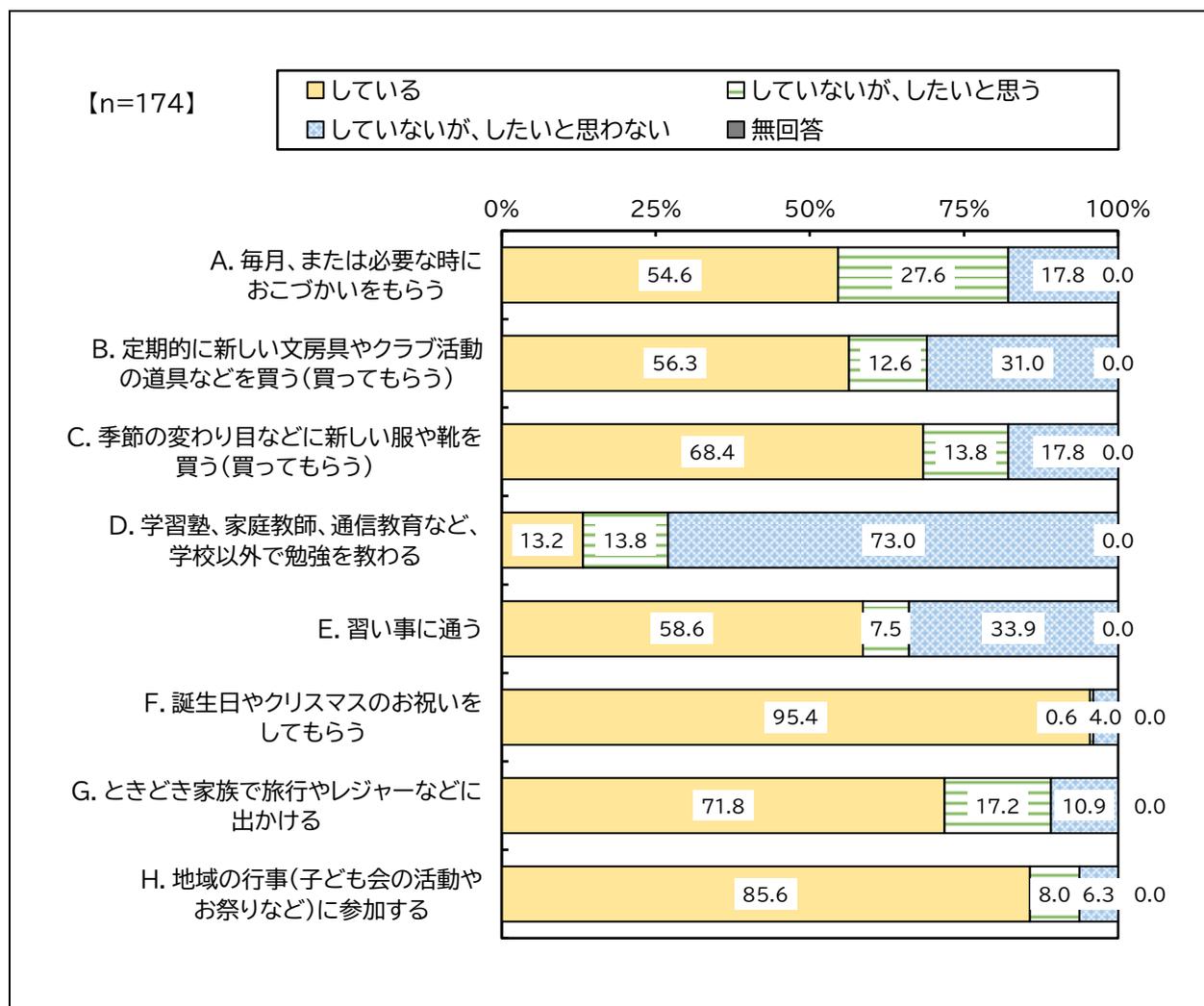
⑤進学先の希望について



どの学校まで進学したいと思うかは、全体では「大学」が30.5%と最も多く、次いで「高等学校」(19.0%)、「専門学校」(13.8%)、「大学院」(5.2%)と続いています。学年別にみると、小学5年生では「大学」が23.2%と最も多く、次いで「高等学校」(18.9%)、「専門学校」(15.8%)、「大学院」(6.3%)、「中学校」(4.2%)となっています。中学2年生では、「大学」が39.2%と最も多く、次いで「高等学校」(19.0%)、「専門学校」(11.4%)、「短期大学・高等専門学校」(6.3%)、「大学院」(3.8%)となっています。

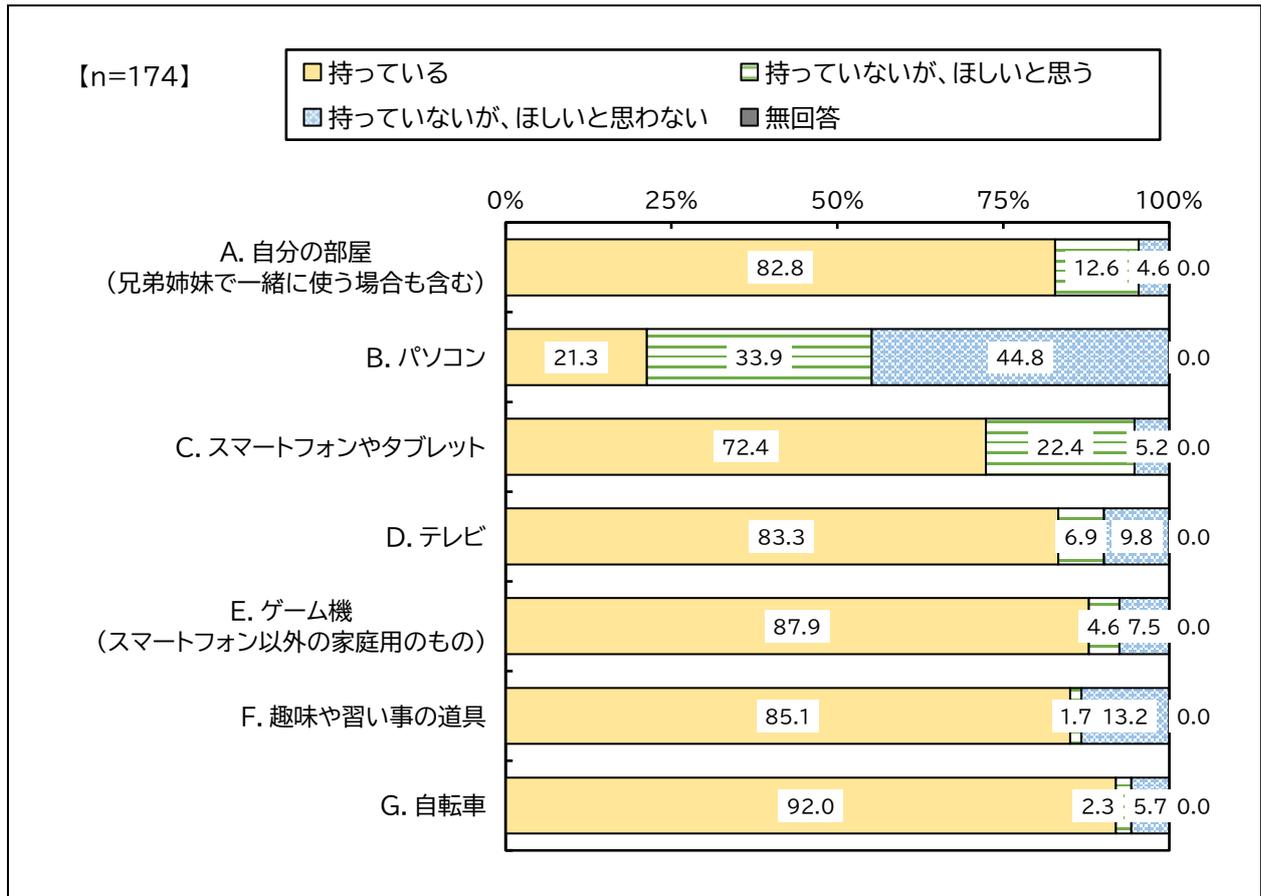
## II こども・若者を取り巻く現状

### ⑥親からの経済的な供給の状況



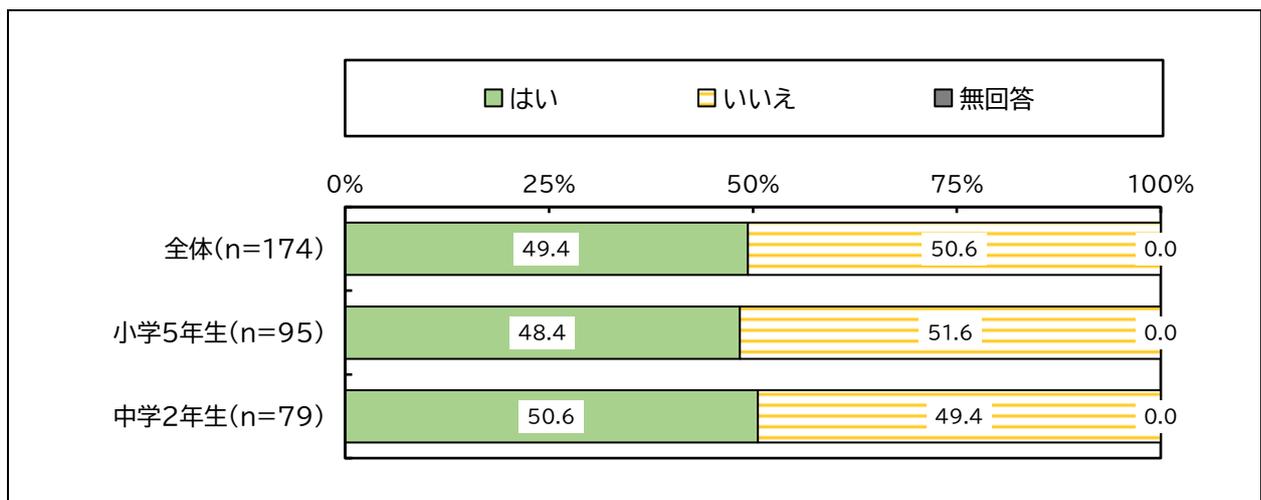
親からの経済的な供給について「していないが、したいと思う」の割合は、「A. 毎月、または必要な時におこづかいをもらう」が27.6%と最も多く、「G. ときどき家族で旅行やレジャーなどに出かける」(17.2%)、「C. 季節の変わり目などに新しい服や靴を買う(買ってもらう)」、「D. 学習塾、家庭教師、通信教育など、学校以外で勉強を教わる」(ともに13.8%)と続いています。

⑦所有物の状況



所有物の状況について、「持っていないが、ほしいと思う」の割合は、「B. パソコン」が33.9%と最も多く、次いで「C. スマートフォンやタブレット」(22.4%)、「A. 自分の部屋(兄弟姉妹で一緒に使う場合も含む)」(12.6%)、「D. テレビ」(6.9%)と続いています。

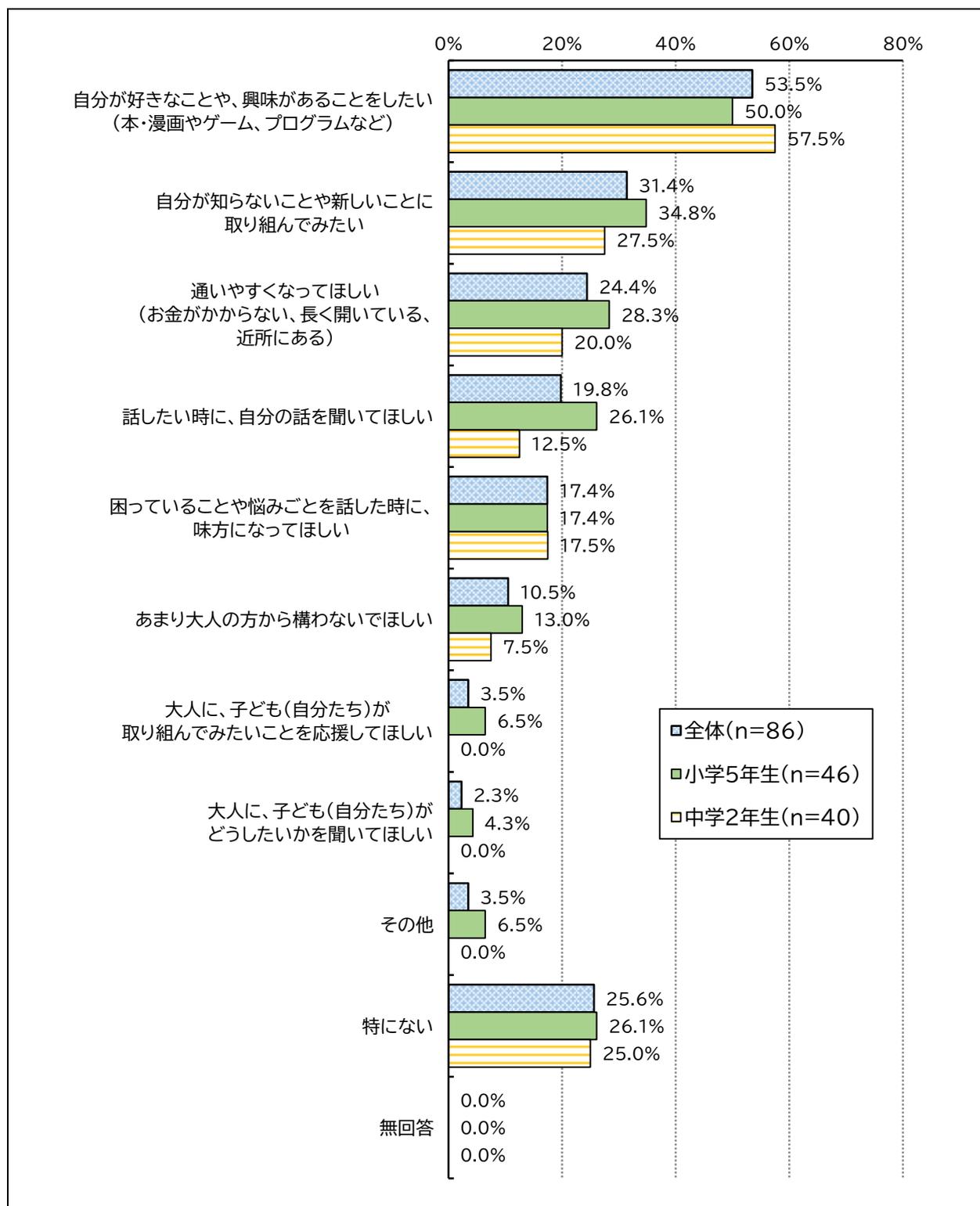
⑧家や学校以外に居場所があるか



家や学校以外に居場所があるかは、全体では「はい」が49.4%、「いいえ」が50.6%となっており、学年別にみた場合も同様の傾向となっています。

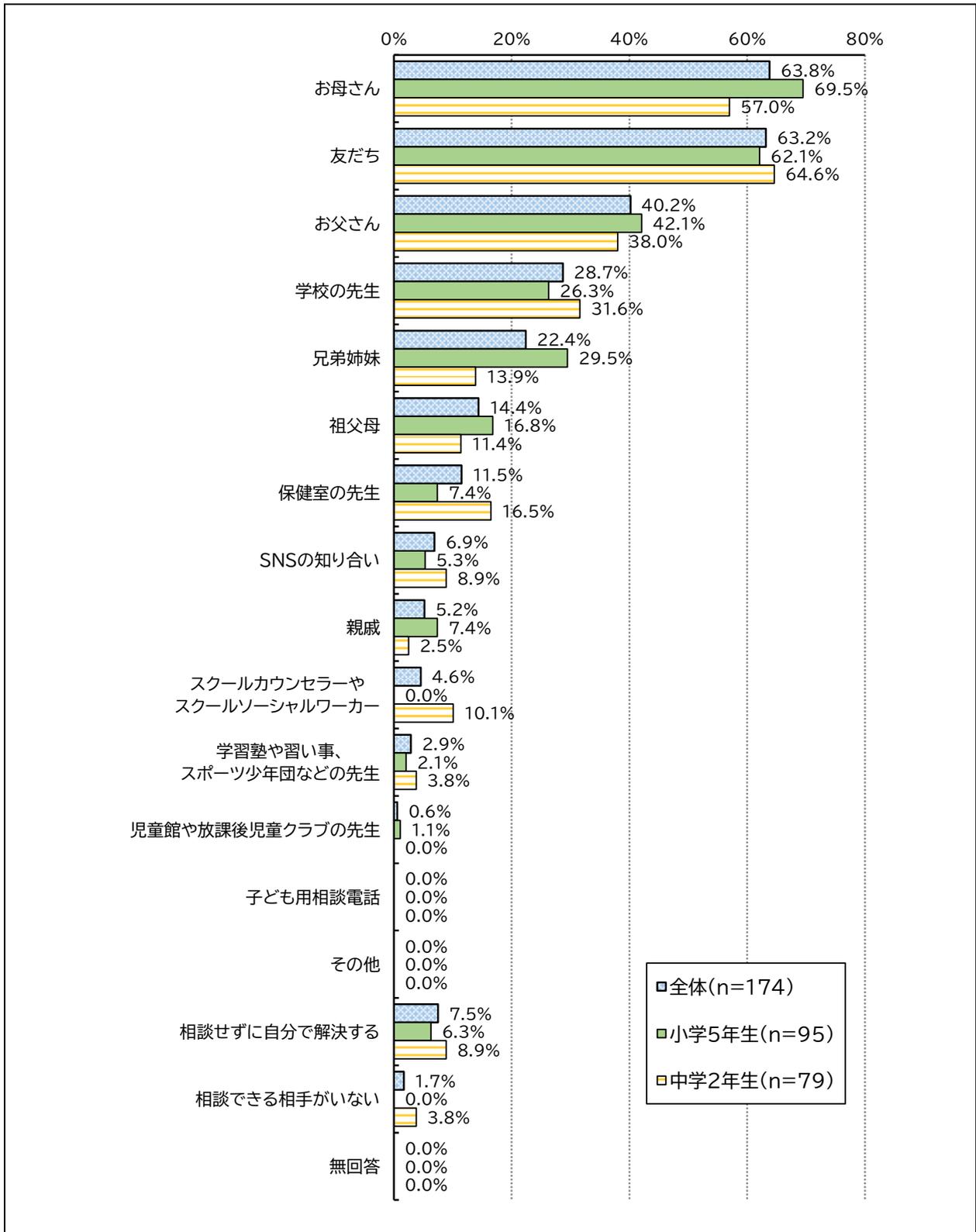
## II こども・若者を取り巻く現状

### ⑨居場所でやってみたいことや改善してほしいこと



家や学校以外に居場所があるかについて、「1. はい」と答えた 86 人に、居場所でやってみたいことや改善してほしいことを尋ねると、全体では「自分が好きなことや、興味があることをしたい（本・漫画やゲーム、プログラムなど）」が 53.5%と最も多く、次いで「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」（31.4%）、「通いやすくなってほしい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」（24.4%）、「話したい時に、自分の話を聞いてほしい」（19.8%）と続いています。

⑩悩みや不安があるとき、誰に相談するか



悩みや不安があるときの相談相手は、全体では「お母さん」が 63.8%と最も多く、次いで「友だち」(63.2%)、「お父さん」(40.2%)、「学校の先生」(28.7%)、「兄弟姉妹」(22.4%)と続いています。

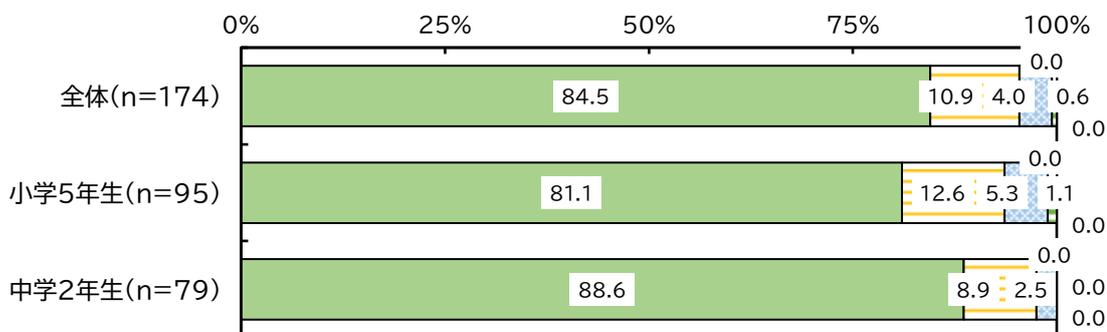
学年別にみると、小学5年生では「お母さん」が69.5%と最も多く、中学2年生では「友だち」が64.6%と最も多くなっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ① 逆境体験について

- ① 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を強く言われる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- ② 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- ③ 家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
- ④ 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- ⑤ 両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- ⑥ 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある
- ⑦ 一緒に住んでいる人に、お酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- ⑧ 一緒に住んでいる人に、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ■ ひとつもあてはまらない(0個) | ■ 1～2個あてはまる |
| ■ 3～4個あてはまる       | ■ 5～7個あてはまる |
| ■ すべてあてはまる(8個)    | ■ 無回答       |

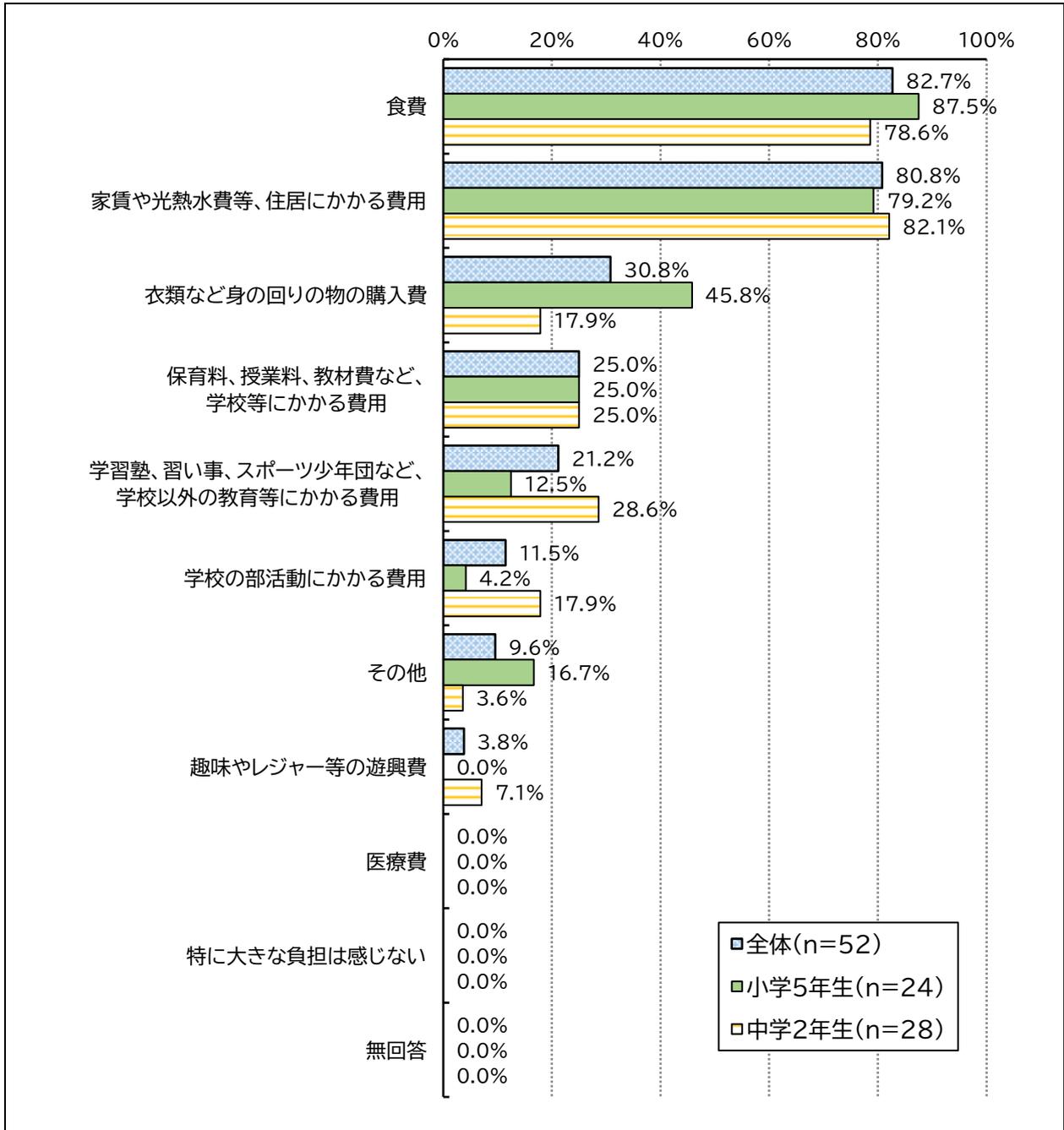


逆境体験について、『3個以上あてはまる』（「3～4個あてはまる」、「5～6個あてはまる」、「すべてあてはまる（8個）」の合計）の割合は、全体では4.6%となっています。

学年別にみると、『3個以上あてはまる』の割合は小学5年生では6.4%、中学2年生では2.5%となっており、小学5年生の方が多くなっています。

(5) 「こどもの生活に関する実態調査」(保護者用調査)

①家計の支出の中で、負担が大きいと感じるもの

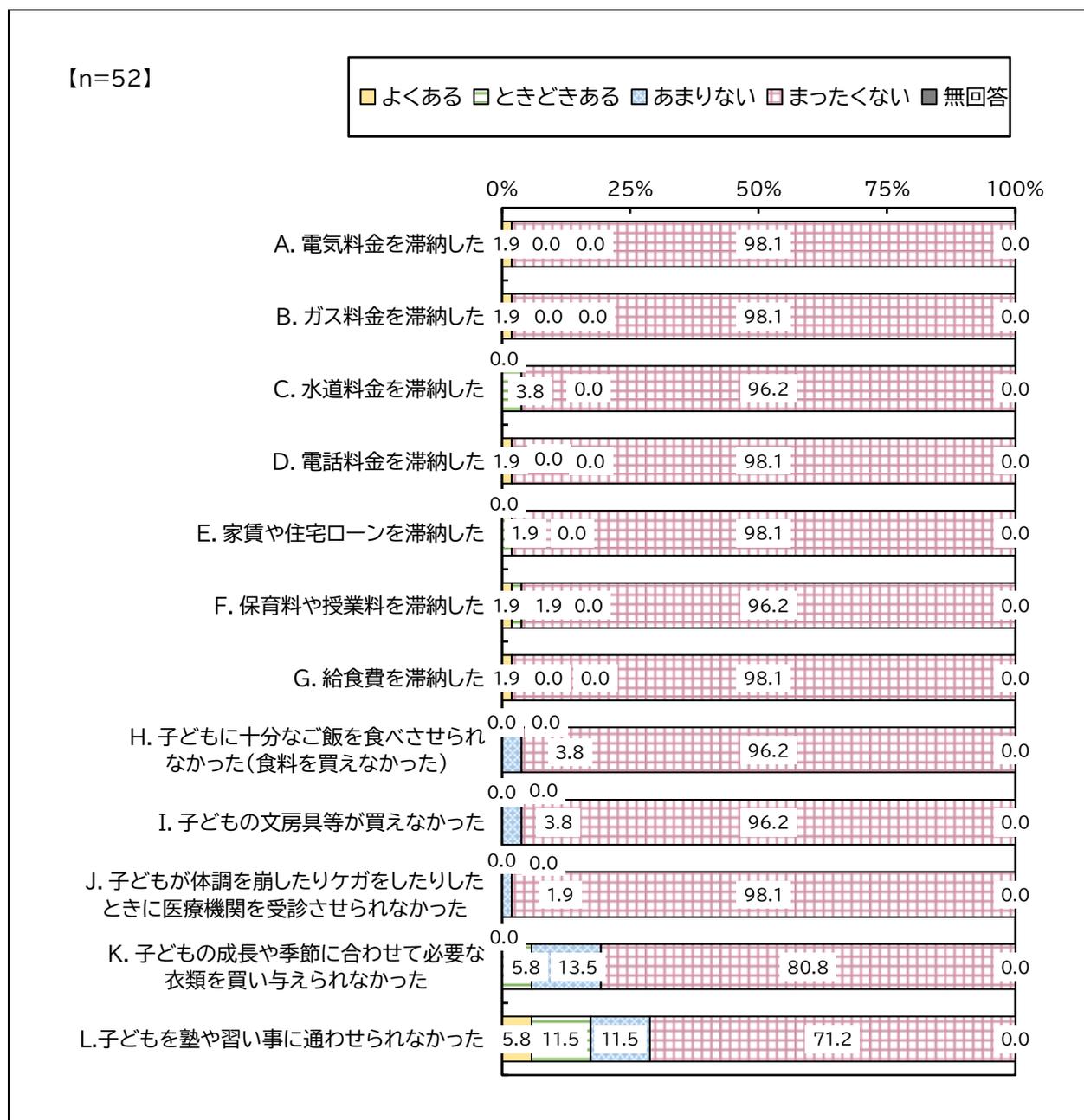


家計の支出の中で、負担が大きいと感じるものは、全体では「食費」が82.7%と最も多く、次いで「家賃や光熱水費等、住居にかかる費用」(80.8%)、「衣類など身の回りの物の購入費」(30.8%)、「保育料、授業料、教材費など、学校等にかかる費用」(25.0%)、「学習塾、習い事、スポーツ少年団など、学校以外の教育等にかかる費用」(21.2%)と続いています。

学年別にみると、小学5年生保護者では「食費」が87.5%と最も多く、中学2年生保護者では、「家賃や光熱水費等、住居にかかる費用」が82.1%と最も多くなっています。

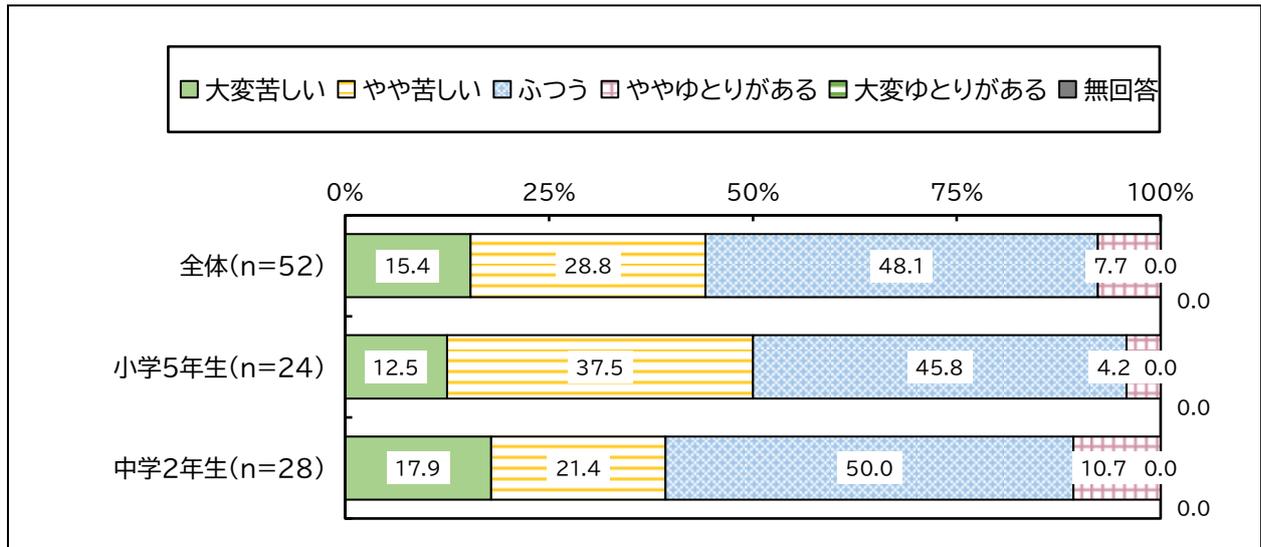
## II こども・若者を取り巻く現状

### ②経済的な理由による経験について



経済的な理由による経験について、『ある』（「よくある」と「ときどきある」の合計）の割合は、「L. 子どもを塾や習い事に通わせられなかった」が17.3%と最も多く、次いで「K. こどもの成長や季節に合わせて必要な衣類を買い与えられなかった」（5.8%）、「C. 水道料金を滞納した」、「F. 保育料や授業料を滞納した」（ともに3.8%）、「A. 電気料金を滞納した」、「B. ガス料金を滞納した」、「D. 電話料金を滞納した」、「E. 家賃や住宅ローンを滞納した」、「G. 給食費を滞納した」（それぞれ1.9%）となっています。

③現在の暮らしの状況をどう感じるか



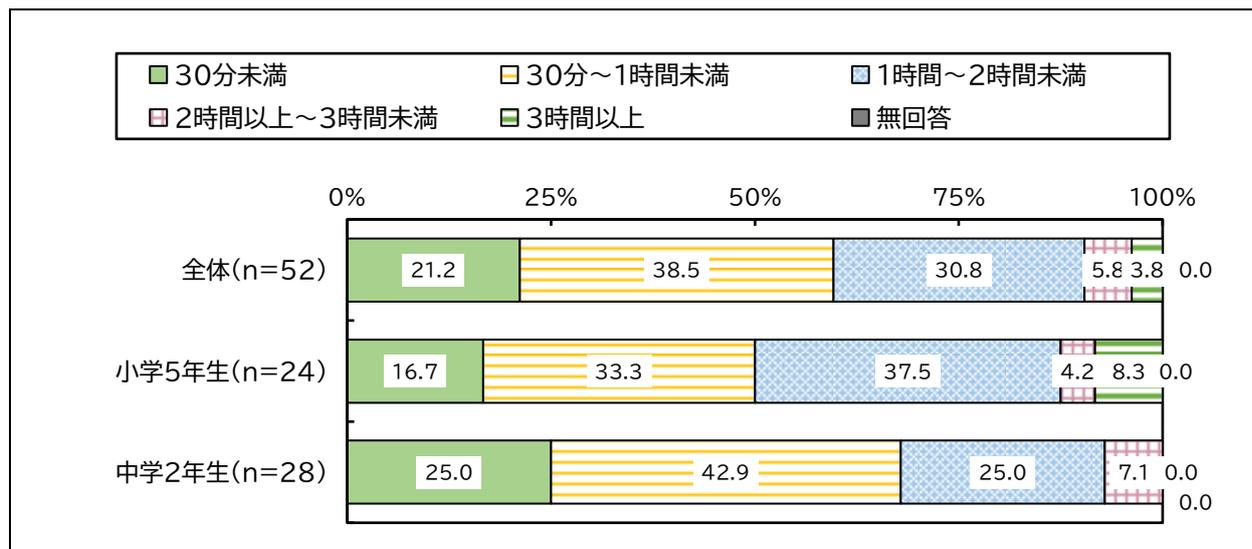
現在の暮らしの状況をどう感じるかは、全体では「やや苦しい」(28.8%)と「大変苦しい」(15.4%)を合わせた4割以上が『苦しい』と回答しており、「ややゆとりがある」は7.7%となっています。

また、「ふつう」は48.1%と最も多くなっています。

学年別にみると、『苦しい』の割合は小学5年生保護者では約5割、中学2年生保護者では約4割となっており、小学5年生保護者の方が多くなっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ④お子さんとのコミュニケーションについて

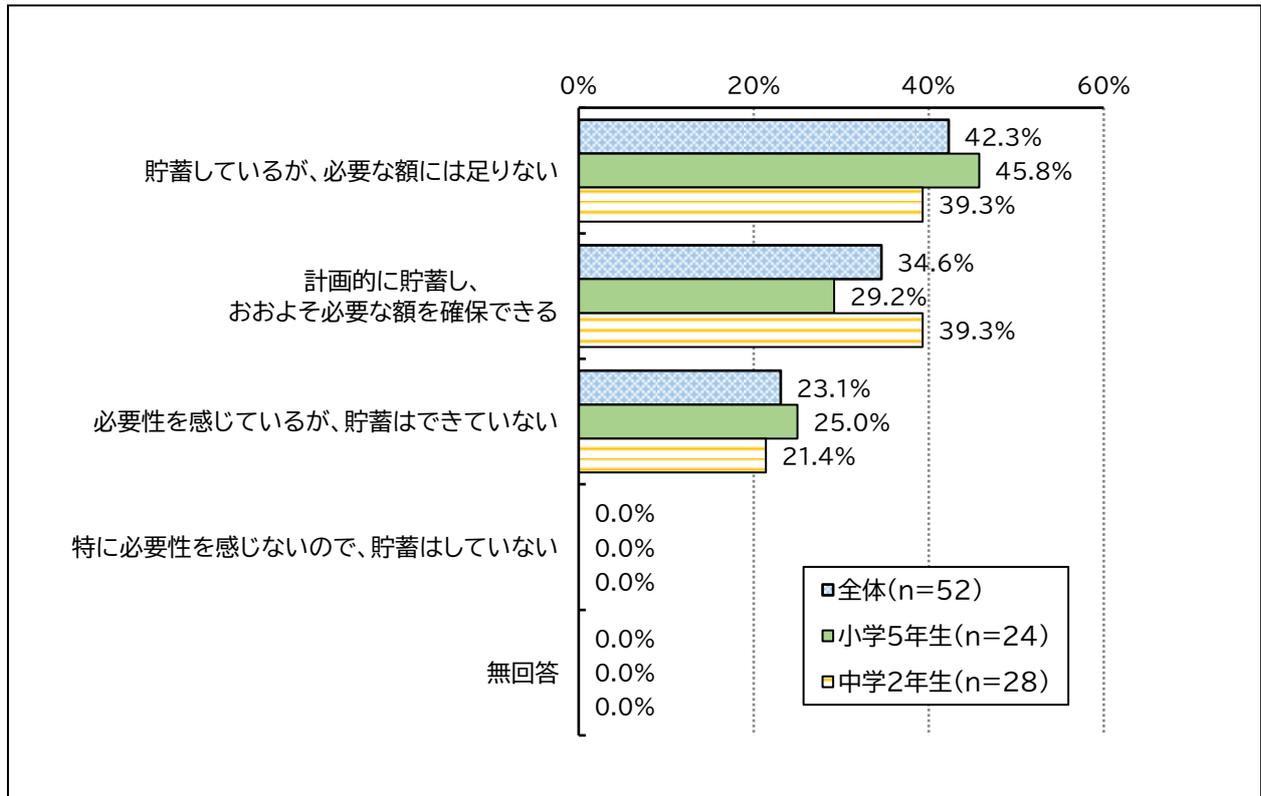


1日にどのくらいの時間お子さんとのコミュニケーションをとっているかは、全体では「30分～1時間未満」が38.5%と最も多く、次いで「1時間～2時間未満」(30.8%)、「30分未満」(21.2%)、「2時間以上～3時間未満」(5.8%)、「3時間以上」(3.8%)と続いています。

学年別にみると、小学5年生保護者では「1時間～2時間未満」が37.5%と最も多く、次いで「30分～1時間未満」(33.3%)、「30分未満」(16.7%)、「3時間以上」(8.3%)、「2時間以上～3時間未満」(4.2%)となっています。

また、中学2年生保護者では「30分～1時間未満」が42.9%と最も多く、次いで「30分未満」、「1時間～2時間未満」(ともに25.0%)、「2時間以上～3時間未満」(7.1%)となっており、小学5年生保護者よりもコミュニケーションの時間が短い傾向がみられます。

⑤お子さんの進学のための貯蓄をしているか



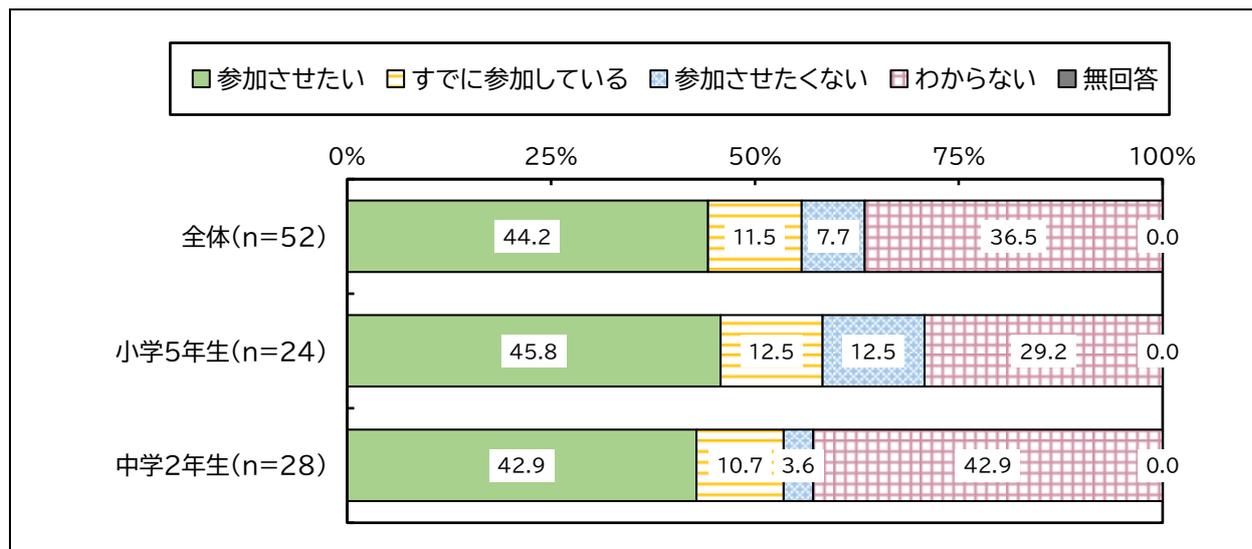
お子さんの進学のための貯蓄をしているかは、全体では「貯蓄しているが、必要な額には足りない」が42.3%と最も多く、次いで「計画的に貯蓄し、おおよそ必要な額を確保できる」(34.6%)、「必要性を感じているが、貯蓄はできていない」(23.1%)となっています。

学年別にみると、小学5年生保護者では「貯蓄しているが、必要な額には足りない」が45.8%と最も多くなっています。

また、中学2年生保護者では「貯蓄しているが、必要な額には足りない」と「計画的に貯蓄し、おおよそ必要な額を確保できる」がともに39.3%で最も多くなっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ⑥ 「学習支援」を利用させたいと思うか

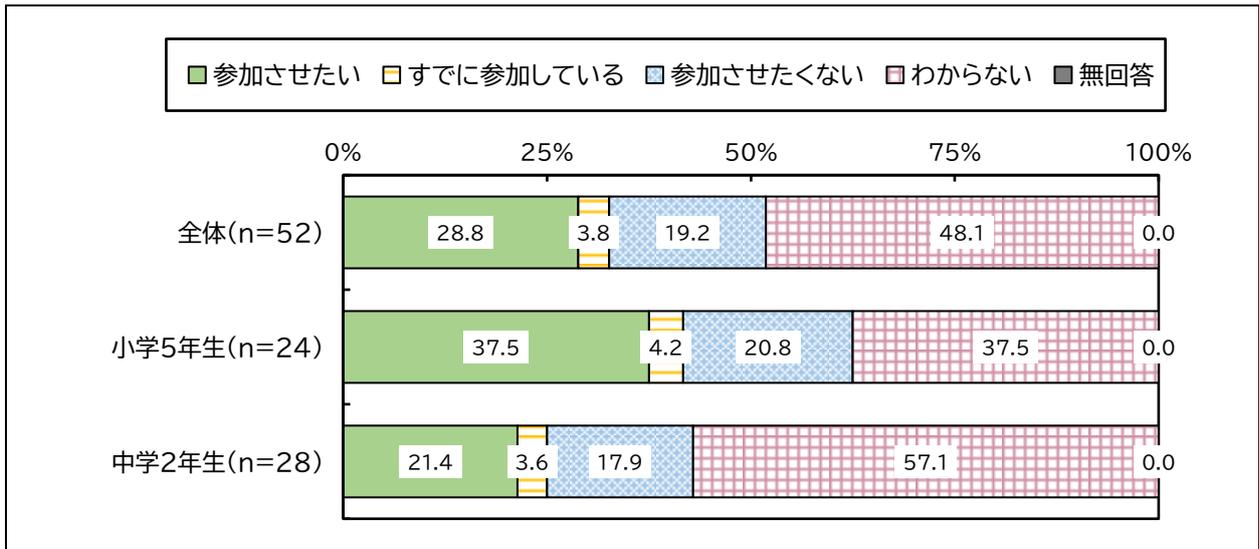


自治体から委託を受けた団体や学生ボランティア等が無料又は低額でこどもの学習をサポートする「学習支援」を利用させたいと思うかは、全体では「参加させたい」が44.2%と最も多く、「すでに参加している」(11.5%)と合わせた5割以上は『参加させたい』と回答しています。

また、「参加させたくない」は7.7%、「わからない」は36.5%となっています。

学年別にみても5割以上は『参加させたい』と回答しています。また、中学2年生保護者の半数近くは「わからない」と回答しています。

⑦ 「こども食堂」や「地域食堂」を利用させたいと思うか



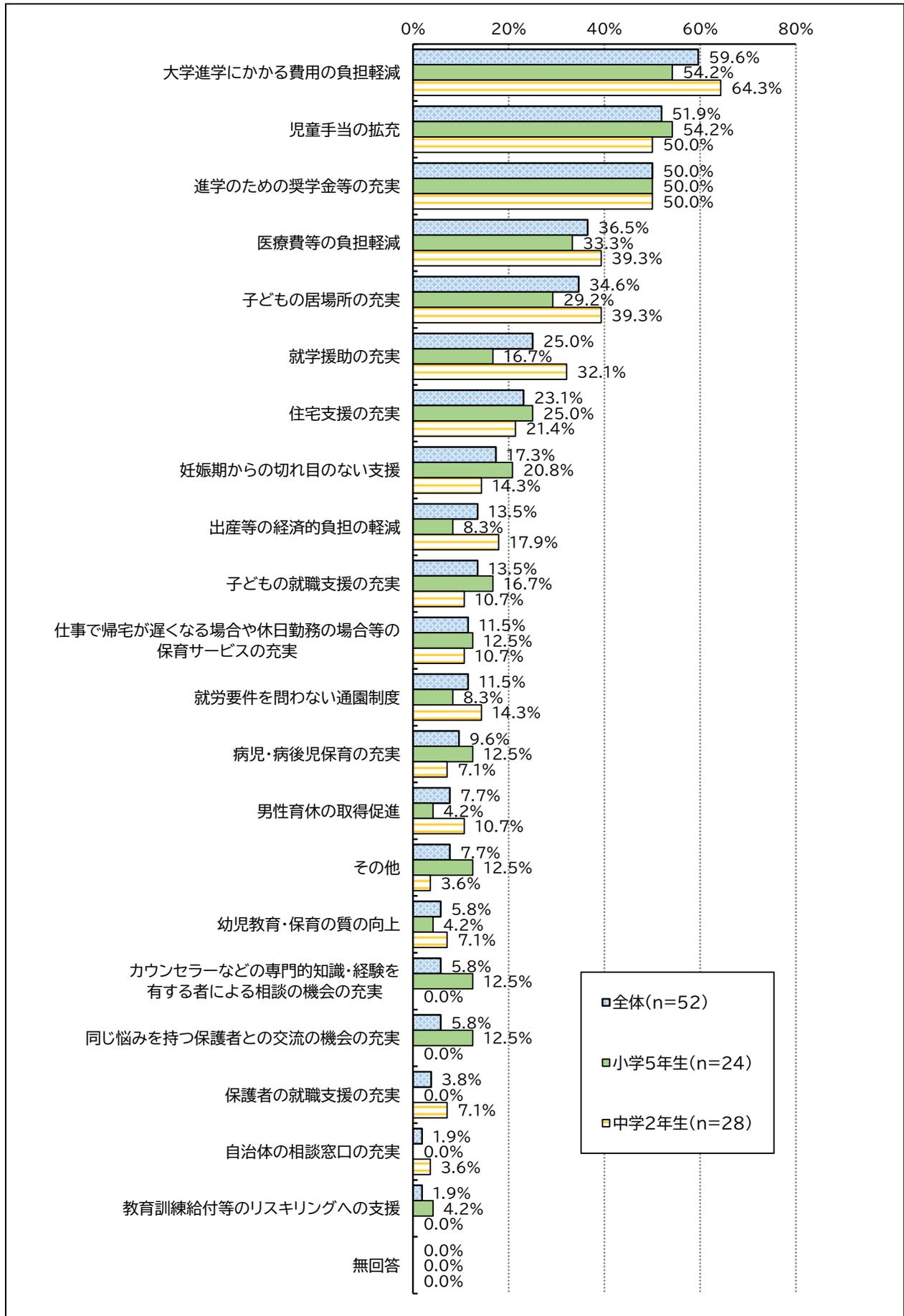
無料又は低額で食事を提供する「こども食堂」や「地域食堂」を利用させたいと思うかは、全体では「参加させたい」(28.8%)と「すでに参加している」(3.8%)を合わせた約3割は『参加させたい』と回答しています。

なお、「参加させたくない」は19.2%となっており、約半数が「わからない」と回答しています。

学年別にみると、『参加させたい』の割合は、小学5年生保護者では約4割、中学2年生保護者では3割弱と小学5年生保護者の方が多くなっています。

## II こども・若者を取り巻く現状

### ⑧必要だと思う子育て支援・ワークライフバランスの充実に関する施策



どのような子育て支援・ワークライフバランスの充実に関する施策が必要だと思うかは、全体では「大学進学にかかる費用の負担軽減」が59.6%と最も多く、次いで「児童手当の拡充」(51.9%)、「進学のための奨学金等の充実」(50.0%)、「医療費等の負担軽減」(36.5%)、「こどもの居場所の充実」(34.6%)と続いています。

学年別にみると、小学5年生保護者では「大学進学にかかる費用の負担軽減」と「児童手当の拡充」がともに54.2%で最も多く、次いで「進学のための奨学金等の充実」が50.0%で続いています。

また、中学2年生保護者では「大学進学にかかる費用の負担軽減」が64.3%と最も多く、次いで「児童手当の拡充」と「進学のための奨学金等の充実」がともに50.0%で続いています。



## Ⅲ 計画の基本的な 考え方



## Ⅲ 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念（案）

## こども・若者の

## 夢かがやき 笑顔の花咲くまち おばなざわ

尾花沢市では、「子育て日本一への挑戦」を目標に掲げ、グローバル化がますます進む 21 世紀を生きるこどもたちが、国際感覚を持ちながら個性と想像力を伸ばすことができるよう、子育て環境と学校教育の充実を推進してきました。

こども大綱では全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保証しながら、こども・若者が未来に向かって夢と希望を抱き、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

### 【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

## 2 計画の基本目標（案）

計画の基本理念に基づき、次の5点を基本目標とし総合的に施策を推進していきます。

### 1. こどもの権利が保障され、健やかな成長を支援するまち

全ての子どもたちは、生まれながらに権利の主体です。子どもひとり一人の個性を尊重して可能性を拓き、活躍できる社会を目指すために、こどもの権利について広く周知し、社会全体で共有するとともに、子ども・若者とその家族が主体的に社会参画できる環境づくりに努め、その意見を施策へと反映させていきます。

### 2. 子どもと子育て家庭が安心して、安全に暮らすことができるまち

子どもが生まれ育った環境などによって差別されず、将来にむかって夢を持ち、健やかに成長するために、すべての子どもとその家族が貧困や虐待、いじめ、犯罪などのあらゆる権利侵害に脅かされることのない社会の実現を目指します。

### 3. 子ども・若者がライフステージに応じて自分らしく成長するまち

子ども・若者のライフステージに応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、こどもの誕生前から自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える基盤づくりを推進していきます。

### 4. 地域全体で子育て家庭を支えるまち

子育て当事者が過度な使命感や負担感を抱くことなく自己肯定感とゆとりをもって、子どもに向き合うことができるよう、多様な働き方と子育ての両立を地域全体で支えていく機運を醸成していきます。

### 5. 質の高い多様な教育・保育環境がととのうまち

行政、子育て当事者、地域が一体となり、未来を担う子どもたちの健全な成長を見守り、支援するために必要な、安全で安心して過ごすことができる教育・保育環境の整備や、人間性、社会性を育む質の高い多様な教育・保育の提供に取り組みます。

### 3 計画の体系

#### (1) 計画の体系

| 基本理念                              | 基本目標                            | 主な取組  |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|
| こども・若者の夢かがやき<br>笑顔の花咲くまち<br>おばなざわ | 1 こどもの権利が保障され、健やかな成長を支援するまち     | (1)こども・若者が権利の主体であることへの理解促進・啓発<br>(2)多様な遊びや体験への支援、こどもが活躍できる機会づくり<br>(3)こども・若者の社会参画と意見反映の促進         |
|                                   | 2 こどもと子育て家庭が安心して、安全に暮らすことができるまち | (1)こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供<br>(2)こどもの貧困対策<br>(3)こどもの権利を守るための環境づくり<br>(4)こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組 |
|                                   | 3 こども・若者がライフステージに応じて自分らしく成長するまち | (1)こどもの誕生前から幼児期への支援<br>(2)学童期・思春期への支援<br>(3)青年期への支援   |
|                                   | 4 地域全体で子育て家庭を支えるまち              | (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減<br>(2)地域子育て支援、家庭教育支援<br>(3)仕事と生活の調和の実現                                      |
|                                   | 5 質の高い多様な教育・保育環境を整うまち           | (1)提供区域の設定<br>(2)教育・保育の量の見込みと確保方策<br>(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策                                  |

### Ⅲ 計画の基本的な考え方

#### (2) 施策と事業・取組の体系表

|                               |                                 |                                       |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1                             | こども・若者が権利の主体である<br>ことの理解促進・啓発   | ①こども・若者の権利に関する普及啓発                    |
|                               |                                 | ②こどもの教育、養育の場におけるこども・若者の権利に関する<br>理解促進 |
|                               | 多様な遊びや体験への支援、<br>こどもが活躍できる機会づくり | ①遊びや体験活動の推進                           |
|                               |                                 | ②こどもの生活習慣の形成・定着                       |
|                               |                                 | ③こどもまんなかまちづくりの推進                      |
| こども・若者の社会参画と<br>意見反映の促進       | ④こども・若者が活躍できる機会づくり              |                                       |
|                               | ⑤こども・若者の可能性を上げていくためのジェンダーギャップ解消 |                                       |
| 2                             | こどもや若者への<br>切れ目のない保健・医療の提供      | ①こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に向けた取組         |
|                               |                                 | ①プレコンセプションケアの取組推進と相談支援の充実             |
|                               | こどもの貧困対策                        | ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援                |
|                               |                                 | ①教育の支援                                |
|                               |                                 | ②生活の安定と向上に向けた保護者の就労支援                 |
|                               |                                 | ③支援体制の円滑な利用促進に向けた体制づくり                |
|                               |                                 | ④こどもの貧困に対する理解促進                       |
|                               | こどもの権利を守るための<br>環境づくり           | ⑤生活困窮家庭への支援                           |
|                               |                                 | ①障がい児施策の充実                            |
|                               |                                 | ②児童虐待防止対策の強化                          |
|                               |                                 | ③社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援              |
|                               | こども・若者の自殺対策、犯罪から<br>こども・若者を守る取組 | ④ヤングケアラーへの支援と理解促進                     |
| ①こども・若者の自殺対策                  |                                 |                                       |
| ②こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備 |                                 |                                       |
| 3                             | こどもの誕生前から<br>幼児期への支援            | ③非行防止と自立支援                            |
|                               |                                 | ①こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保        |
|                               | 学童期・思春期への支援                     | ②幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実                |
|                               |                                 | ①学校教育の質の向上                            |
|                               |                                 | ②こども・若者の視点に立った居場所づくり                  |
|                               |                                 | ③小児医療体制の充実                            |
|                               |                                 | ④性と心身の健康に関する教育と相談支援の充実                |
|                               |                                 | ⑤いじめ防止対策の強化                           |
|                               |                                 | ⑥不登校のこどもへの支援                          |
|                               |                                 | ⑦体罰や不適切指導の防止                          |
| ⑧高校中退の予防と高校中退後の支援             |                                 |                                       |

|             |                             |                                    |
|-------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 3           | 青年期への支援                     | ①高等教育の就学支援                         |
|             |                             | ②若者の就労支援と雇用・経済的基盤安定のための取組          |
|             |                             | ③結婚に関する支援                          |
|             |                             | ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実     |
| 4           | 子育てや教育に関する<br>経済的負担の軽減      | ①幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的負担軽減       |
|             |                             | ②医療費等の負担軽減                         |
|             | 地域子育て支援、家庭教育支援              | ①教育相談の充実と家庭教育に関する情報提供              |
|             |                             | ②家庭における体罰の防止に関する啓発                 |
|             |                             | ③子育てサポートに関する取組の推進                  |
|             | 仕事と生活の調和の実現                 | ①仕事と子育ての両立の推進                      |
|             |                             | ②家庭の時間を増やすための働き方(ワーク・ライフ・バランス)の見直し |
|             |                             | ③家事・子育てに関するジェンダーギャップ解消             |
| ④ひとり親家庭への支援 |                             |                                    |
| 5           | 提供区域の設定                     | ①教育・保育提供区域について                     |
|             |                             | ②地域子ども・子育て支援事業の提供区域について            |
|             |                             | ③尾花沢市における区域設定                      |
|             | 教育・保育の量の見込と確保方策             | ①教育・保育の量の見込と確保方策                   |
|             |                             | ②教育・保育の一体的提供と施設等利用給付の円滑な実施         |
|             | 地域子ども・子育て支援事業の<br>量の見込と確保方策 | ①地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策           |



# **IV 取り組むべき 施策の展開**



## IV 取り組むべき施策の展開

### 1 こどもの権利が保障され、健やかな成長を支援するまち

#### (1) こども・若者が権利の主体であることへの理解促進・啓発

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るためには、こども・若者が権利の主体であると認識され、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障しなければならないという考え方が社会全体で共有される必要があります。

##### ①こども・若者の権利に関する普及啓発

- いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させる取組を尾花沢市いじめ問題対策連絡協議会を中心に推進します。
- 困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするために、こども・若者やこども・若者に関わり得るおとなを対象に人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める啓発活動を実施します。

##### ②こどもの教育、養育の場におけるこども・若者の権利に関する理解促進

- 教職員や幼児教育・保育等に携わる者、こどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を実施します。
- 広く社会に対して、こどもの権利条約やこども基本法について周知・啓発を行うなどし、こども・若者の権利を含む人権教育を推進します。

## (2) 多様な遊びや体験への支援、こどもが活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であり、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるものです。

こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、行政、地域、学校・園、家庭、民間団体等が連携・協働して自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができるよう施設の充実や地域資源を生かした遊びや体験の機会を地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮しながら創出していきます。

### ①遊びや体験活動の推進

- こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため質の高い幼児教育・保育を推進します。
- こどものリアルな体験活動の充実を図るため、芸術鑑賞費補助金交付事業により質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会やこどもの豊かな心や創造性を育むため、活力ある学校づくり推進事業を実施し学校における自然体験の機会を創出します。
- 山形ふるさと塾活動賛同団体登録制度を活用し、地域住民が親から子、子から孫の代へふるさと山形のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの地域文化をこどもたちに教え、地域文化の保存・伝承を通じて、こどもと大人の郷土愛の醸成や社会力の育成を推進していきます。
- 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするための読書活動を推進します。幼児期においては、尾花沢市学習情報センター悠美館での、ボランティアグループによる絵本や紙芝居の読み聞かせ会の開催、学校においては、教員と読書力向上推進委員の連携による主体的な学びの基礎となる言語活動の充実を図ります。

### ②こどもの生活習慣の形成・定着

- こどもの生活リズムの向上を図っていくため「早寝早起き朝ご飯」運動・「3点固定運動（学習開始時刻・就寝時刻・起床時刻）」など、こどもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進していきます。
- 乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあることから、乳幼児健診・相談等を通し、こどもの発達に応じた食生活や基本的な生活習慣を身に着けることができるよう、普及啓発活動を実施していきます。

- 電子メディアへの接触の低年齢化や、接触時間の長時間化により生活リズムが乱れることが懸念されることから、学校・家庭が一体となり適正な利用についてのルールづくりを推進していきます。

### ③こどもまんなかまちづくりの推進

- こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、利便性が高くのびのびと遊ぶことのできる公園を整備します。
- 尾花沢市住宅リフォーム支援事業により子育て世帯に対し嵩上げ支援をするなどし、子育てにやさしい住まいの拡充を目指します。
- 尾花沢市通学路交通対策推進会議による通学路等の点検を行い、安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進します。

### ④こども・若者が活躍できる機会づくり

- こども・若者が一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神を育み、さらに外国語指導助手派遣事業によりALTを配置し外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。
- 夢や志につながるキャリア教育を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成していきます。
- 山形大学アントレプレナーシップ教育研究センターとの連携協定により、若手起業家を育成していきます。

### ⑤こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップ解消

- こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において、「いのちの教育」講演会等を開催するなど、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興、並びに広報活動を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講じるよう努めます。
- 様々な世代における固定的な性別役割分担意識解消の理解を深めるため、啓発活動や情報発信を行います。

### (3) こども・若者の社会参画と意見反映の促進

こども基本法第3条に基づき、全てのこどもがその年齢や発達の程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、多様な社会的活動に参画する機会を作っていきます。

#### ①こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に向けた取組

- こども家庭庁が実施する、こども・若者の意見を政策に反映させるための取組『こども若者★いけんぷらす』への参加を推進します。
- 若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関わる取組を積極的に行います。
- こどもや若者の社会参画・意見反映について、「こども・若者の意見反映に向けたガイドライン」を活用しながら、庁内各課の職員が適切に理解し効果的に取り組むことができるよう庁内で説明会などを実施し、理解を深めるよう促します。

## 2 こどもと子育て家庭が安心・安全に暮らすことができるまち

### (1) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

乳幼児期、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じ、切れ目のない保健・医療を提供するために、※プレコンセプションケアの取組の推進や、家庭生活に困難を抱える当事者が必要としている支援に確実につながることができる支援体制の構築を行っていきます。

また、慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、自立を促進するための相談支援や就労支援等を推進していきます。

※若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。

#### ①プレコンセプションケアの取組推進と相談支援の充実

- 若い世代の男女が将来にわたり健康で輝き続けるために、妊娠前から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。
- 若い世代から健康に関心を持てるよう20歳からの健康診断「フレッシュ健診」の受診を勧奨します。
- 困難を抱える妊婦や、出産後の母子等に対し、一時的な住まいの提供や養育に係る情報提供、産後ケア事業の提供など、医療機関や関係機関と連携し、支援体制の構築・強化を図ります。

#### ②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

- 慢性疾病・難病を抱え、その治療が長期間にわたり、身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれているこども・若者やその家族に対し、重度心身障がい（児）者医療給付事業及び子育て支援医療給付事業等の制度が活用できるよう支援するとともに成人後も切れ目のない支援ができるよう関係機関との連携を強化します。
- 幼少期から慢性疾患や難病を抱えていることで、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害しているこども・若者について、こども家庭センター、学校等関係機関が連携し支援を充実させ自立促進を図ります。

## (2) こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、ひとり一人の豊かな人生の実現につなげていく必要があります。

このことから、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。

### ①教育の支援

- 貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に、家庭児童相談員や教育相談専門員等による学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整などきめ細やかに包括的な支援を行います。
- 低所得世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から長期休暇中の寺子屋事業など学習支援を行う取組を充実します。
- 義務教育段階における児童・生徒就学援助費助成について、援助が必要な世帯に活用されるようきめ細やかな周知・広報を実施します。

### ②生活の安定と向上に向けた保護者の就労支援

- より安定した働き方やスキルアップのため、尾花沢市資格取得促進助成金による支援を行うとともに、ハローワークと連携し公的職業訓練など、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の習得を支援します。

### ③支援体制の円滑な利用促進に向けた体制づくり

- 低所得世帯等が必要な支援につながり、自立にむけた適切な支援が受けられるよう、こども家庭センターの充実を図り、ワンストップ相談及びプッシュ型の支援体制を構築します。

#### ④こどもの貧困に対する理解促進

- こどもが抱えている貧困の状況は多様で見えにくいことから、学校や地域と連携しながら支援を必要とするこどもを早期に発見し、適切な支援につなげることができる仕組みを構築します。
- こどもたちの居場所作り等の活動を行う生涯学習団体を支援し、こどもたちが気軽に集える場所を提供していきます。

#### ⑤生活困窮家庭への支援

- 複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活自立支援センターが窓口となり専門スタッフによる相談を行うとともに、自立に向けた各種支援に繋げられるよう体制を強化します。

### (3) こどもの権利を守るための環境づくり

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において、安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるような環境づくりが必要です。

声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ「こどもとともに」という姿勢でこどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しできる社会の実現を目指します。

#### ①障がい児施策の充実

- 障害の有無にかかわらず、それぞれの個性を認めあう※インクルーシブ保育を推進するため、保育所等への巡回による発達支援の充実や相談体制を強化します。
- 医療的ケア児等の専門的支援が必要なこども・若者とその家族に対し、山形県医療的ケア児等支援センターをはじめ各種関係機関の相互の連携により、それぞれが置かれた環境やライフステージに応じて必要な支援ができるよう体制を構築します。

※こどもの年齢・国籍・生涯の有無などの違いをすべて受け入れ同じ環境で保育すること。

#### ②児童虐待防止対策の強化

- 虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、包括的な相談支援体制の強化を図るため、こども家庭センターの機能を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を強化します。

#### ③社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- 社会的養護を必要とする全てのこども・若者が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携しながら社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図ります。

#### ④ヤングケアラーへの支援と理解促進

- ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくい構造であることを踏まえ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こども・若者の意向によりそいながら必要な支援を行います。
- ヤングケアラーの問題に対し、こども・若者本人や家族の自覚、周囲の気づきを促し、必要な支援につなげるため、積極的な啓発活動を実施していきます。

#### (4) こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっていることから、誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的支援としてこども・若者への自死予防対策が必要です。

また、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす犯罪被害、性被害、事故、災害からの安全を確保することにより、全てのこどもが健やかに成長するための対策を推進するとともに、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を、学校や警察等の地域の関係機関・団体と連携しながら推進していくことが求められます。

##### ①こども・若者の自殺対策

- こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる人に相談できる力を培うため「SOSの出し方に関する教育」を実施し自殺予防教育を推進します。また、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会の設定などの取り組みを確実に進めます。
- 「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOS-eメール」、「こどもの人権SOSミニレター」、「LINE人権相談」「チャイルドライン」など電話、SNS等を活用した相談窓口の更なる周知徹底を図ります。

##### ②こども・若者を犯罪被害や事故、災害から守るための環境整備

- こどもの命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは直ちに警察に相談通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、その旨を各種研修等の機会を捉えて学校現場への周知徹底を図ります。
- 青少年の健やかな成長を育む社会環境づくりを目指し、地域や関係者が一体となった市民運動の充実を図るため、引き続き尾花沢市青少年健全育成市民集会を開催していきます。

##### ③非行防止と自立支援

- 尾花沢市青少年指導センター指導委員や市内青少年育成関係団体と連携を図り、街頭指導や地域住民と一体となった環境浄化活動を実施し、問題を抱えるこども・若者の早期把握に努めます。
- こどもたちが安心して暮らせるよう、防犯協会等の関係団体と連携し防犯巡回パトロールを強化します。

### 3 こども・若者がライフステージに応じて自分らしく成長するまち

#### (1) こどもの誕生前から幼児期への支援

こどもの生誕前から幼児期までは、こどもの将来にわたる※ウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

国が策定した「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づき、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、ひとり一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう環境整備を行っていきます。

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう

##### ① こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。
- 不妊治療における費用助成や相談、産後ケア事業及び妊婦のための支援給付事業等を実施し、妊娠・出産の過程における伴奏型相談支援と経済的支援を一体的に実施していきます。
- 5歳児は社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期であること等を踏まえ、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見の観点から5歳児健康診査を実施します。

##### ② 幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- 幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育所、認定こども園等の安全・安心な環境の中で幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「幼保こ小架け橋プログラム」の実施に取り組みます。

## (2) 学童期・思春期への支援

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期であり、安全・安心が確保された場で、善悪の判断や規範意識を形成し、協調性や自主性を身に付けるとともに、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要とされています。

また、思春期は、心身の変化を経験しながら、アイデンティティを形成していく時期であるとともに、様々な葛藤や悩みを抱える繊細な時期でもあることから、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれています。

全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、「基礎学力」の育成、「夢・志教育」の充実、教育支援体制の整備を図り『人間力に満ちたこどもの育成』に取り組んでいきます。

### ①学校教育の質の向上

- 地域や学校の実態に応じて、教職員が目的意識を持ち継続的に教育活動を展開していくために、コミュニティ・スクールを設置し、学校、家庭、地域、関係機関の力を統合した学校教育力によって多様なニーズに応える学びを実現します。
- 教育の質を高めるため学校教育推進事業・部活動改革・校務のICT推進事業に取り組み、教員ひとり一人のゆとり、余裕の確保に取り組み、教職員が授業研究や児童生徒と向き合うための時間を創出します。

### ②こども・若者の視点に立った居場所づくり

- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、学校施設を活用したこどもにとって安全・安心で利用しやすい居場所となるよう整備を進めます。
- 放課後や週末等にこども教室を開催し、様々な文化や遊び、自然体験等を行うこどもの居場所づくりを進めていきます。

### ③小児医療体制の充実

- 尾花沢市中央診療所において小児科医診療日を設け、また、休日当番医制を実施し、こどもがいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実とその情報の周知を図ります。

#### ④性と心身の健康に関する教育と相談支援の充実

- 子ども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、「いのちの教育」講演会を開催し性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めていきます。

#### ⑤いじめ防止対策の強化

- 全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。さらにQ-Uテストを実施し、児童生徒ひとり一人についての理解と対応方法、学級集団状態と学級経営方針の把握に努めます。
- 「いじめ発見調査アンケート」により、早期発見、組織的対応、相談先の確保などのいじめ防止対策を強化します。
- 尾花沢市いじめ問題対策連絡協議会を定期的で開催し、学校、地域、関係機関と連携し広域的にいじめ問題に取り組みます。

#### ⑥不登校の子どもへの支援

- 全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、適応指導教室（スマイルホーム）を設置し不登校または別室登校児童生徒を支援します。
- 不登校対策支援員、教育相談専門員を配置し、不登校に関する相談活動を行うとともに通所指導（教科指導、体験活動など）を行い、学校と連携しながら児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて取り組みます。

#### ⑦体罰や不適切指導の防止

- 体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されていることや、生徒指導提要に示されている不適切な指導と考えられる例などを踏まえ、生徒等の指導に当たって留意すべき事項などを、教職員の各種研修の場において周知をはかります。

#### ⑧高校中退の予防と高校中退後の支援

- 高校中退を予防するため、高校における指導・相談体制の充実を図ることができるよう、関係機関と連携するとともに、子ども家庭センター等の相談機関やフリースペースなどの居場所への橋渡しができるよう支援体制を整備します。

### (3) 青年期への支援

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なることから、自身の社会的な役割や責任に対する不安を感じる時期ともいえます。

自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や、相談支援が望まれています。

#### ①高等教育の就学支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階における修学支援制度について、義務教育段階からの周知に取り組みます。
- 高等学校修学に必要な資金を無利子で貸与する「おもだか奨学金」について、必要とする人が利用できるよう周知に取り組みます。

#### ②若者の就労支援と雇用・経済的基盤安定のための取組

- 将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくため、技術力向上の為の資格取得について、市内の企業に対し尾花沢市資格取得促進助成金を交付し支援していきます。

#### ③結婚に関する支援

- 結婚の希望が叶えられない大きな理由として、経済的事情や仕事の問題のほか「適当な相手にめぐり会わないから」であることから、尾花沢市結婚促進協議会 LaLa ネットを中心に、結婚につながるような出合いの創出を推進していきます。

#### ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援体制の充実

- ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。
- 悩みや不安を誰にも相談できず孤独やストレスを感じている若者に気づき、必要な支援に繋げ見守っていけるよう「ゲートキーパー養成講座」等の実施により、こころのSOSサインに気づいた時の対処方を学ぶ機会を創出します。
- 「#いのちSOS」「よりそいほっとライン」「いのちの電話」などの相談支援やサービスに関する情報の周知を図ります。

## 4 地域全体で子育て家庭を支えるまち

### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や義務教育段階における就学援助のほか、国が実施している高等教育段階の修学支援制度の拡充が図られており、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的支援が図られています。

また、児童手当については、次世代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けが明確化され、抜本的に拡充されたことや、医療費の高校生年代までの無償化により子育て世帯の経済的負担を軽減します。

#### ① 幼児期から高等教育段階までの切れ目のない経済的負担軽減

- 幼児教育・保育の完全無償化により、子育て世帯の負担軽減や全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を保障します。
- 義務教育段階における就学援助について、援助が必要な世帯に活用されるようきめ細やかな周知・広報を実施します。(再掲)。
- 高等教育の就学支援新制度により、給付型奨学金と授業料等減免の対象が拡大されていることから、必要な支援が、必要な学生等に利用されるよう、義務教育段階からの周知広報に取り組みます。

#### ② 医療費等の負担軽減

- 子育て世帯の負担軽減をはかるため、引き続き高校生世代までの医療費の無償化を行います。

## (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進していきます。

また、家庭内で子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うために、保護者の学びを促すことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援していきけるよう、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進していきます。

### ①教育相談の充実と家庭教育に関する情報提供

- 家庭児童相談員や教育相談専門員を配置し、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談やプッシュ型の情報提供を実施します。
- 県の「やまがた子育て講座」や「幼児共育ふれあい広場」事業を活用し、保育園や認定こども園、小中学校において家庭教育・子育てに関する講座を実施し、人やモノ、自然とのかかわりと地域とのかかわりを大切にした親子の体験的な活動等を実施していきます。

### ②家庭における体罰の防止に関する啓発

- 子どもとの親としてのかかわり方の工夫や体罰が子どもに与える悪影響を親に伝えるなど、体罰によらない子育てが応援される社会づくりを進めるための広報・啓発を行います。

### ③子育てサポートに関する取組の推進

- 主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が遊びに行き交流を深めたり、子育てについての不安や悩みについて気軽に相談できる身近な場所として、地域子育て支援センターの充実を図ります。

### (3) 仕事と生活の調和の実現

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、男女共同参画の機運を醸成し、夫婦が相互に協力しながら子育てし、男女ともに希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使い、キャリアアップと子育てを両立できる職場を応援し、地域社会全体で支援する社会を目指します。

また、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて生活支援、子育て支援、就労支援等を行います。

#### ①仕事と子育ての両立の推進

○男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成と子育てを両立できるよう「共働き・共育て」を推進するため、男性の育児休業取得支援等の制度の周知に努めます。

#### ②家庭の時間を増やすための働き方（ワーク・ライフ・バランス）の見直し

○子育てや介護等、家庭生活の仕事を両立しながら、いきいきと働き、幸せを実感できるようワーク・ライフ・バランス支援を実践している企業に対し奨励金を交付し、働き方の見直しを推進します。

#### ③家事・子育てに関するジェンダーギャップ解消

○ジェンダーギャップ解消のためのセミナー等を開催し、男性の家事・子育てへの参画を促進します。

#### ④ひとり親家庭への支援

○母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の子育てや就労など様々な相談に対応するとともに、各種支援制度に関する情報提供や他の支援機関への橋渡しを行います。

○ひとり親家庭の父母の就労を支援するため、主体的な能力開発の取組を支援する自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付金制度などを活用し自立を促す支援を行います。（再掲）

## 5 質の高い多様な教育・保育環境が整うまち

(第3期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画)

### (1) 提供区域の設定

#### ①教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「必要量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「その実施時期」を定める基本単位です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して区域を設定します。

#### ②地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業は、事業の目的や内容、利用できる対象者等が事業ごとに異なっており、施設や対応する職員の配置といったサービスの提供体制も異なります。このことから、事業の提供体制や運営実績等を踏まえながら、事業ごとに適切な提供区域を設定します。

#### ①教育・保育事業

- ・ 特定教育保育施設（1号認定・2号認定・3号認定）
- ・ 地域型保育事業所（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

#### ②地域子ども・子育て支援事業

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ・ 利用者支援事業              | ・ 地域子育て支援拠点事業       |
| ・ 妊婦健康診査               | ・ 乳児家庭全戸訪問事業        |
| ・ 養育支援訪問事業             | ・ 子育て世帯訪問支援事業       |
| ・ 児童育成支援拠点事業           | ・ 親子関係形成支援事業        |
| ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ・ 子育て短期支援事業         |
| ・ 子育て援助活動支援事業          | ・ 一時預かり事業           |
| ・ 放課後児童対策事業            | ・ 時間外保育事業           |
| ・ 病児に対する保育事業           | ・ 実費徴収に伴う補足給付事業     |
| ・ 妊婦等包括相談支援事業          | ・ 産後ケア事業            |
| ・ 乳児等通園支援事業            | ・ 多様な主体の参入促進、能力開発事業 |
| ・ 放課後子ども総合プラン事業        |                     |

### ③尾花沢市における区域設定

- 保育施設については、自宅に近いことのほか、保護者の通勤経路から選択することが考えられ、居住地区と利用施設の区域が一致しないケースが多く想定されること。
- 地域の枠を越えて施設が利用される現状を考慮した場合、保育ニーズに対応していくためには、広域での調整・確保が必要と考えられること。
- 保育需要の地域的な分布の密集度合いが、地域によって異なる（住宅地、農業地域など）と考えられ、小地区単位での確保には限界があること。
- 少子化の加速により、今後はより広域的な教育・保育行政が望まれていること。

以上のような本市の状況や条件を勘案した結果、提供区域を「尾花沢市」で「1区域」と設定します。

| 事業         | 区域設定  |
|------------|-------|
| ①教育・保育事業   | 全市1区域 |
| ②地域子育て支援事業 | 全市1区域 |

## (2) 教育・保育の量の見込と確保方策

## ■認定区分

| 区 分  | 年 齢     | 対 象 事 業    | 対象家庭類型                  |
|------|---------|------------|-------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳    | 認定こども園     | 専業主婦（夫）家庭、<br>就労時間短家庭 等 |
| 2号認定 | 3～5歳    | 保育所・認定こども園 | 共働き家庭 等                 |
| 3号認定 | 0歳、1・2歳 | 保育所・認定こども園 | 共働き家庭 等                 |

※子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。

## ■事業一覧

| 事 業          | 対 象 事 業  |
|--------------|--|
| 特定教育・保育施設    | 幼稚園・保育園、認定こども園   |
| 特定地域型保育事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育（定員6～19人）</li> <li>・家庭的保育（定員5人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所、院内保育所（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る）</li> </ul> |
| 認可外（地方単独事業）  | その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員こども専用）  |
| 確認を受けていない幼稚園 | 私学助成の幼稚園<br>(子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園)   |

※尾花沢市では特定教育・保育施設事業のみ実施しています。

#### IV 取り組むべき施策の展開

### ①教育・保育の量の見込みと確保方策

#### 1) 1号認定【3-5歳：教育標準時間認定】

##### 《量の見込みと確保方策》

|               | R5年度<br>(実績) | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------|--------------|------|------|------|-------|-------|
| 児童数(3～5歳児)(人) | 197          | 152  | 121  | 113  | 100   | 94    |
| 量の見込み(①)(人)   | 21           | 13   | 12   | 10   | 8     | 8     |
| 1号認定(人)       | 21           | 13   | 12   | 10   | 8     | 8     |
| 確保の方策(②)(人)   |              | 15   | 15   | 15   | 15    | 15    |
| 1号認定(人)       |              | 15   | 15   | 15   | 15    | 15    |
| 差(②-①)(人)     |              | 2    | 3    | 5    | 7     | 7     |

※実績値は3/1現在

- ニーズ量が利用実績を下回りましたが、現在の利用状況を考慮し、ニーズ量を補正しました。
- 1号認定について、市内の認定こども園により必要な事業量は確保できる見通しです。
- 現在、保育認定(2号認定)を受けられる世帯がほとんどであり、他市町村の動向をみても認定こども園において、教育認定を受けるこどもの数は少数であると見込まれます。

#### 2) 2号認定【3-5歳：保育認定】

##### 《量の見込みと確保方策》

|               | R5年度<br>(実績) | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------|--------------|------|------|------|-------|-------|
| 児童数(3～5歳児)(人) | 197          | 152  | 121  | 113  | 100   | 94    |
| 量の見込み(①)(人)   | 172          | 139  | 109  | 103  | 92    | 86    |
| 2号認定(人)       | 172          | 139  | 109  | 103  | 92    | 86    |
| 確保の方策(②)(人)   |              | 360  | 270  | 270  | 270   | 270   |
| 2号認定(人)       |              | 360  | 270  | 270  | 270   | 270   |
| 差(②-①)(人)     |              | 221  | 161  | 167  | 178   | 184   |

※実績値は3/1現在

- 2号認定については、市内の認定こども園・保育所により必要な事業量は確保できる見込みです。

## 3) 3号認定【0歳、1・2歳：保育認定】

## 《量の見込みと確保方策》

|              | R5年度<br>(実績) | R7年度  | R8年度  | R9年度  | R10年度 | R11年度 |
|--------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童数(0歳児)(人)  | 45           | 41    | 39    | 39    | 38    | 36    |
| 児童数(1歳児)(人)  | 95           | 40    | 37    | 35    | 36    | 34    |
| 児童数(2歳児)(人)  |              | 38    | 37    | 34    | 32    | 33    |
| 合計(人)        | 140          | 119   | 113   | 108   | 106   | 103   |
| 量の見込み(①)(人)  | 118          | 110   | 103   | 101   | 97    | 94    |
| 3号認定(0歳児)(人) | 36           | 35    | 34    | 35    | 33    | 30    |
| 3号認定(1歳児)(人) | 82           | 40    | 37    | 35    | 36    | 34    |
| 3号認定(2歳児)(人) |              | 35    | 32    | 31    | 28    | 30    |
| 0～2歳児の保育利用率  | 84.3%        | 92.4% | 91.2% | 92.7% | 91.5% | 91.3% |
| 確保の方策(②)(人)  |              | 207   | 157   | 157   | 157   | 157   |
| 3号認定(0歳児)(人) |              | 47    | 39    | 39    | 39    | 39    |
| 3号認定(1歳児)(人) |              | 80    | 59    | 59    | 59    | 59    |
| 3号認定(2歳児)(人) |              | 80    | 59    | 59    | 59    | 59    |
| 差(②-①)(人)    |              | 97    | 54    | 56    | 60    | 63    |

※実績値は3/1現在

- 3号認定については、市内の認定こども園・保育所により必要な事業量は確保できる見込みです。
- 少子化に伴い量の見込みは減少傾向ですが、共働き家庭の増加等、子育て家庭を巡る状況の変化に対応するため、引き続き0～2歳児保育の受け入れ態勢の確保と質の向上に努めます。

## ②教育・保育の一体的提供と施設等利用給付の円滑な実施

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟にこどもを受け入れることのできる施設です。本市においても令和2年度から認定こども園が開設され、さらなる教育・保育の一体的な提供を推進しています。

また、乳幼児期は、こどもの成長過程において豊かな心と健やかな身体を形成する上で重要な時期であることから、こどもひとり一人の育ちを支えるカリキュラム等の編成や保育士・幼稚園教諭の専門性の発揮を促し、教育・保育の質の向上に努めます。

また、施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、円滑な給付に努めます。

## (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

## ①地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

## 1) 利用者支援事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 |
|------|---|

## 現 状

令和6年度に「こども家庭センター」を設置しました。

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱く家庭を含め全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目なく、漏れなく対応することを目指しています。

## ■利用者支援事業の実施状況

|                           | 実績内容   | R4年度 | R5年度 |
|---------------------------|--|------|------|
| 母子健康手帳交付と妊婦相談<br>(月1回、随時) | 妊娠届出、母子健康手帳交付、助産師(母子保健コーディネーター)が相談・指導を実施。                        | 44人  | 30人  |
| パパママ相談会(年6回)<br>(R5~)     | 妊婦とそのパートナーを対象に、助産師・保健師による伴走型相談支援として、面談や育児物品の紹介・沐浴の指導等を実施。        | -    | 34人  |
| 妊産婦・新生児・乳幼児相談<br>(月1回)    | 月1回「7~8か月児・1歳児健康相談」及び「赤ちゃんルーム」を開催し、助産師・保健師による産前・産後の健康相談と育児相談を実施。 | 147人 | 121人 |
| 妊婦健康診査結果管理                | 妊婦健診の結果集計、未受診の方やハイリスク妊婦等への訪問・電話支援を実施。                            | 875件 | 754件 |
| ベビーマッサージ講座<br>(年5回)       | 乳児と保護者を対象に音楽等に合わせたマッサージ等で親子のふれあいを実施。                             | 17組  | 21組  |

## 量の見込みと確保方策

こども家庭センターを中心とし、保育園、学校などの関係機関と連携しながら、子育てに関する助言、相談に応じていきます。

## 2) 地域子育て支援拠点事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 |
|------|--|

## 現 状

本市では、おもだか保育園内に地域子育て支援センターを設置しています。

子育て支援センターでは専門職員による子育て家庭に対する相談指導や育児等に関する講座、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

また、基幹集落センター内にこども広場『おがぁ〜れ』を整備し、大型遊具を配置するなどし、天候や季節に左右されずに親子で自由に遊べる空間を提供しています。

## ■地域子育て支援拠点事業の実施状況

|           | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実績値(人日)   | 4,314     | 1,928     | 2,165     | 898       | 481       |
| 実施施設数(か所) | 1         | 1         | 1         | 1         | 1         |

※上記の実績値には市外利用者を含みます。

## 量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績を下回りましたが、現在の利用状況を考慮し補正しました(事業量は市内在住の利用者数とし、市外利用者の事業量は除いています)。

引き続き、地域子育て支援センター、こども広場等を運営し、必要な事業量の確保を図ります。

## ■量の見込みと確保方策

| 区分         | 第3期計画     |           |           |            |            |
|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|            | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
| ①量の見込み(人日) | 450       | 389       | 369       | 342        | 327        |
| ②確保方策(人日)  | 450       | 450       | 450       | 450        | 450        |
| ※実施施設数(か所) | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 差(②-①)     | 0         | 61        | 81        | 108        | 123        |

※上記の量の見込み及び確保方策には市外利用者を含みません。

#### IV 取り組むべき施策の展開

### 3) 妊婦健康診査

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 |
|------|---|

#### 現 状

妊婦一人に対し14回の妊婦健康診査の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。

#### ■妊産婦健診事業の実施状況

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値(人回) | 1,353 | 726   | 998   | 875   | 754   |

#### 量の見込みと確保方策

本市在住の妊婦に加え、里帰り出産等の状況も勘案し、実績から事業量を見込みました。山形県医師会との連携のもと、希望する医療機関における受診機会の提供を図ります。

#### ■量の見込みと確保方策

| 区分         | 第3期計画 |       |       |        |        |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み(人回) | 664   | 616   | 630   | 602    | 574    |
| ②確保方策(人回)  | 664   | 616   | 630   | 602    | 574    |
| 差(②-①)     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## ■妊産婦健診事業の実施体制

|                    |              |                                    |
|--------------------|--------------|------------------------------------|
| 実施回数               | 14回/1人       |                                    |
| 実施体制               | 山形県医師会       |                                    |
| 実施場所               | 利用者が希望する医療機関 |                                    |
| 実施時期<br>及び<br>検査項目 | ①妊娠8週頃       | 基本健診、血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査、HTLV-1抗体検査 |
|                    | ②妊娠12週頃      | 基本健診                               |
|                    | ③妊娠16週頃      | 基本健診                               |
|                    | ④妊娠20週頃      | 基本健診、超音波検査                         |
|                    | ⑤妊娠24週頃      | 基本健診                               |
|                    | ⑥妊娠26週頃      | 基本健診、血液検査                          |
|                    | ⑦妊娠28週頃      | 基本健診                               |
|                    | ⑧妊娠30週頃      | 基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査             |
|                    | ⑨妊娠32週頃      | 基本健診                               |
|                    | ⑩妊娠34週頃      | 基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査                  |
|                    | ⑪妊娠36週頃      | 基本健診                               |
|                    | ⑫妊娠37週頃      | 基本健診、超音波検査                         |
|                    | ⑬妊娠38週頃      | 基本健診                               |
|                    | ⑭妊娠39週頃      | 基本健診                               |

## 4) 乳児家庭全戸訪問事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 |
|------|--|

## 現 状

市内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

## ■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

|        | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実績値(人) | 55        | 50        | 50        | 45        | 43        |

## 量の見込みと確保方策

市内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。引き続き、市健康増進課の保健師で実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

## ■量の見込みと確保方策

| 区分        | 第3期計画     |           |           |            |            |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|           | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
| ①量の見込み(人) | 41        | 39        | 39        | 38         | 36         |
| ②確保方策(人)  | 41        | 39        | 39        | 38         | 36         |
| 差(②-①)    | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |

## 5) 養育支援訪問事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 |
|------|---|

## 現 状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市健康増進課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業で体制を整えており、乳児全戸訪問事業や母子保健法に基づく家庭訪問により対応しているため、養育支援訪問事業の利用実績はありません。

## 量の見込みと確保方策

現状を踏まえ、計画期間においては、こども家庭センターで検討を行い、当事業で指導すべき家庭の基準を定めるとともに、引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保を図ります。

## ■量の見込みと確保方策

| 区分        | 第3期計画 |       |       |        |        |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み(人) | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②確保方策(人)  | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 差(②-①)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 6) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業 |
|------|---|

### 現 状

令和4年児童福祉法改正により、令和6年度から新たに創設された事業です。

支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市健康増進課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業で体制を整えており、乳児全戸訪問事業や母子保健法に基づく家庭訪問により対応しています。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みがごく少数であることや他の訪問事業が補完的役割を果たしている現状を踏まえ、計画期間中に子育て世帯訪問支援事業の利用を見込んでいませんが、こども家庭センターを中心に、乳児家庭全戸訪問事業の結果などからニーズの把握に努め、支援を必要とするこどもとその家族を取り残さない支援体制の構築を推進していきます。

## 7) 児童育成支援拠点事業【新規】

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業 |
|------|---|

## 現 状

令和4年児童福祉法改正により、令和6年度から新たに創設された事業です。  
本市では、児童育成支援拠点事業としての事業は実施しておりません。

## 量の見込みと確保方策

量の見込みがごく少数であることから、計画期間中に児童育成支援拠点事業の利用を見込んでいませんが、養育環境に課題を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている現状を踏まえ、ニーズの把握に努めていきます。

## 8) 親子関係形成支援事業【新規】

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業 |
|------|---|

### 現 状

令和4年児童福祉法改正により、令和6年度から新たに創設された事業です。  
本市では、親子関係形成支援事業としての事業は実施しておりません。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みがごく少数であることから、計画期間中に親子関係形成支援事業の利用を見込んでいませんが、ニーズの把握に努めるとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等支援体制の構築を推進していきます。

## 9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童等の支援に資する事業）

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業 |
|------|---|

## 現 状

本市では、尾花沢市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、こどもの保護に努めています。

## ■要保護児童対策地域協議会実務者会議の実施状況

|         | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開催実績（回） | 9   | 8   | 6   | 6   | 6   |

## 量の見込みと確保方策

関係機関の連携のもと、個別ケース検討会議などの会議を随時開催し、児童虐待等のケースに応じた適切な支援策の検討・実施に努めます。

## 10) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間子ども及び保護者を預かる事業。 |
|------|--|

## 現 状

本市では、子育て短期支援事業としての事業は実施しておりません。

## 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から、ニーズ量が算出されたものの本市にはサービス提供可能な施設がないことから、計画期間において子育て短期支援事業を実施する予定はありませんが、こども家庭センターを中心とし、支援が必要な世帯のニーズの把握に努めるとともに、必要な支援ができるよう実施方法について検討してまいります。

## 11) 子育て援助活動支援事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 |
|------|--|

### 現 状

本市では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。

### 量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から、少量のニーズ量が算出されたものの、利用希望はごく少数であることから計画期間中、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用を見込んでおらず、事業を実施する予定はありません。

## 12) 一時預かり事業

## I. 認定こども園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 認定こども園、幼稚園において、通常の教育時間が終了した後、家庭における保育が一時的に困難となった幼児について一時的に預かる事業 |
|------|---|

## 現 状

市内2か所の認定こども園において、在園児を対象とした預かり保育を実施しています。

## ■幼稚園等における預かり保育の実施状況

|                 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実績値（利用延べ児童数）（人） | －         | 217       | 339       | 488       | 1,013     |
| 実施か所数（か所）       | －         | 1         | 1         | 1         | 2         |

## 量の見込みと確保方策

対象者は1号認定者のみでごく少数であり、認定こども園において必要量を確保できる見込みであることから、量の見込みと確保方策は示さないこととします。

## IV 取り組むべき施策の展開

### II. 「I」以外の一時預かり

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | <p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p> |
|------|---|

### 現 状

本市では、公立1園、私立3園の市内計4か所の保育所において、一時預かり事業を実施しています。

なお、本市では子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、トワイライトステイ事業は実施しておりません。

#### ■事業の実施状況

|                 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値(利用延べ児童数)(人) | 70    | 102   | 351   | 105   | 132   |
| 実施か所数(か所)       | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |

### 量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績を上回りましたが、現在の利用状況を考慮し補正しました。

今後も市内4か所の保育施設において一時預かり事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

なお、本市では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を本事業の事業量を確保する方策としては見込んでおりません。

#### ■量の見込みと確保方策

| 区分                 | 第3期計画 |       |       |        |        |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み(利用延べ児童数)(人) | 130   | 112   | 106   | 99     | 95     |
| ②確保の内容(人)          | 130   | 112   | 106   | 99     | 95     |
| 差(②-①)             | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 13) 放課後児童対策事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 |
|------|---|

## 現 状

本市では、5つの小学校区において、保護者が昼間家庭にいない小学校児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

## ■放課後児童クラブの実施状況

|            | R元年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 設置数（か所）    | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 定員（人）      | 180 | 180 | 215 | 235 | 235 |
| 登録児童数（人）   | 165 | 200 | 199 | 207 | 205 |
| 小学1～3年生（人） | 144 | 161 | 161 | 158 | 153 |
| 小学4～6年生（人） | 21  | 39  | 38  | 49  | 52  |

## 量の見込みと確保方策

本事業の対象児童の学年は制度改正により小学6年生までに拡大されていますが、児童数の減少により、必要な事業量を確保できる見込みです。

## ■量の見込みと確保方策

| 区分     | 第3期計画 |       |       |        |        |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み | 195   | 170   | 149   | 133    | 108    |
| 小学1年生  | 35    | 37    | 23    | 25     | 20     |
| 小学2年生  | 40    | 35    | 38    | 24     | 25     |
| 小学3年生  | 58    | 38    | 34    | 36     | 23     |
| 小学4年生  | 19    | 21    | 14    | 13     | 13     |
| 小学5年生  | 20    | 19    | 21    | 14     | 13     |
| 小学6年生  | 23    | 20    | 19    | 21     | 14     |
| ②確保の内容 | 195   | 170   | 149   | 133    | 108    |
| 小学1年生  | 35    | 37    | 23    | 25     | 20     |
| 小学2年生  | 40    | 35    | 38    | 24     | 25     |
| 小学3年生  | 58    | 38    | 34    | 36     | 23     |
| 小学4年生  | 19    | 21    | 14    | 13     | 13     |
| 小学5年生  | 20    | 19    | 21    | 14     | 13     |
| 小学6年生  | 23    | 20    | 19    | 21     | 14     |
| 差（②-①） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### IV 取り組むべき施策の展開

### 14) 時間外保育事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業 |
|------|---|

#### 現 状

市内7か所のすべての保育施設において、開所時間は7時15分から、閉所時間は19時15分（公立は19時まで）までの延長保育が実施されています。

#### ■延長保育の実施状況

|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値(人)    | 280   | 328   | 279   | 237   | 203   |
| 実施か所数(か所) | 7     | 7     | 7     | 7     | 7     |

#### 量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績を下回りましたが、現在の利用状況を考慮して補正しました。

市内7か所すべての認定こども園、保育所における延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

#### ■量の見込みと確保方策

| 区分        | 第3期計画 |       |       |        |        |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み(人) | 150   | 130   | 123   | 114    | 109    |
| ②確保の内容(人) | 150   | 130   | 123   | 114    | 109    |
| 差(②-①)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 15) 病児を保育する事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | <p>○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業</p> <p>○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業</p> |
|------|--|

## 現 状

令和2年度から病児・病後児保育を実施しております。

なお、本市では、体調不良児対応型、病児・緊急対応強化事業は実施しておりません。

## ■病児病後児保育の実施状況

| 区分        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値(人日)   | 0     | 18    | 16    | 10    | 8     |
| 実施か所数(か所) | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     |

## 量の見込みと確保方策

ニーズ量が利用実績を大きく上回る結果となりましたが、サービスの提供状況やこれまでの利用実績から病児・病後児を保育する事業の事業量を見込みました。

看護師の確保など課題が多い事業ですが、保護者からの利用希望を踏まえ事業量を確保できるよう体制を整備します。

## ■量の見込みと確保方策

| 区分         | 第3期計画 |       |       |        |        |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み(人日) | 20    | 17    | 16    | 15     | 15     |
| ②確保の内容(人日) | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 差(②-①)     | 0     | 3     | 4     | 5      | 5      |

## 16) 実費徴収に伴う補足給付事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業 |
|------|--|

## 現 状

令和元年度の幼児教育・保育の無償化に合わせ、3～5歳児を対象とした副食費助成事業を開始しました。

追加の事業量は見込んでいませんが、他の自治体の動向を踏まえながら必要に応じて事業内容を検討していきます。

## 17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 令和6年の児童福祉法改正に伴い新設され、妊婦、その他配偶者等に対して面接等により、情報提供や相談等を継続して行い、必要な支援につなげていく事業 |
|------|---|

## 現 状

令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7年度から新たに創設される事業です。妊娠届出時の面談や乳児全戸訪問事業、母子保健法に基づく家庭訪問によって対応しており、妊婦、その他配偶者等に対して養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業体制を整えています。

また、妊婦とそのパートナーを対象に、助産師・保健師による伴走型相談支援、妊婦体操や分娩指導、育児・沐浴の指導を実施しています。

## 量の見込みと確保方策

家庭のニーズの把握に努め、サービスの提供体制の整備と必要な事業量の確保を進めていきます。

## ■量の見込みと確保方策

| 区分        | 第3期計画 |       |       |        |        |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①量の見込み(回) | 41    | 39    | 39    | 38     | 36     |
| ②確保方策(回)  | 41    | 39    | 39    | 38     | 36     |
| 差(②-①)    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 18) 産後ケア事業【新規】

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | <p>○妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、母子保健推進員、愛育班員等の母子に係る地域の人的資源や、研修を受けた子育て経験者・シニア世代の者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。</p> <p>○地域の母親同士の仲間づくりを促し（交流支援）、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする。</p> |
|------|---|

## 現 状

令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7年度から新たに創設される事業です。本市では、保護者が安心して子育てできるよう、訪問や宿泊により産後の生活をサポートする産後ケア事業を実施しています。

## ■産後ケア事業の実施状況

| 区分      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績値（人日） | －     | －     | －     | 1     | 14    |

## 量の見込みと確保方策

対象者はごく少数であることから、量の見込みと確保方策は示さないこととします。対象者のニーズにあわせ、サービスの提供体制の整備を進めていきます。

### 19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 令和6年の児童福祉法改正により新設された制度であり、満3歳未満の就学前で、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設に通っていないこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、面談や子育てについての情報の提供等の援助を行い、月一定時間まで教育・保育施設を利用することができる事業 |
|------|--|

#### 現 状

令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7年度から新たに創設される事業です。本市では、乳児等通園支援事業としての事業は実施しておりません。

#### 量の見込みと確保方策

「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）の実施に向け、サービスの提供体制の整備と検討を進めていきます。

一時預かり（一時保育）事業のニーズを踏まえて量の見込みや実施園を設定し、適正な確保量の維持に努めます。

### 20) 多様な主体の参入促進、能力開発事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 |
|------|---|

#### 現 状

本市において該当する事業はありません。

#### 量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、他の自治体を参考にしながら実施を検討します。

## 21) 放課後子ども教室の量の見込みと確保方策

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 地域の集会施設、地域の人材を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、こどもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業 |
|------|---|

## 現 状

本市では、全ての小学校区において、小学校児童を対象に、地域住民の参画を得て、体験・交流活動などを行う放課後子供教室（休日余暇型）を実施しています。

## ■放課後子供教室の実施状況

| 区分       | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 実施場所（か所） | 9         | 9         | 9         | 9         | 9         |

## 量の見込みと確保方策

本市においては放課後子供教室と放課後児童クラブの両事業を行う「一体型」の実施はなく、放課後児童クラブは各小学校区、放課後子供教室は各地区単位で別々に実施しています。現在実施している放課後子供教室については、定員の設定はしておらず、登録も不要であることから量の見込みと確保方策については、設置数のみの記載とします。

なお、現時点では一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の開設については予定しておりませんが、子育て環境の充実を図るため、今後検討していきます。

## ■確保方策

| 区分       | 第3期計画     |           |           |            |            |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|          | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
| 確保方策（か所） | 8         | 8         | 8         | 8          | 8          |



## V 計画の推進



## V 計画の推進

### 1 各主体の役割

計画の推進については、行政のみならず、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

#### (1) 行政の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの人権の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画の推進にあたっての基本となる考え方の周知を図ります。

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解の促進と国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供や効果的な子育て支援ができるように計画を推進します。

#### (2) 家庭の役割

家庭は、子どもの人格形成にとって基礎的な場として重要であり、何よりも安らぎの場となることが求められます。

また、母親のみに子育てや家事の過大な負担がかからないように、父親をはじめ家族みんなが役割を分担し、心身ともに健康で健やかに生活できるように、お互いに助け合いながら温かなふれあいのある家庭づくりが求められます。

#### (3) 地域の役割

地域は、子育て家庭の身近な相談の場として、また、緊急時の支援などの支えの場として重要な役割を担っています。

そのため、地域住民や各種団体は連携・協力して、包括的に地域の子どもを育てていくことが重要です。こうした地域の活動が、虐待、犯罪等から子どもを守ります。また、子育て家庭が地域で孤立することがないように、地域による子育て・子育て家庭の支援が重要です。

#### (4) 地域の役割

職場においては、子育ての社会的意義を認識し、育児・介護休暇制度の導入、労働時間の短縮や弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現など、労働環境や労働条件の整備等の支援が求められます。

## 2 計画の周知及び推進体制

### (1) 計画の周知

市民がこども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報紙、ホームページなどを通して周知し、市民の取り組みへつなげます。

### (2) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

また、関係機関などとの連携を強化し、こども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

## 3 計画の進捗管理

本計画の基本理念を実現するには、社会情勢の変化と施策の実施状況を把握し、その状況に合わせて施策の強化・改善が必要です。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、福祉課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善 (Plan・Do・Check・Action)」のすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

